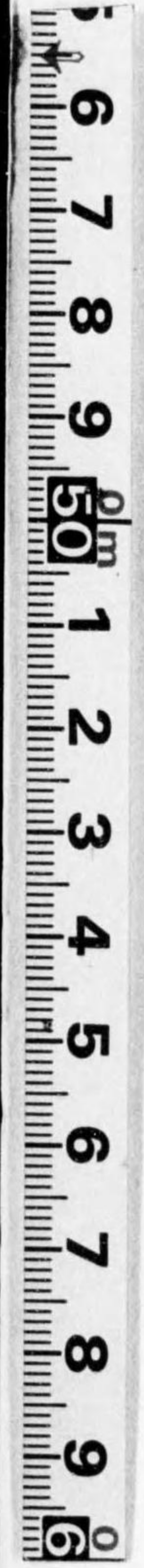


081.5-Y21ウ
1200500724750

081.5
21



始



✓
156

156
156

081.5
Y21

國民精神文化研究所編



山鹿素行集

第二卷



東京 目黒書店刊行

081.5
Y21

武庫軍錄序

武庫軍錄之為書也始於兵本及於兵漚然
于兵戰其續集者於問答而解其要法其別
集本於綱目而卷之不盈懷矣古今兵漚之
慮數十百家世取爭為經者七而當時兵家
有流之士皆以俗字記憶說奪武經以權詐
或假名或偽書殆惑高貴誣權謀夫小康素
衍先生兵家之說近取日用之事遠論戰法

之謀不出孫武子之外未立戚其律之下唯
恨其時之不同戰功之不充而已殆若雄偉
集五十余帙該該解今述要錄及就問答本
武經則伊邕于父于武卷舒之功曠大哉后
世學兵之徒經文鱗武而潛心於此教戒遺
書者為帝王之師乎故作序督其首

竟集丙申秋八月

江陰無名子書

同 同 續

武 教 要 錄 山 鹿 家 序 (筆行素鹿山)
平) (藏所家鹿山)

武敬小學序

大壞木工大商為天下之三寶。士無操子商之業而所以為三民之長者無他。能修身正心而治國平天下也。然世遠人亡。踰無善俗。世之誠教。或短夫澤頭。而以怒臂拗銳為俗。或深衣耒服。而以記誦詩章為教。其過不及。甚可歎息。予有冠勝春。述作小學。而人生自八歲。迄十四歲。放以灑掃應對進退之節。愛親敬長。親友之倫。且以嘉言善行。為終篇。其功偉哉。盛哉。然俗殊時變。俗之士亦用。尤泥者。則居國而慕異域之俗。或學禮教。用異風。或為祭禮。用異樣。皆是不究理之誤也。學者為格物致知。而求為致

異國之俗也。況魯子之道。其俗。殆足用異俗。予曾之於切禱之時。欲其習與智化。與心成之事。者誠先聖之實也。中康先生武敬之言。戒其嚴甚明也。於先生之門。欲學士之道者。必以此教為戒。其志何。放逸乎。生知之。實上品之士。外操何足習乎。然俗殘。放弛。則自陷溺。異端者。人心之危也。士食君之祿。為民之長。而其形。其行。其知。不近。則天之賊。民也。尤可汗辱之至也。此一篇輯錄。而為梓。鑿者。殆非先生之志。門弟子等。竊蒐集。篇題。而号武敬小學士之浮靡。蒙章敬受。此教者。為志士仁人之一助乎。玩味而勿忽矣。明

曆丙申八月門弟子等謹序題

續

同

武敬小學序
（筆入門）序家鹿山小戶平
（藏所）

山鹿素行集 第二卷 目次

山鹿素行集第二卷解題……………一

凡 例……………七

武教全書……………一

武教要錄……………三五

卷頭圖版

武教要錄序(山鹿素行筆)平戶山鹿家所藏

武教小學序(門人筆)平戶山鹿家所藏

山鹿素行集第二卷解題

武教全書 本書は明治四十年四月 明治天皇の勅覽を賜はつたものである。實に武教全書一卷は吉田松陰が嘗つて云つたやうに、山鹿流兵學の入門書であり、またその結論でもある。故にこれを展ぶれば武教要録となり、更に開けば兵法神武雄備集となり、七書諺義となり、武家事紀となり、山鹿語類となる。その神髓を約すれば中朝事實となり、原源發機となるのである。本書述作の趣旨綱領は自序、序段、跋に簡明に盡されてゐるが、武教小學を卷頭に配したるは、以て素行學の一端を窺ふに足るものがある。この書は明暦二年素行三十五歳の作で、十五歳の時尾畑景憲及び北條氏長に入門して以來の研鑽によつて樹立した山鹿流兵學の體系である。而してこの大綱は一度成立するやこれを變更することなく、爾來引續き講述して晩年に至るも衰へなかつたことが、自筆年譜及びその他の記録によつて知り得るを以て見ても、如何にこの書が重要なものであつたかが思はれる。尤もその内容は極めて簡潔であつて、恰も講義項目の如き觀があるから、講義内容は年と共に變化し、益々新鮮豊富となつたことであらう。それ故に却つてまたこの書の生命は永いのであるとも云へる。素行没後は更に一般に尊重され、全國に普及されて、幕末に至るまで獨りその名を擅にした。

本書の底本は弘化四年版山鹿素水校正のもの（假りに素水本と稱す。山鹿素行集第一卷 解題七〇頁参照）を主とし、次に平戸山鹿家所藏本を補助として使用した。素水本は素行の自筆本によつて素水自ら校正したものと云へば、尊重すべきや明かである。又平戸山鹿家には寫本數種遺つて居るが、自筆本は存してゐない。その中比較的確かと認むるもの、八冊本（積徳堂書籍目録に八冊とある。これはその系統に屬するものであらう。假りに平戸本と稱す。）及び一冊本（假りに平戸本別冊と稱す）を參考とした。これを素水本と比較するに、勿論大體の意味に相違はないが、字句に於て相當相違があり、用字、讀方に至つては尙更である。故に今回の編纂に當つては兩者相違の箇所は最も妥當と認むるものを採用することとした。或は兩者を併せ存した箇所もある。

武教要録 山鹿流の兵書中で、繁簡その中を得、最も要領のよいものは、この武教要録であらう。明暦二年素行卅五歳の時の作である。今回底本とした平戸山鹿家所藏の原本は、全部六卷で、第一卷の卷首には素行の序文はなく、江陰無名子の序文がある。この人は誰であるか、弘化の頃武教全書の版本に序を書いた藤原隆都（丹波綾部城主九鬼式部少輔藤原隆都、山鹿素水はこの人に仕へたことがある。）は、桑名侯松平定綱であるといふが、定綱は既に、慶安四年即ち要録の序文の日附より五年前に死んで居るから、この事は誤りであ

る。従つてこの書は同侯に獻する爲に出來たといふ事も信じられない。第四卷の素行自筆の跋文によれば、同志の士と兵書を研究中に得たものを輯録したのであるといふ事である。

始めの三卷は、兵の根本より説を起して戦法戦術に至り、第四卷はその續きで、兵法全般に関する問答である。これで一應終つて居る事がこの卷の跋文によつてわかる。第五卷は別集で、序文に確に第五卷なる事を明記してあり、内容は兵法全部の細い綱目を掲げて、恰かも武教全書をまた一層簡單にした様なものである。それが第一卷々首の序文に、別集は兵法の綱目をあげてあるといふのに符合する。且つ同序文によりて要録はこの第五卷別集で終つて居ると云つて居るから、次に來る第六卷の武教小學武教本論合冊は、その後に加したものであらう。その年代を考ふるに、延寶三年頃にできた現存積徳堂書籍目録には、武教要録はまだ五冊であり、武教本論とは別になつて居るから、これの一つにしたのはその後でなければならぬ。更にこれを各卷の序文跋文等の日附に徴すれば、第一卷の序文は明暦二年八月、第四卷跋文は同上、第五卷は同年仲秋即八月、第六卷武教小學は同年八月、本論は同年九月となつて居り、成立前後の關係は一層明瞭である。

然るに問題は第五卷である。第六卷の卷首には、第五卷別集と記してある。さうすれば第五卷別集は二つある譯であるが、これは第一卷の序文にある綱目の意味に合はないこと、第六卷の跋文

にもある通り、この別集は第五卷に繋ぐものであるから、第五卷とあるのは第六卷の誤りであらう。要するに第六卷は別集の第二に當つてゐるわけである。次に筆蹟に就て考ふるに、第一・第二・第三卷は全部素行當年の自筆である。第四卷は目次と、本文第一枚と、最後の跋文だけが自筆で、その他は門弟某の筆に、素行が加筆訂正したものである。第五卷は自筆ではないが、而も紙質と手垢等より判断するに、相當古いものに相違ない。併し題號の、武鏡要録の鏡字が如何にも疑問である。この鏡字はこの寫本と同類のものにも屢々見るところであるから、素行は別として、門弟及後年同門の人々は、教と鏡とを混用したのではないかと思ふ。かくて一應の説明はつくが、更に不審なるは、全體の行文頗る流暢を缺き、他の四卷と調子が合はない。且つ誤字脱字が極めて多い。假令別に書いてあつたものを附加したとしても、餘りに不釣合であるかに見える。これ等の點から一旦は除外せんとしたが、由緒ある山鹿家藏書であり、且つ第一卷の序文第五卷の序跋第六卷の跋文等により、第五卷に相當するものはこれ以外に見當らないもので、暫くこれを以て底本とした。他日自筆本が現はれたならば、更に訂正する事としよう。本書序文の筆者江東應響堂とは誰なるや不明である。

第六卷武教小學は門人の輯録なれば、自筆本がある筈はない。今この原本の筆者は、他にも屢々見る筆蹟で、確かに直弟子である。或は本文の首に記されてある校正者藤忠之(布施源)、又は句讀者藤可慶(千田治)の何れかではないかと思ふ。この本の内容を、弘化の版本や平戸本と比較して見ると、文章及訓點讀み方等に於て、可なりの相違がある。然しどちらかと云へば平戸本に近い。又この原本は他の原本に比して蟲害殊に著しく、判讀し難いものもあつた。なほ誤脱と思はれるものも可なり多いし素行の加筆訂正がないから、素行が目を通したものが確かでない。

武教本論の方は、素行筆と門弟某の筆と混じつてゐる。序文は明暦二年秋九月日となつて居るが、素行訂正の筆蹟は頗る後年らしく、概ね五十歳前後かと思はれる。

全體を通じて素行の自筆又は加筆本は、成るべく原形保存に力めて、誤脱等もそのままにしたところが多いが、寫本は明らかに誤脱と思はれるものは、相當加除訂正し返點等も施した。

山鹿素行集第二卷凡例

- 一、山鹿素行集第二卷は山鹿流兵學の主要な述作たる武教全書、武教要録の二書を收む。
- 二、原本のまゝ復刻する編纂方針は第一卷と變りなく、編者の註は（）を以てこれを示した。但し漢文の接續符、音讀訓讀の符及び人名、書名、年號等を示す符はこれを省略した。返點にして著者の慣用せるもの、例へば亘萬古は亘萬古とあるべきもそのまゝとす。また挿繪の着色は廢し、廻轉圖は説明を以てこれに代へた。
- 三、略字は正字に、變態假名、異體の文字は現行普通の文字に改めた。
- 四、本卷の校訂解題は本所編纂囑託廣瀬豊並に研究部經濟科助手筒井清彦これに當つた。

武
教
全
書

目 錄 (校訂者作)

武教全書 乾	三
刻武教全書序	三
刻武教全書題言	五
武教小學序	七
武教小學目錄	九
武教小學	二
武教全書物目錄	三
武教全書自序	元
武教全書序段	四〇
武教全書	
一之上卷	四
一之下卷	七
第二之卷	一〇

目錄

武教全書坤

武教全書

第三之卷

第四之上卷

第四之下卷

第五之卷

武教全書後序

一五

一〇

一〇

一〇

一〇

武教全書乾

刻武教全書序

素行山鹿先生名高祐字子敬素行乃其號也父貞以以元和八年壬戌歲生先生于會津其先田原藤次宗鄉秀鄉弟也天慶二年爲鎮西奉行築城於筑前州遠賀郡山鹿岬子孫世居于此因氏焉宗鄉十二世孫筑前守秀遠稱九州第一之精兵壽永之亂帥兵士三千護

安德帝於山鹿城又到讚州八嶋有戰功及平氏壇浦戰不利與平維盛之黨微服潛行而遁于勢州子孫世居焉秀遠十八世孫曰貞實興瀧川一益爲刎頸之交貞以則其嫡孫也始仕關一政後游事于會津侯蒲生秀行及蒲生氏國除來住于東都隱逸終先生資稟英邁卓絕洽聞強記博通和漢殊長韜略後專唱兵學聲價傾一時當時桑名侯松平定綱最尊信武教要錄及續集別

集則先生爲此侯所編次而侯遂序之其爲書簡而備約而精所謂摘要挈綱者也其餘所編次之書尤多就中此編則從古傳以和語記之使武夫俗士易通曉實爲武門有用之書然此書歷年既久傳播既溥誤脫頗多學者惑予嘗就裔孫高補聞其遺訓之一二頃者又得其手書之原本是以反復校正刻一本以惠窮鄉之士學者據此講習庶幾于振旅之一助乎若夫欲究其蘊奧則要錄存焉學者勉旃弘化四年丁未五月望日藤原隆都識

刻武教全書題言

吾家祖素行子講文之餘暇又及武學名一世入門受業者甚衆嘗著武教全書以授弟子弟子相競傳寫皆就此書研究武備以至今日殆二百年但歷世之遠數經傳寫不啻魯魚致誤或有脫字失其眞者多矣於是余乃用家祖手書原本校正上梓藏于家塾自今而後四方同志之士據此定本講習礱磨庶乎不失家祖之遺意矣

弘化四年歲舍丁未夏五月

六世孫 後學 山鹿高補謹誌

印

印

武教小學序

大農大工大商爲天下之三寶，士無農工商之業，而所_レ以爲三民之長者，無_レ他能修_レ身正_レ心而治_レ國，平_ニ天下_一也。然世遠人亡，鄉無_ニ善俗_一，世乏_ニ誠教_一，故或短衣蓬頭，而以_ニ怒_レ臂按_レ劍爲_レ俗，或深衣非服，而以_ニ記誦詩章_一爲_レ教，其過不及甚可_ニ歎息_一。乎有宋晦菴述_ニ作小學_一，而人生自_ニ八歲_一，迨_ニ十四歲_一，教以_ニ灑掃應對進退之節，愛_レ親敬_レ長親_レ友之倫，且以_ニ嘉言善行_一爲_ニ終篇_一，其功偉哉盛哉！然俗殊時變，倭俗之士，所_レ用尤泥着，則居_ニ闔國_一，而慕_ニ異域之俗_一，或學_ニ禮義_一，用_ニ異風_一，或爲_ニ祭禮_一，用_ニ異樣_一，皆是不_レ究_レ理之誤也。學者爲_ニ格_レ物致_レ知而非爲_レ效_ニ異國之俗_一也。況爲_レ士之道，其俗殆_ニ足_レ用_ニ異俗_一乎？習_ニ之於幼穉之時_一，欲_ニ其習與智長化與_レ心成_一，之事者誠先聖之實也。山鹿先生武教之垂戒，其教甚明也。於_ニ先生之門_一，欲_ニ學_レ士之道_一者，必以_ニ此教_一爲_レ戒，其志何_ニ放逸_一乎？生知之質，上品之士，外樣何_ニ足_レ習_ニ乎_一？然俗殘教弛，則自陷_ニ溺_一，異端_ニ者_一，人心之危也。士食_ニ君之祿_一，爲_ニ民之長_一，而其形其行，其知不_レ正，則天之賊民也。尤可_ニ汙辱_一之至也。此一篇輯錄，而爲_レ梓_ニ者_一，殆非_ニ先生之志_一，門弟子等竊蒐集扁題，而號_ニ武教小學_一，士之浮靡蒙童，敬_ニ受_レ此教_一者，爲_ニ志士仁人_一之一助乎？玩味而勿_レ忽_ニ矣_一。明曆丙申八月門弟子等謹序題。

武教小學目錄

- 夙起夜寐
- 燕居
- 言語應對
- 行住坐臥
- 衣食居
- 財寶器物
- 飲食色欲
- 放鷹狩獵
- 與受
- 子孫教戒

武教小學

門人 藤忠之校正
藤可慶句讀

夙起夜寐

凡爲士之法先夙起而盥漱櫛正衣服佩用具盥洗手也漱漱口也櫛梳也用具者腰刀扇火打袋之類也能養平日之氣出孟而體認君父之恩情思量今日之家業可觀下身體髮膚受之父母不敢毀傷孝之始也立身行道揚名於後世以顯父母孝之終上也而后示家事謁賓客事君則速出仕事父母則行察其安否矣出而事則謀不出其位侍長者則敬如父兄能謙退而不爭右事君事父母序長幼之說也

皆明倫以文會友以友輔仁曾子言也朱子曰講學以益友則問事多聞益矣友之便辟友之善柔友之便佞損之事也能信而不僞常思士之正義而不可懈是全交之道也以上言明朋友之交也曲禮曰君子不盡人之歡不竭人之忠以全交也

或誇^ハ時之政^ヲ或語^ハ遊興之樂^ヲ或言^ニ男女之色^ヲ則心必流蕩^{シテ}而行必陷溺^ス人心甚好^ム之故非禮勿^レ言^ト

行住坐臥

行^{トキハ}則不^レ徑^セ子游曰澹臺滅明行不由徑朱子曰徑者路之小而捷者也動必以正而無見小欲不^レ礙^サ傍人^ニ不^レ爲^ニ非

禮^ヲ不^レ出^ニ過言^ヲ自^レ出^レ門如^ク見^レ敵^ヲ道路者貴賤往來之徑也有辭讓之禮則無喧嘩之事若誤而下人礙他乘馬汚人則

如見敵孔子曰出門如見大賓是表敬恭之切也吳子曰備者自出門如見敵是無不備之謂也出^レ外則可^レ忘^レ內^ヲ已上言行法也往^{トキハ}則如^ニ前法^ニ章^一座^{トキハ}則正^シ

威儀^ヲ佩^ニ用具^ヲ常不^レ忘^レ不^レ虞^レ之戒^ニ已上言臥則不^レ尸^ノ如^ク論語曰寤不^レ尸朱子曰傍不^レ離^ニ利器^ヲ嚴^ニ夜戒^ニ

皆先^レ人而可^レ爲^ニ其勞^ヲ已上言臥則不^レ尸^ノ如^ク論語曰寤不^レ尸朱子曰傍不^レ離^ニ利器^ヲ嚴^ニ夜戒^ニ

於^ニ一事^ニ可^レ闕^ニ減^ス變^ノ之至^ル也^{トキハ}不^レ可^レ知^レ則豈^レ可^レ怠^レ哉禮記曰^ニ出^ニ冠^ヲ九人^ノ所^ニ以^レ爲^レ人者禮義也禮義之始^ハ在^ニ於^ニ正^ニ容體^ニ齊^ニ顏色^ニ順^中辭^ニ令^ニ容體正^ニ顏色齊^ニ辭^ニ令^ニ順^ニ而後禮義備^ル

衣食居

耻^ニ惡衣惡食^ヲ求^ハ居安^ニ則非^ニ志士^ニ論語曰志士於道而耻惡衣惡食者未^レ與^ニ足^レ議也又曰君子食無^レ求^レ飽居無^レ求^レ安衣食及居各^ニ有^レ分^ニ三者出^ニ其位^ニ

則度量相違^ニ而費^ハ多^ク財竭^レ而不^レ克^レ成^ニ武備^ニ三者不^レ及^レ則志必在^ニ吝嗇^ニ而又不^レ正^ニ能守^ニ其節^ニ是士

之用法也凡士之衣服有^レ分^ニ唯^レ以^レ稱^ニ武備^ニ爲^レ用^ニ長短縫裁皆有^レ則食者以^ニ食^ニ爲^レ用^ニ唯^レ欲^レ與^ニ士卒^ニ

同^中滋味^上而已^ニ三略曰昔者良將之用^レ兵有^レ饋^ニ餼^ニ者^ニ使^レ投^ニ諸河^ニ與^ニ士卒^ニ同^レ流而飲^ト夫一^レ軍^ニ然^レ氣質病多^ク脾胃不^レ同^中滋味^上而已^ニ之醪不^レ能^レ味^ニ一河之水^ニ而三軍之士思^レ爲^レ致^ニ死^ニ者以^ニ滋味^ニ之及^レ已^也

調和^ニ之士又^レ可^レ有^レ下^ニ養^ニ身全^レ生而守^ニ死於全道^ニ之量^上言七十者可^レ以食^ニ肉是年老而非^レ肉不^レ飽也人生氣之所^レ樂^ニ有^ニ三^ニ厚薄^ニ雖^レ爲^ニ年若^ニ其脾胃同^ニ七十^ニ則飽糲之食不^レ足^レ用

室宅必以^ニ輕薄^ニ爲^レ用^ト無^ニ費^ニ蔽^ニ之飾^ニ居安室美^ニ則志在^レ思^レ家是非^ニ志士^ノ之意^ニ家宅之廣狹用所^レ尤^レ可^レ守^ニ

武式^ニ傳^ニ曰帝堯之王^ニ天下^ニ之時錦繡文綺不^レ衣宮垣屋宅不^レ墜^ニ薨桷椽楹不^レ劉^ニ茅茨偏^レ庭不^レ剪^ニ鹿

裘禦^レ寒布衣掩^レ形糲梁^ニ之飯藜藿^ニ之羹不^レ下^ニ以^ニ役作^ニ之故^ニ害^レ民耕織之時^上削^レ心約^レ志從^ニ事^ニ乎無^レ爲^ニ云

云

財寶器物

夫財寶者給^ニ乏者^ニ救^ニ貧者^ニ省^レ不^レ給^ニ招^ニ賢者^ニ聚^レ士之禮用也器物者爲^レ令^レ足^ニ今日之用^ニ也爲^レ士之道

委身於主君守死於全道是古人之格言也若吝財寶一翫器物則武義自闕如臨大節而殆不可忘家思家之切弃義而遁死受謗於指頭及汚於父祖人而獸心之事何樂有之乎金銀財器有餘之輩或失國滅家易身積財之士古今不可枚舉豈可忽如乎

師嘗曰天下之財寶者天下之財寶而能交易利潤而通用萬物故是曰財寶有財之人皆言厭費不知費金玉盈堂財器在府而不知施用則天下之財滯一所以而不為天下之用費蔽何事如之乎人好財則大概吝吝之故聖人以金玉不為財不貴難得之財況藏土器畫軸銅鐵之器而財之以千金易之其惑甚乎

飲食色欲

飲食男女者人之大欲存也飲食者為下養身體一行中禮節也色欲者為下嗣子孫止中情欲也人皆有自然節士者為三民之長家業彌重所職任甚厚豈可不慎乎飲食過量則生病起爭則失禮起爭則失禮起爭也然則睡眠至骨體重而事々怠多則家業忽而所職之事擬滯其費尤大也色欲淫則內議多而用事有私精氣漏滲則謀事不成甚可畏之至也任重而道遠故以此為大戒士不可

以不弘毅任重而道遠仁以為己任不亦重乎死而後已不亦遠乎云云

放鷹狩獵

放鷹狩獵者古之制也鳥獸之荒田園尤可殺生之為士之道知險阨遠近山川之形計風俗街歌巷說之品街歌者路街之童穉所歌謠也巷說者於路自入水澤山林用矢玉劍戟輕四支習骨節考士卒之材閱兵士之用必士之所可勤也然用有時知農作之時致有節苟失時忘節則荒田園費民力豈如鳥獸之禍乎士之所為雖戲遊皆有據而不計其本末則常荒暴而已

與受

凡施受之道君臣上下之義朋友相接之禮士之所可慎守也法曰軍無財士不來軍無賞士不行香餌之下有懸魚重賞之下必有死夫又曰魚食其餌乃牽於縶人食其祿乃服其君以祿取人皆是古之制也雖有財祿不與施則無士卒之來服唯匹夫獨身也與施超分財竭祿乏而

武備又何整乎故計出納考度量而或施或與是爲士之法也凡計納而制出考度而知量則無過不及之謬論語曰出納之吝謂之有司云云

於出納之際不知其當與施不於道義則義士不來傳曰使義士不可財爾來之食乞食之者故不及曰吝過曰奢也

不_レ受_レ之豈可_レ不_レ慎乎受之道有_レ義則不_レ依_レ物之輕重受_レ之可也天下者重器也堯授之舜舜授之禹而不辭讓爾汝之言至少也人能不受_レ之孟子曰人能充無受_レ爾汝之實無_レ所_レ往闕_レ一義一道則雖_レ千鍾之祿天下之重不可_レ受矣凡仕官之士俸而不爲_レ義也朱子曰爾汝人所_レ輕賤_レ之稱

祿之外欲_レ受_レ施與_レ者超_レ分過_レ量之輩欲_レ爲_レ救金_レ乎施子曰小民之家無_レ故而得_レ百金非_レ有_レ大福必有_レ大咎何則彼之所_レ獲不過_レ放金_レ其所_レ得者微而所_レ用者狹無_レ故而得_レ百金則驕_レ其志而喪_レ其所_レ守雖_レ不_レ然吝嗇積財之俗欲_レ爲_レ堂乎兩_レ失_レ當然之理也施_レ得_レ之必失云云放金者非_レ家用之財而爲_レ二致之金也

與_レ受_レ士之專可_レ慎也或曰士與_レ吝嗇而積_レ財寧施_レ之有_レ餘

子孫教戒

子孫之恩情者天道之自然血脈相續之所成也人倫之厚何事及_レ之乎我身既沒而嗣子放僻則家絕身滅何以_レ恩愛之甚_レ不_レ垂_レ教戒之事哉士者以_レ大丈夫爲_レ勇於_レ愛惠之切_レ以_レ信勇_レ不_レ戒_レ之則

非_レ志士仁人孟子曰富貴不能_レ淫貧賤不能_レ移威武不能_レ屈此之謂_レ大丈夫凡幼稚之間氣之所稟唯_レ天然而心知未_レ有_レ所_レ主

其習日長月益善惡所_レ機甚可_レ慎張橫渠曰今世男女從_レ幼便驕惰懷_レ了_レ長益_レ凶狠又曰子愛_レ而不_レ教曰驕子士之教_レ戒子孫使_レ正_レ其知_レ勇_レ其機_レ信_レ中_レ其事_レ上_レ立_レ必_レ正_レ方_レ不_レ傾_レ聽云云故於_レ知之發_レ考_レ邪正_レ戒_レ邪揚_レ正義_レ勇而不_レ使_レ恐_レ威_レ之雖_レ少事_レ不_レ以_レ詐_レ僞_レ戲遊必_レ以_レ弓矢竹馬之禮_レ言語皆_レ以_レ武義禮讓之節_レ使_レ其精氣_レ全情欲寡_レ教_レ以_レ文學論語曰好_レ仁不_レ好_レ學其蔽也愚好_レ知不_レ好_レ直不_レ好_レ學其蔽也絞好_レ勇不_レ好_レ學其蔽也亂好_レ剛不_レ好_レ學其蔽也狂云云凡幼稚精氣全備之節先_レ以_レ學令_レ覺_レ先聖之格言是古之法也然_レ或_レ陷_レ記誦_レ或_レ玩_レ詞章_レ則_レ忘_レ倭俗_レ而欲_レ漢樣冠裳衣履言語必欲_レ模_レ漢俗是泥着之所_レ致也明道曰凡百玩好皆奪_レ志至_レ於_レ書札_レ向_レ好_レ着_レ亦_レ自_レ喪_レ志云云人有_レ氣稟_レ之異_レ故_レ考_レ其_レ輕_レ重_レ清_レ濁_レ令_レ習_レ馴_レ言語_レ已_レ通_レ則_レ選_レ師_レ考_レ友_レ勿_レ令_レ到_レ人_レ品_レ之_レ下_レ康節邵先生戒_レ子孫_レ曰上品之人不_レ教而善中品之人教而後善下品之人教_レ亦_レ不_レ善不_レ教而善非_レ聖而何教而後善非_レ賢而何教_レ亦_レ不_レ善非_レ愚而何師弟之相接_レ尤_レ可_レ敬_レ恭_レ兵書武冊不_レ可_レ置_レ汚_レ席_レ盥

漱而披_レ之_レ貴_レ師如_レ父兄_レ至_レ厚也豈_レ可_レ忽_レ知_レ乎我爲_レ士而輕_レ武書武事_レ者非_レ志士也

其法多以_レ懦弱_レ爲_レ教_レ大誤也爲_レ士之妻室_レ者士常在_レ朝而不知_レ內_レ故_レ代_レ夫而戒_レ家業_レ豈_レ以_レ懦弱_レ乎

夫男不_レ知_レ内女不言_レ外爲_二宮室_一辨_二内外_一 内則曰禮始於夫婦爲_二宮室_一辨_二内外_一云云 男女不同_二拋枷_一不_レ敢縣_二於夫之樞

樞_一能_二舅姑之道_一 皆内則之言也橫者曰樞直者曰柳掛衣者也 漢唐之間守_レ義死_レ節之女 出列女傳及小學善行篇漢唐已前之風俗不及論也 闔國武將之

妻室以_二盛衰_一不_レ改_レ節以_二存亡_一不_レ易_レ心或當_レ賊或死_レ敵如_レ斯之禮節如_レ此之立操豈以_二懦弱之教_一

乎蓋女者主_レ陰其體柔 其心順也是自然之生質也故以_二柔順_一爲_レ用 柔者柔和也順者順從也不爭不妬不怒不食是柔順之用也孔子曰婦人伏_二於人

也是故無_二專_一制之義云云 以_二能果斷_一爲_レ制 果敢決斷也懦弱則泥着而不明 戲遊言語必不_レ可_レ以_二淫佚之事_一教 以_二義之正道_一示

以_二武之本意_一則夫婦之道正 而人倫之大道明 矣 王吉上疏曰夫婦人倫之大綱也朱子曰有_二夫婦_一然後有_二父子_一云云

師嘗曰近世之俗教_二女子之學_一皆以_二源氏伊勢物語等之俗書_一甚可_レ歎息乎此等之書以_二淫佚之事_一

爲_レ樂 以_二悠艶之事_一爲_レ專 或書_二女子之通_一 別夫_一或記_二人情之所_一及筆力甚柔 而尤爲_二女子之書_一然 以_二此書_一爲_二垂戒_一之女子今焉有_二乎所_一筆削_二之者亦淫佚之女也必不_レ可_レ令_二玩味_一之

(平本以下なし)
武教小學終

武教全書惣目録

一自序並序段

一主本

大將三之采幣之事

主本結要之事

大將八の心得之事

一撰將

侍大將者頭物奉行に可申付人品之事

同不可申付人品之事

家になくて不叶三臣之事

大將十過之事

六品六者之事

五性之事

一用士

人をこゝろむる作法之事

軍中へ可召連人品之事

一武者分

武者分之事

一制法

押太鼓を以て人数をつかふ徳之事

押太鼓うち様之事

貝の事

陳鐘之事

旌旗之事

相驗之事

火之事

関聲用る徳之事

一撰功

高名譽之批判の事

不覺之武士批判の事

高名不覺批判心得之事

手負の批判之事

城責撰功之事

一内習

大將常に内習工夫之事

一軍禮

出軍門出儀式之事

頸對面實檢見知之事

勝関儀式之事

頸送作法付請取作法之事

一法令

陳中諸法度之事

制札之事

籠城法令之事

右を一之上卷とする也

一天官

日取之事

時取之事

方角之事

察機之事付雜氣之事

初首にて勝負を知る事

鎧着する時觀念之事

母衣を着する時觀念之事

頸對面實檢見知之時大將觀念之事

向惡方とき方違之矢を可射事

矢入はしめ之事

一地形

地形品々之事

一斥候

撰物見武者事

物見三段之事

大物見心得之事

繫物見の事付相圖之物見の事

送足輕迎備之事

物見品々之事

小物見馬乘様之事

物見武者可見積所々の事

物見に出人數之見つもり之事

物見武者武功之事

地形之見様武功之事

夜中之物見武功之事

八重かまりをいとふ物見之事

物見武者心得之事

一侍用武功

小身之士心かくる武士可存心得之事

小身之士武功之事

同武具心得之事

同陳中へ所持可仕道具之事

同馬付馬具軍馬之事

同軍禮品々の事付軍詞之事

かたき打之事付放討之事

一用間

五間之事

計策之事

城責計策之事

かくしちやくとうの事

間者用ひやうの事

忍者を撰ふ事同武功之事

計策間者忍ひ不被入心得之事

計策文認様之事

右を一之下卷とする也

一練陳

備を定る心得之事

備を分ち配り組心得之事

座備軍法之事

五行座備人數積之事同作法之事

九段大座備之事

八陳應變之事

備武功之事

一行軍

諸家中備押之事同旗本備押之事

備押品々之事同武功之事

備押に兼て可申付心得之事

一營法

不可陳取地形之事付陳取武功之事

可陳取地形見立之事付陳取仕作法之事

陳屋掛様之事付諸役者置様同作法之事

本陳作法之事付山陳城之事

陳中にて喧嘩無之掟之事

陳取品々之事

右を第二之卷とする也

一城築

撰地形事付平地可見立武功之事

撰山城可取立地形之事付山地見立武功之事

城取繩張之事付城取繩張武功之事

小口品々之事

郭之事

しとみかさしの事

土居之事付石垣武功之事

屏かけ様之事

城内家作武功之事

升形矢倉可仕心得之事付矢倉升形品々之事

矢さま鐵炮さま切様之事同武功之事

横矢之事

堀之事

橋に品々武功之事

柵木付塵防之事同不淨かくし流之事

城外捨土之事付堤川除武功之事

山城繩張之事

堺目城繩張付付城向城取出陳城繩張之事

城後堅固城取へき様之事付屋敷城之事

城築繩張武功秘傳之事（平本、ナシ）別傳

右を第三之卷とする也

一客戰

敵國へ可働入前方重習之事

出陳之前方重て可申含事

味方討無之申含様之事

出陳あつて跡不騒事

敵國へ働入心得之事

客戰心得之事

一主戰

初後の三者之事

内習備定之事付人質之事

敵我國へ押向ふ時前方心得之事

逆寄に可致場所之事

主戰心得之事

一攻城

敵城を可責前方重習之事

敵城へ押寄る作法之事

敵城を取巻作法の事付仕寄武功並埋草之事

敵を責る心得之事付俄責之事

城攻武功之事付山城攻様武功之事

城責計策之事

城不責落して引あくる作法之事

城責落して後心得之事

一守城

籠城之大將心定之事付逆寄心得之事

城中兵粮用意之事付諸道具用意之事

籠城備定之事付さまくはりの事同城中番仕様之事

籠城大將可存武功之事付諸法度の事

籠城の時兵粮を渡す武功之事同兵粮鹽噌おく作法の事

城持不斷心入の事

一寡戦

一二郡を領する侍大將弓矢取様之事

小勢備定事付寡戦心得之事

一衆戦

大軍の大將弓矢取様之事

衆を治め用ゆる作法之事

大軍備定事付大軍を以て小勢を討謀功之事

一步戦

敵に馬上多く味方にかち者多き時謀功之事

足輕預やうの事同足輕備立之事

同敵を防ぐ心得之事付足輕武功之事

足輕之役儀之事付夜討夜軍の足輕之事

一騎戦

馬を入る謀功之事付言葉之事

一山戦

山手より取寄る徳之事

山中備押之事付初て見る山中に道をあつる事

我山上に有て敵を山下に請たるとき謀功之事

我山下に有て敵を山上に請たるとき謀功之事

一 揆逆心之輩俄に山小屋へ取籠るに謀功之事
右を第四之上巻とする也

一河戦

可越行河之考之事付河こし心得之事
敵河を前にあて、防く時川をこし行謀功之事
川を越來る敵を川を前にあて、防戦謀功之事
水攻之事

一舟戦

軍船作り様之事付軍船に可入道具の事
軍船備配り之事
我船にて敵國の海邊へ可付船謀功之事
敵船にて味方の海邊へ來るを可防謀功之事
我船にて敵國の海上を押通る作法の事
敵船にて我國の海上を押通るを我船にて可留作法之事

船を湊へ入て船營をなす事付船軍武功之事

一伏戦

覆伏之事同武功之事
地下かまりの事
覆伏の有無をはかる物見之事
敵の様子をうかゞひて伏覆の有無を知る事
覆伏の有無はかりかたき時謀功之事
覆伏を防く心得の事

一火戦

放火を用る徳之事同自焼を致す徳之事
燒働武功之事同自燒作法之事
五火之事
のろしかゝり相圖の火の事
一夜戦

夜討夜軍に可出時分の事付夜軍の物見之事

夜軍に可出前方可申聞事付同出立之事

夜軍に可出前方武略之事

夜軍武功之事付詞之事

一夜守

敵方より味方へ夜戦仕かくへき見積之事

夜軍を厭陳取之事

夜軍仕かけられざる作法之事

敵方夜討夜軍の時謀功之事

一雑戦

谷戦事付林戦事

足入埜田にて敵出迎とき心得之事

逆風逆雨に敵に逢ふ時謀功之事

一敵國へはたらき入引取り引の作法之事

小せり合に深働いたし引様武功之事

引取敵へ可付武功之事

一戦法別傳(平本、ナシ)

三戦五戦之事付二之勝心得武功之事

戦法心得之事

奇正之事

虚實之事

心氣力之事

必勝付離勝之事

右を第四之下卷とする也

一兵具

兵具品々之事

雑器品々之事

火器品々之事

町見之事

一急療

一金瘡

一馬醫

右を第五之卷とする也

以上武教全書惣目錄之終合八册大尾

武教全書自序

孫子曰兵者國之大事死生之地存亡之道也不可不察也是千
 歲不易之格言也近世談兵之士滿巷然不知其本源而皆論其
 枝葉故兵要沈淪本末差別而不一貫之甚可歎息焉矣山本道
 鬼者中興之鳴于兵之士也尾畑景憲因茲傳末書及結要本且
 述三品等之書北條氏長亦傳此而著雌鑑雄鑑及用法兵之道
 於于茲庶乎其不差乎矣予嘗述兵法神武雄備集若干卷殆竊
 取先哲之意今又撫其要詳其事仍附門人等所輯錄之武教小
 學始著其教戒終次其序品欲令有便看焉而已尙管見之所不
 及者闕其疑而俟后之君子云惟時明曆丙申秋謹序

后學山鹿平

(平本、廟字ナシ)
義目 肅

武教全書

序段

夫士の法其品多し然とも其本三に不出謀略知略計策是也謀略と云は心をた
 し氣を養城取陳取備立共に理にあたる是也孫子曰經之以五事云知略
 といふは外を知つてはかるなり人に善惡あり格に眞艸輕重あり是を知て其
 處にしたかひ用る也孫子曰校之以七計云計策といふは手たてをなして全
 く勝をいふなり或は味方を入或はかへり忠の者を作り格によつて虚實をか
 んかへやすきに勝是也孫子曰兵者詭道也云兵法の用處千變萬化たりとい
 へとも此三本をいてす此三を知つて常に工夫受用する人は兵法の大理にか
 なふべししからすんはた、武功をたのしみて士の大道を知らざるなり

武教全書

主本

大將三之采幣之事

一能人を知へき事

人を能見知りそれくの賢き所をはかり知て諸役可申付事

一常罰を明にする事

善をすゝめ惡をこらすは將の用也故に常々勇士譽の批判能して賞功に其淺深輕重をみたるべからざる事

一常に兵法をならはす事

備立陳取行列惣じて弓矢の内ならしを碁石人形を以常にならはし家の風儀ならひとなるが如く能人ををしえその理を知らしめ其武者分をかねて定むる事

主本結要事

一道天地將法事並道法兼備事

道者令民與上同意可與之死可與之生而不畏危也天者陰陽寒暑時制也地者遠近險易廣狹死生也將者智信仁勇嚴也法者曲制官道主用也

一本末を知る事

一相尅相生の事

相こくすれば相生す相生すれば相尅する事

一草業守成事

一用捨の事

見水則可思不流 見火則可思不燒

取國則可思亡國 用兵則可思不敗

一學古用新事爲新用古事

一老若盛三之用之事

老將は用若若將は用老盛將は老若共に用る事

一十六字の事

強弱 柔剛 文武 威愛

抑揚 褒貶 擒縱 與奪

一戰のおこるを知る事

一常見常聞事

一廣見廣聞事

一萬の本をさとする事

大將八の心得の事

一天不可頼 地不可頼 人不可頼

衆不可頼 安不可頼 官位不可頼

理不可頼 兵法不可頼

よろつものかならずとする事なけれかならずとする時は怠ありおごりあり

撰將

侍大將者頭物奉行に可申付人品之事

- 一 すぐれて勇者に生れ付たる侍之事
- 一 智恵才覚ある侍之事
- 一 溫和慈愛の侍之事
- 一 眞實深き侍之事
- 一 忠節忠功の侍之事
 - 侍大將者頭物奉行に不可申付人品之事
- 一 我意をたて血氣の勇あつて勝負の善惡を不知侍之事
- 一 邪智多く輕薄なる侍之事
- 一 油斷多く氣よわく人にまかす侍之事
- 一 武邊場數有といへども道を知らず義をたゞさずして不穿鑿なる侍之事
- 一 邪欲ふかき侍之事
 - 家になくて不叶三臣之事
- 一 つり合の臣下之事
 - 家に久しき家老の勇知徳有て大將も親祖父のことく崇敬し給ふ臣下之事

一文道智辨の臣下の事

政道を正し國を治め私なく遠きおもんはかり有て智辨謀略ある臣下の事

一 武道正義の臣下之事

武士道正義の理に達し城を取陳を敷備を立事理共に相とへのへる臣下の事

大將十過之事

一 勇にして死を輕んずる者あり 急にして心速成ものあり 貪にして利を好むもの有 仁にして人にしのびざる者あり 知にして心つたなきものあり 信にして人を信することを悦ぶものあり 廉潔にして人を愛せざるもの有 知て心ゆるさきものあり ござきにして自ら用るものあり 懦にして人にまかすことをよろこぶ者あり

六品六者之事

- 一 六品と云は 靜成人 はやし人 おもき人 かるき人 ねはき人 さくき人
- 一 六者と云は 油斷者 ひよん成者 手遅者 あわて者 埒のあかざる者 無途方者

五性之事

- 一 五性と云は 木火土金水

用士

人をこゝろむる作法之事

一 常々同事を幾度も尋其人の答る言葉を聞其批判をききて賢き所をはかり知るべき事
一 其言葉を聞て其才覺を考へ其才覺を見て其本とする所をはかり善惡を定べき事
兵法曰信耳而不信目者俗之弊也

一 視觀察

一 八のこゝろむる法之事

問之以言以觀其詳 究之以辭以觀其變

與之間諜以觀其誠 明白顯問以觀其德

使之以財以觀其廉 試之以色以觀其貞

告之以難以觀其勇 醉之以酒以觀其態

一 八字

抑揚褒貶擒縱與奪

一 山鷹鹿狩を以て外様の侍大小上下下の様子走まはりをしるべき事

軍中へ可召連人品之事

一 軍配者 忍 算勘者 郷導地形之案内者

水練 文者右筆 醫者本外馬醫共 出家 猿樂 大工 鍛冶 細工 金掘

武者分

武者分品々之事

一 侍大將

五拾騎以上人數預るを云たとへ大人數を引率すると云共主人を持たる人をばおして侍大將といふなり又云一方の將たる人を云共いへり

一 足輕大將

馬上十廿乃至四十計に歩あしがる十廿五十計差添預る侍を云也

一 組頭 是は番頭の事也

一 武者奉行貳人

一御旗奉行貳人
一御持鍵奉行貳人

以上是を弓矢の六奉行といふなり武功の勇士にあらずしてはつとめかたき役儀なりいづれも采幣もたずして不叶功すくなきは名はかりの口傳

一役長柄奉行

一惣旗奉行

是は六奉行とは格別なり但武功の侍を可撰なり

一使武者

是は武邊場數すくなく共弓矢の正理に徹し勝負の善惡地形の利不利能心得たる侍を可申付事

一かち武者

具足を着せるをは歩行の輕卒たりとも武者といふなり

一徒膚武者

久敷對陳にせり合有之て能武士肩などに手を負其疵いまた愈さるに大合戰など有之時は頭奉行に斷り具足をゆるされて出るをいふなり

一出法武者

具足を着て指物をさしざるをすんほう武者と云也是は其品一定せざるなり

一白齒者

中間小者夫嵐子の類の一度も具足を着たる事のなきものをいふなり

一小荷駄奉行

是は大剛の侍大將の役なり尤人數持にあらざれば不成也合戰なき時は大方の奉行にても可也用捨心得口傳あるべし

一陳場奉行 作事奉行 普請奉行

一目付 横目

頭奉行其役其職に邪義あることを大將にかはつて是を正すを目付といふ目付に邪あるを考るを横目といふ警固目あかしいづれも同意なり

制法

押太鼓を以て人數をつかふ徳の事

- 一 約束合圖のために用ゆる事
- 一 大勢を用る事 小勢を用ゆるがことくならしむる事
- 一 一人に勇怯なからしむる事
- 一 威をしめす事
- 一 氣をうばひ敵をうたがはしむる事
- 一 太鼓ばかりにかぎらず聲は人の耳を驚かし其氣をひとつにいたす徳あり
- 一 押太鼓うちやうの事
- 一 表九字文 臨兵闘者皆陳列在前
- 一 序二 破三 急四
- 一 打留ればとどまる 打はじむれば又行
- 一 備をおり敷おり立むすふとく敵城へ取寄又はまさほくしかゝる時もりかへす時皆太鼓を用ひて徳多し尤夜軍のとき猶太鼓あるべし
- 一 貝の事
- 一 迎る貝おくる貝の事

迎る貝ははじめをほそくをはりをふとく吹送貝ははじめをふとくをはりをほそくふくべし

- 一 一二三の貝の事
- 一 かゝり貝の事
- 一 貝の相圖其本を知る事
- 一 貝太鼓聲の遠近度量の事

陳鐘の事

- 一 一二三の鐘の事
- 一 ふれがねの事
- 一 刻限の鐘の事
- 一 相圖の鐘の事
- 一 金鼓差別の事

右いづれも聲を以て人數をつかふの法也然れば太鼓貝鐘ばかりにかぎらずよろつの聲あるものを
以て約束を通することは一理なりとしるべし

旌旗之事

- 一 相圖のはたの事 同守はた 證據のはたの事
- 一 見せ旗の事
- 一 まとひ馬印二本のとくの事
- 一 對さし物の事付だしの事

對指物といふは一手／＼の品をわかたんが爲に一手／＼を對にいたすを云也然ば小はた四方四半
 しなひふきぬき吹ながし母衣金銀のゑつるおばな(白熊 黒熊 赤熊)はぐまこくましやくまほろはりつりかゞみいづ
 れも對にいたしてまぎれなからしむる是を對指物といふなり出しは面々のおもひより次第家の紋
 のれんさかはやし又は諸神諸佛の御名その外何にても其組其内にて誰がしと見わけらるべき物を
 用ひて可なり

- 一 旗を備に用ゆる徳の事
- 一 持小旗備うしろの事
- 一 相驗乃事
- 一 笠印の事

曹のうしろに付るを笠印といふ尤足輕輕兵の類はかぶとを對の笠にいたし金銀のすじ家の紋をい

たすも笠印といふ也

- 一 袖印の事

是はよろひの袖に付るなり左右其心得あり笠印袖印はかまりに行夜込夜はたらきいつれも用之な
 り

- 一 鍵印同三卷 冑の前立の事
- 一 合札わりふ合詞の事
- 一 さいはい團扇扇子の事

火之事

- 一 合圖の火の事同不入火の事
- 一 ひさやく篝の事
- 一 兩かゞり同焼様の事別に由之
- 一 夜軍に火を用る事同夜旗の事
- 一 相圖の狼烟同のろしあげやうの事
- 一 関の聲用ゆる徳之事

- 一 城を攻邑を破るとき其氣力を一つにならしむるに用る事
- 一 すゝみがたく破りがたき時用之事
- 一 西をうたんとしては東にときをあげ東をうたんとては西にときをあぐる事
- 一 前箭あやふき時は二より時を發する事
- 一 二よりすゝまんとするに猶危ふき時は鯨波計を用ゆる事
- 一 夜軍の時中軍にときを發する事
- 一 夜軍迎備ひかへ軍にときを用る事

撰功

高名譽の批判之事

一 一番鏖

其備におゐて一番に鏖を合するを一番鏖といふ勝負は時の運なれば不論其士の忠義勇相そなはれるを以て英雄の武士と定るなり

一 二番鏖

一番鏖にさしつゝいて鏖を合するをいふなり三番鏖といふは大方無之一二の鏖合終れば何方にぞくづれ色づくが故なり

一 鏖脇付鏖下の高名

一二の鏖を合する人にさしつゝき刀弓鐵炮を以て鏖の脇をつむるを鏖脇といふ刀鏖脇を上とし弓鐵炮は其次になり鏖下の高名といふは鏖下にて人をうつをいふなり如此時分は青葉者なりとも是をうつを高名とす尤味方の侍討死の死骸をひつかけ被官に下知してのけさせ手負をたすくる事見事なるふりといふべし

一場中勝負同高名

是は敵味方の備合いまだ遠き時勇士すゝみ出よき詞をつかひ能弓鐵炮をいたし又は打物の勝負をする是を場中の勝負といふなり高名といふは則人を討て高名をなす是なり是皆其場其處敵味方はれなる場中なれば場中といふなり

一 組討

是は其品一様に定めかたし大方追討の時有事也ぬき出たる勇士にあらざれば不叶事なり
一 くすし際

一二の鑓合をはりて敵にくづれ色つく時くづしきわにて鑓を入れ人を討をいふなり

一將を討事

是をめうがの侍といふ如此事はねがふてなるべき事にあらず希有の儀なれば也

一追頸にさいはいをそゆる事

是またよきほまれ也采幣所持の侍は侍大將の者頭物奉行なりしかれば敗軍の時分も義を知り思をかんする被官同心かならずつきまとふべし追行味方は逸足を出し追ふが故下人大かた壺人もつゞかざるもの也此所をせんさくして大なる譽と定むる也

一後驅の事

みかた敗軍のとき諸軍のあとにさがりて全く兵を引入らしむる事なり大功の勇士忠義をかね備へずして成かたき譽なるゆへ魁殿とごうして大かた一番鑓に相類する也

一小返之事

是は退口しづかにして敵急につく時は幾度も立とまりて敵をつき立よき言葉をつかひふり見事なるを云なり

一將につく事付馬をさしあぐる事

負軍おくれ口に大將に能付是を將に付といふ頭奉行に能付て進退を共にするみな一理なり殊更主人の馬くたびれ手を負たる時我馬を奉りかちだつて供奉する事是又無比類はたらきなり

一しるしの事

追くずして後敵を討頸をとり來るをしるしといふおくれすはしりまはりたるといふしるしの頸なればしるしといへり

一實衆こぼれものゝ事

敗軍の敵かたまりてのくを實衆といふ二人三人ばかりこぼれゆくをこぼれものといふ人をうたすとも實衆へ付をほまれと云也

一おくれ口に指物をおとし取てかへる事

是またよきほまれなりことなる勇士にあらずしてはかなひがたし

一はな

是は場中の勝負にて場所せわしく小者若黨もつかず先のはたらきを心懸て證人を取鼻をかき具足のむな板に入るゝ事なり尤可然事也はなをかくにはひげをつけ耳をかくにはびんの髪をそぐものなり

一番頸の事

是はおい頸しるしの中に一二をあらため知るべき爲なり

不覺の武士批判之事

一病頸

頸帳をはりて證人なき頸をもち來るを病首取といふなり是敵陳の小屋に病者などの残り居たるをさがし出して能高名にいらんと頸を取きたれるなり

一女首

是は證人もなきに鼻をそぎ耳をきりて來れるをいふ女か坊主の首をとりとりどころもなくてはなをかき來れるなり

一作頸

是は雜人の首を取よき首にいたさんが爲人のすてたる胃を取てくびにきせ來るをいふなり

一拾首

能武士先へ心がけ道にある手負死人などの頸には目をかけず通るを跡よりゆきてひろふを拾首といふなり

一狗鏝

馬上の鏝屏こしかきこし(築地越)ついでこしみぞこしなどの鏝をまことの鏝の如く高言をいふを似せもの故に犬鏝といふなり

一作り武邊

人をうちたるなどいひて我刀にわれときりこみをいたし指物を切さき胃にきずを付種々の作り事をいひて輕薄なる侍を作り武邊といふなり

一役所相違の譽の事

我役所をはなれて他の陳に行手にあひ譽をいたす是を役所相違の譽れといふたとへ何ほどの功ありとも忠義の勇士とすべからざるなり

一場をはづす事

是は其身臆して場をはづすことはいふにたらざる也其身臆せずといへども弓矢の法をしらざる故我役所をはなれて他所へ行其あとにて我役所に事あるか或は風呂に入町屋へ行て其内に役所に事出來て手にあはざる是等を皆場をはづせると定め不覺の内に入る也

一職をすつる事

是は我役義をすて、事をなす時は其ほまればくだいなりといふとも不可用といへる儀なり

高名不覺の批判心得の事

一 ねががけぬけがけ之事

さきがけといふは先登をいたす事なり水陸城責共に人に先立て功あるをさきがけと云也ぬけがけといふは大將の法令をやぶりてぬけがけをとぐるをいふ是血氣の勇者のなす事にして勇士の本意にあらずぬけがけの者一人ある時は其備全たからず軍法正しからざるものなり能々可相守なり又云ぬけがけは拔出の功をいふべけれども如此其品を定めざればせんさくの時き手間をとるゆへかくのことし

一 主將士三段の高名不覺其ころえあるべき事

主は心を正し民をなて國をおさめ家をとくのへ天下を安泰にして世に亂逆の臣なからしむる是高名なり國に亂臣出來下安堵せず主又匹夫の勇をこのむは不覺なり

將は義を重んじ上をうやまひ我預りの侍足輕諸役人を能下知して忠あることくするを高名といふ我功を立んことをねがひ小利をむさぶりて大利をうしなふを不覺といふ

士は法を守り義を正し武藝をつとめ常におこたらずして功を諸人にすぐれんことを思ふ是高名なり

り分をこゑて事をねがひ人の是非をいひ我分を守らざるは不覺なり

一 忠義勇之事

忠節になるべき功を上と定め時に至て義を守り其宜きにかなふを其次としおのれが一己の勇あるをまた其次とす其時其所其人によつて此心を以てひはんいたすべし

一 賞はいつはりなきを用ひ罰はかならずとするを可用事

一 賞は小をせうし罰は大をばつする事

一 無法の賞無法の罰の事

手負の批判之事

一大合戦小せり合城責三段ともに深手をおふはぬき出たる勇士のわざなり尤向疵の事

一 後疵これまたそしるべからず能せんさくいたすべき事

一 切々はしりまはりありといへども手疵無之は大概そらごとなり但自然は可有之事

一 下人はなし討の砌手をおふ事そしるべからざる事

城責高名批判之事

一 一番乗同虎口乗の事

- 一卷ほぐす時しんがりの事
- 一屏下へ付たる事付小口きわせり合の事
- 右は前方のひはんを考へせんさくいたすべし

内習

- 大將常に内習工夫あるべき事
- 一前習後習之事
- 一備立行列陳取かねて可定事
- 備の立やう作法前方より定なき時は敵によつて轉化すること不叶行列陳取ともに家中旗本其作法不定ときは者頭物奉行手間をとるゆへに如斯云也
- 一法令かたく可申聞事
- 一其時の法令尤其家兼日の軍法共に能可申聞事
- 一人數出立之事
- 大軍は小旗小軍は大はたの心得なり

一内談場所の事

一すくなく共數を以てする事

一山鷹鹿狩川狩之事

如此儀を以備行列法令出立をかんがへ其成と不成とを朝思暮練の心得なり

軍禮

出軍門出儀式之事

一出陳の作法は大將出立終て向吉方乍持扇左の足をうゑにして八文字形に座し給ふ時御祝の肴酒を獻すべし御肴は打炮同かちくりなり是を二種の肴といふ昆布を加えて三種の肴と云也可調様は常の人は打炮一筋二筋おしく大將たる人は打炮九ツおくなり下に四上に五四豎五横におくべし次にかちくりは三ツかた／＼宛をおくみかた勝といふ心なり昆布は大きに切て一きれなり此肴を調る事あまねく人に不可見云々口傳

一大將右の肴食し給ふべき様は打炮より先食し扱かちくりなり打勝といふ心なり歸陳のときは打炮ながきを用のし勝と祝なり三種の肴をばうちかち喜のしかち喜と食し給ふ事

一御給仕の作法は役者三人有御酌取一人提一人瓶子一人なり先瓶子に酒を入持出之奉軍神(奉軍神)に其酒を御前にててうしへうつすなり始中終しざる足を不可踏物具にても上下にてもつくはいて取べし左の手を劍につくりてこしにおさめ右の手計にて可取手をつく事なかれ可參様は三々九度なり一獻に三度つゝ三度加る也さて御左の方へよるべし大將は肴を右の方へおしなをし無心にして心を不動左の足より踏出し立さまに七足のへんばいを踏べし

七足の反閉とは貪巨祿文廉武破の事なり

今案出陳の儀式當流に用る處如斯といへ共其家の故實品々おほければ是をかならず用ゆべしと云にはあらず唯その大方をしるすばかり也

頸對面實檢見知之事

貴人高位の敵を討て其頸を見るを對面といふ大將物具し床机に座し征矢を負ひ武者弓にとかり矢を取そへ左右の脇に立頸持參の役人は物具せずすゝしのきぬに頸をつゝみ取出しくぎやうに置切口にかい敷有頸のかた顔を可入見參頸持參の役人左の膝を突罷在酒一獻有久しく頸を不可置大將は少いそばみ尻目にかけて首を見觀念あり頸を持かへる事可速其時左右の武者進み出ときを三度あぐるなり

一實檢見知

實檢見知といふは我より下の頸を見る事なり大將物具せず床机に座す左右の武者あり頸は山おしきにすゆる也左右の武者に觀念あり

勝関儀式之事

一勝ときの儀式といふは先衆を後へくり左右脇備を前へくり後備を左右へくばり八行の陳をなし大將中央に座し陳後において首帳をとゝのへ大將床机に座す左に太刀團扇右に弓矢弓は勝軍木矢は(平本、將)真鳥羽常の矢なり貝太鼓は前にあり能武士ばちを取て三度うつ送貝あり旗ははた奉行はたさしを引付御はたに左の手を付大將さいはいを持首帳よみおはりて惣軍ときの聲をあぐ南天の手水たふの手拭いづれも能武士の役儀なり

頸をおくる作法之事

一能武士を討取實檢過て其首を敵の親類縁者などへおくるに其儀式はまづ母衣をかけたる武者は其母衣ぎぬに可包又常の武者ならばすゝしのきぬにつゝむ也桶に可入桶の寸法は高一尺五寸口の差わたし八寸成へし蓋の上に巾を書べし上を布二はゝを中を縫合其桶をゆふべし(平本、討)さて射捨のきほうを一ッ上にさしておくるなり

從敵方送り来る首可請取事

一竹をくしにこしらへまくをうち天ののに物見をあけてそれより首を見請取へしうけ取事は出家を出して請取らすへし桶の上にさし來る矢をば中よりきりおりて捨てし返事は其時の様子によるべし

法令

陳中諸法度之事

- 一諸奉公人不撰貴賤專守忠節忠功進退堅可隨大將之御下知事
- 一爲頭奉行輩若不勤組下之指引欲成自分之功名遂一身之勇譽者兼日可指上其組事
- 一出陳之行列前驅後乘之次第不可亂之堅可守兼日之定法事
- 一於陳中每篇不可成血氣之我意諸事伺家老組頭之下知可任其意事
- 一行軍之間無懈怠自出門如見敵行止可隨約束之金鼓事
- 一着陳之後漫離陳所而不可致往來若不時之出合有之時分不有合其場輩者可爲不覺事
- 一不用頭奉行之下知離役所背軍法輩者雖成拔羣之功不可致許容事

一於敵陳雖視全勝之理密致言上其旨趣可受御下知也若頼己眼之是非而無下知漫挑戰輩可爲不忠事

一合戰勝利之是非武備謀計之善惡聊不可加私之批判若有私意相違之儀者撰上下或用直目安或以家老組頭可致言上事

一夜戰者人之所惑也故兼日堅定其法陳所々各守此式變動可相待御下知事

一火事狼藉等有之者如定式於其陳其所可拒之別陳別所之輩者堅備其不意可待御下知事

一喧嘩之輩者不可同常時双方可爲死罪堪忍之族者可爲忠節事

一酒宴遊興淫亂高聲皆人之所惑也堅可禁制事

一於役所敵味方強弱之批判停止之事

一或夜會或振舞等之參會者衆談之所喧嘩也堅禁制之尤不依老弱無禮緩怠停止事

一自敵方送音物者可致言上其子細事

一陳中食物不可別上下嘉肴珍味堅禁制之但非常之食者常可有用意事

一手柄高名批判穿鑿可如定式偏頗之輩者可處大科事

一合戰勝利之後亂取禁制之於有御下知如定式可守其法事

制札之事

- 一軍勢甲乙人狼藉事付諸商賈押買事
- 一御定刻限之外無用之往來事
- 一陳中酒宴高聲事
- 一於陳所取放馬事
- 一陳中不淨有之事

右之條々於違犯之族者可處嚴科者也

籠城法令事

- 一城內持口之諸手器械用具等無油斷令用意從敵之手段可拒之事
- 一而々之持口無懈怠致順見考士卒之勇怯可加下知事
- 一門戶之勤番相札相驗合詞常加吟味不可怠事
- 一從敵方急雖放鐵炮射弓持口之兵士漫不可取合考遠近察用無用而可加下知事
- 一持口之足輕並兵士等陰陽之心得可有之尤積地形之廣狹依城郭之堅固不堅固而可置兵士事
- 一敵縱到于屏下雖挑戰必不周章可加下知周章則失利事
- 一敵以火矢燒門樓之謀可有之必無懈怠出遠候可察之事

- 一從敵方內通別心之事於通來速可告其旨於大將必以自身之分別不可成返答事
- 一敵若夜進兵而雖到城邊持口不可用燒火續松寂而不可聲事但投續松者格別事
- 一敵待夜陰或替寄口或詰仕寄等之謀可有之夜候無油斷可守之事
- 一城中失火有之刻如常式以其手之遊兵可消除之別郭並本城之衆漫開門戶而不可往來事
- 一從城內出兵士漫成防戰或追討敵事堅禁制之非必勝之利而好外戰者可爲大過事
- 一飛書落文等有之者速可指上之事
- 一其手之內之兵士之爲舛有疑惑之樣子輩者速追捕之而可請下知事
- 一人質郭之邊無子細而往來之族堅禁制之事
- 一城內之兵糧用水等如兼日式法可守之事
- 一食物不可分上下若參會談話之節者各携一飯而不可受亭主之奔走事
- 一亂舞博奕酒宴遊興高聲小唄禁制事
- 一怪異不思議之巷說堅停止事
- 一於守法存寄之所少も無遠慮不顧上下可告上於其理不可捨置事
- 一於城內足早致往來或於途中成密談或揚高物等之儀堅停止之事付喧嘩口論可如定式事

右之定法若違犯之族者可處重科者也

武教全書

天官

日取の事

一進發吉日

春庚辛日夏壬癸日秋丙丁日冬戊己日

一制尅日

甲乙丑未丙丁申酉戊己亥子庚辛寅卯壬癸辰巳

一伐尅日

甲乙申酉丙丁亥子戊己寅卯庚辛辰巳壬癸未戌

一臆病日

子巳寅未辰酉午亥申丑戌卯

一 返報日

寅巳申亥卯午酉子辰未戌丑

一 廿八宿日取

正^二室壁奎婁胃昂畢觜參井鬼柳星張翼軫角亢氏房心尾箕斗牛女虛危

時取の事

一 遁甲成就の時

甲乙^{戌時}丙丁^{申時}戊己^{午時}庚辛^{辰時}壬癸^{寅時}

一 幸事萬倍の時

日曜日午丑時

月曜日申時

火曜日卯時

水曜日巳子時

木曜日未時

金曜日酉時

土曜日辰亥時

方角の事

一 三寶三天所在之方

夫於軍門三寶三天と云は摩利支尊天辨才天大黒天也則勇猛之將軍知辨謀略之天糧用自在之天合て

三寶といふ也

子午卯酉 九五

丑未辰戌 五九五

寅申巳亥 一一九

一 生死之方

寅卯辰巳午未申酉戌亥子丑

正^死二三四五六七八九十霜雪

申酉戌亥子丑寅卯辰巳午未

口傳に云生に立て死を打又云死に立て生を打と云

一 孤虚之方

孤十一二 虚五六目

口傳に云孤に立て虚を打と云也

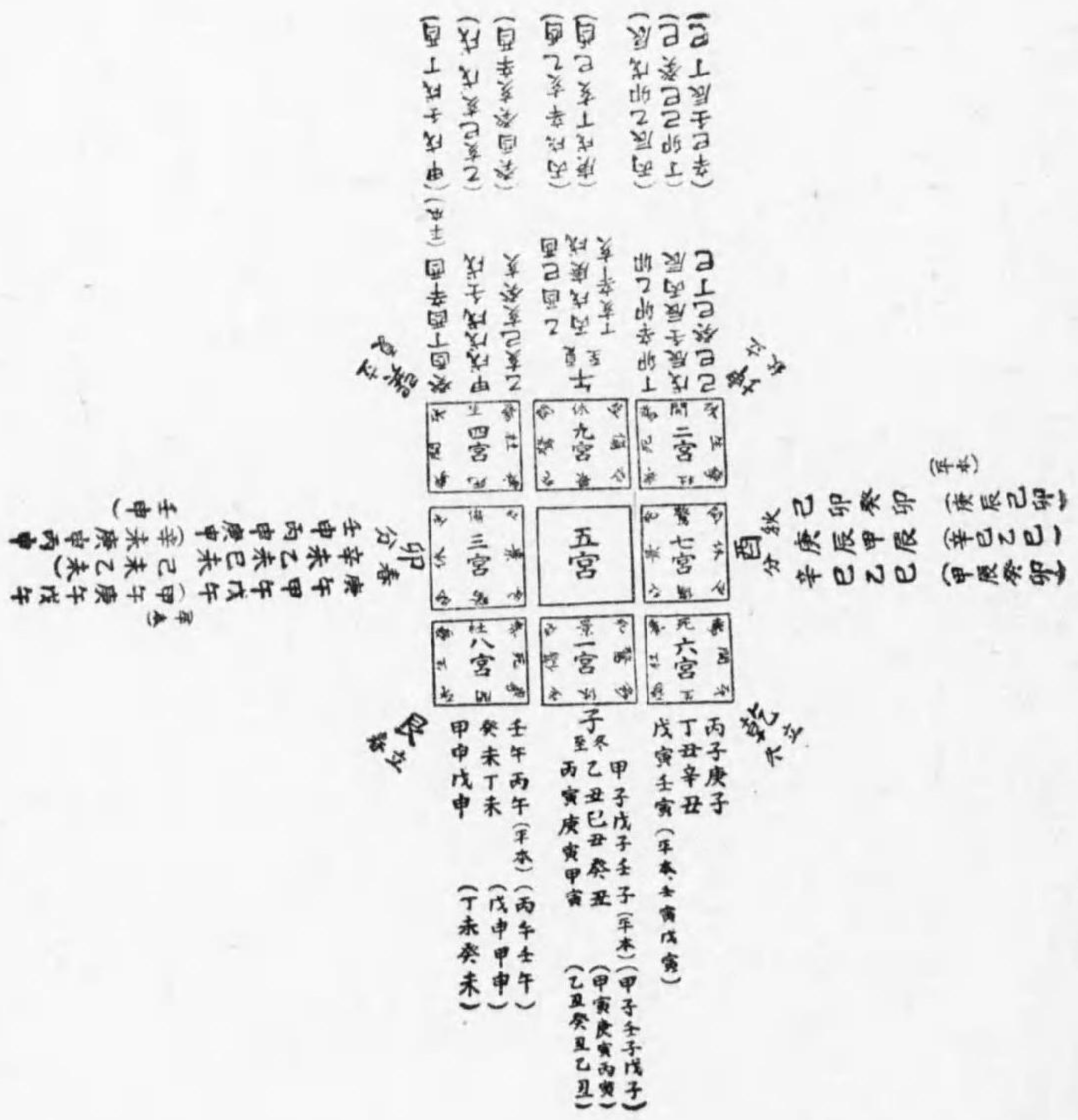
武備志曰宜背孤打虚大勝萬人已上

用年孤千人以上用月孤五百人已上
用旬中孤百人已上用日孤十人已上
用時孤

一旺相門

凡旺相門者孤虛不得勝斗輪可折轄各因其本宮可用其節云

九宮八門圖



遙天九星陳例起八門定局用符使式

坎宮蓬星休門	艮宮任星生門
震宮衝星傷門	巽宮輔星杜門
中宮禽星寄門	離宮英星景門
坤宮芮星死門	兌宮柱星驚門
乾宮心星開門	

八門

(冬至自十一中
四十五日)
(立春自正節
四十五日)
(春分自二中
四十五日)
(立夏自四節
四十五日)
(夏至自五中
四十五日)
(立秋自七節
四十五日)

旺相胎沒死囚休廢
休生傷杜景死驚開
生傷杜景死驚開休
傷杜景死驚開休生
杜景死驚開休生傷
景死驚開休生傷杜
死驚開休生傷杜景

(秋分自八中
四十五日)
(立冬自十節
四十五日)

迷天九星陳用八門直使遁甲上層象天爲外陳列九星中層象人開八門下層象地列八卦此一成定局列之于首使后世知所取用也

八門本體

天澤火雷風水山地
乾兌離震巽坎艮坤
一二三四五六七八
旺相胎沒死囚休廢

八門斷詩

休上休兵擬召休	生中破敵許封候
傷門殺伐丁奇吉	杜位分疆壯帝洲
景地糧兵供灶火	死門切莫妄行遊
驚門可出衝營寨	開裏興營福祿攸

驚開休生傷杜景死
開休生傷杜景死驚

今案八門之事近年相傳の説は伏生陽社宗死驚開を以て是にあつ異朝の兵書に出す所は休生傷杜景死驚開を以八門とす然は文字相あやまりて如此傳來せりと見へたり猶委細後來の賢者に可尋之也

一友引死引之方の事

友引之方 子午卯酉九 丑未辰戌五 寅申巳亥三

死引之方甲乙丑 丙丁寅 戊己子 庚辛巳 壬癸申

口傳に云敵の頸實檢の時友引之方より取て出し死引之方にすつるなり

一味方を捨る方の事

戌亥子戌未辰戌酉辰巳丑未

口傳に云味方打死のしるし或は馬鷹の死たるをは此方にすつべきなり

察氣五ヶ條之事

一宮土用吉 二商秋悲 三角春大吉 四徵夏半吉 五羽冬凶

雜氣七ヶ條之事

一ふぎ さご すだ 二三の軍鳥の事

一旗色之事

一すみやかなる事しぐらむ事

一中の濁の事

一敗軍の氣の事

一勝色の事

一死火生火の事

初首にて勝負を知る事

一敵味方互に陳をはりて未合戦先にせり合有て敵を打來るに其しるしを見て合戦後道の勝負を考る

事あり是を初首にて勝負を知るといふなり

右眼 左眼 天眼 地眼 中眼

鎧着するとき觀念の事

一鎧着するときは辰巳の方に向て鎧を着始我則軍神鎧則瑞籬と觀念いたすべし押付とうぼう結をするなり東方は軍神のはじめなるが故なり

母衣を着するとき觀念の事

一母衣を着する事東の方に向て武羅をかけ左のかたへめぐり母の胎内にこもると觀念すべきなり

頸對面實檢見知の時大將觀念之事

一頸對面實檢見知或は勝鬨取行とき大將となへ給ふ文有 (平本、心) 本覺發身本有如來 扇を以て十文字をたつの點よりひき此文を口の内にてとなふる也

向惡方時方違の矢を可射事

一西に向ふ時は南 北に向ふ時は良 南に向ふ時は乾 東に向ふ時は申酉丑未辰戌に向ふときは卯の方此方に向ひとがり矢一筋可射是を流矢といふ也

矢入はじめの事

一陰の矢を射べからず陽の矢を射べし又云午の年の生れの人にいさすべし午の年は破軍星にあたるが故なり

地形

地形品々之事

一散地

兵法云諸侯自戰其地爲散地云心は地戰にて家近所の戰は士卒家を思ふが故必死の心すくなく其志

衆義一味致がたし如斯の地形を散地といふなり

兵法曰士卒恃之懷戀妻子爭則散走是爲散地一云地無關鍵士卒易散居此地者不可數戰又云地遠四平更無要害士卒不堅意而易離散

一輕地

兵法曰人之地に入事不深ものを輕地といふ いふ心は敵地へ入事不深味方の國地近くして士卒かへりやすく人の心重からざるを輕地といふなり 兵法曰入敵地未深往返輕易不可止息將不得數動 勞人云

一爭地

兵法曰我得則利彼得亦利者爲爭地 いふ心は其地勝地にして防戰に利ある所をいふ敵味方相あらそふの地なり

一交地

兵法曰我可以往彼可以來者爲交地 いふ心は地形平陸にして往來自由に險阻すくなきをいふ也

一衢地

兵法曰諸侯之地三屬先至而得天下之衆者也 いふ心はたすけの國多して先その地に至りては天下

の衆を得るの地なり

一重地

兵法曰入人之地深背城邑多者也 いふ心は敵國深く働き入敵地を多く後にいたし地形また險阻おほきをいふ也

一圯地

兵法曰行山林險阻沮澤凡難行之道爲圯地 いふ心は山林深く阻澤近く前後を見切かたきをいふ也

一圍地

兵法曰所由入者隘所從歸者迂彼寡可以擊吾之衆者也 云心は働き入所切所多く人數を引に道遠く進退よろしからず敵のかこみを請へき地を云なり

一死地

兵法曰疾戰則存不疾戰則亡者爲死地 いふ心は兵を置いて必敗亡すべきの地を死地といふなり

一通形

兵法曰我可以往彼可以來曰通 いふ心は往來にさゝはる所なく能通用するの地の形也

一掛形

兵法曰掛形者可以往難以返也 いふ心は働き入にさゝはりなきが如しといへども負軍に引取かたき所又は引取に四方より敵につかるべき地形なり

一支形

兵法曰我出而不利彼出而不利曰支 いふ心は要害よろしといへ共守成をなすに利ありて防戦なりかたき地形を云なり

一隘形

兵法曰左右高山中有平谷也 いふ心は其地形道有といへともせわしくして利あらざるの地なり

一險形

兵法曰溪澗坑坎困車阻馬不便馳突險阻難行之地也 いふ心は地形堅固にして戦自由ならざるの地なり隘險ともに守成に便ある地形を云也

一遠形

兵法曰彼此相去遙遠不近之地也 いふ心は敵味方相さる事遠くして行て戦ときは勞るゝの地なり

一地形六害之事

- 絶澗 山水深大之地也
- 天井 地形窪下大水可及之地也
- 天羅 山間迫狭可羅絶人之地也
- 天牢 林木隱蔽葭葦深廣之地也
- 天陷 道路泥淖人馬不通之地也
- 天卻 土多溝坑坎陷木石之地也
- 一城地同繩張之事是は出別卷故不記之

斥候

物見武者を可撰事

- 一物見に可遣武者は武邊場數あり共敵の様子を見切地形の善惡勝負の配流を見分ることを不知者に
は不可見たとへば場數すくなく共弓矢の正理にかしく忠義信有者を申付べき事
- 一物見は使武者なり或は足輕大將或は士大將も是を勤るなり敵により二度三度の物見も有之なり
- 一御大將見定に御巡見は侍大將いくたりも供奉の事

一士大將物見に出る時は馬印二本の内一本もたするなり

物見三段の事

一大物見

能馬武者計をそろへ全物見をいたすを云也

一中物見

大物見より人數すくなく出るをいふなり

一小物見

一騎二騎五騎十騎迄も小物見といふ也

大物見心得の事

一大物見を用る所之事

一敵を手引ときは胴勢に口傳

一所によつて馬足輕を用る事

一敵により大物見遠慮の事

繫物見の事付相圖の物見の事

一つなぎ物見といふは小物見計にては四方へ心を配り目を付地形の險易を見はかり或はかまりの用心に心を付手間を取故に助物見の武者を二騎出し約束を定行を云也馬乗様心得あり

送足輕迎備の事

一大中小の物見ともに敵により所により時分によつて送足輕迎備可有なり

物見品々之事

一三者の事

かさ 物さ、 目付を三者と云又檢見見分斥候をも三者といふ初後の心得口傳ある事なり

一遠候の事

遠候には備を用る有城を用る有

一忍

敵國へ往來せしめて事をさくを忍といふ人の多らひしのびのならひ有之事也是また敵の事をうか

ゞひ知の一品也

小物見馬乗様の事

一場を廣見行事付千鳥懸の事

一初中後の馬乗様の事

一馬を豎横にいたす事

一輪乗又は引かへす時心得の事

一かまり場馬乗様の事

行時は四方を見かへる時はすぐに乗來るへき事

右各口傳

物見武者可見積所々之事

一湍池 田切 足入 大小山 大小河 原藪 道廣狹 木立 かけ 伏兵場 村里の有處

物見に出人數の見積の事

一一人より上の見切の事

一人數はかり升の事

一立くらべ之事

一遠近廣狹高下によつて心を付べき事

一敵の人數大將へ申上る心得の事

- 一物見に出敵の人数かくす事
- 一見せ備見せ旗山林の間のかくし勢かん辨の事
- 一かまりの物見品々之事
- 是は伏戦に出せり

物見武者武功の事

一物見五の見切の事

- すしむ 退く ゆるがざる 人数の見切 胸勢の見切
- 一不動敵味方を特色其虚實を知事
- 一退敵實不實を知る事
- 一敵の陳取よしあしを見分事
- 一城の堅固不堅固見分事
- 一敵の備その善悪を見分事
- 一敵戦をもたざる見分事
- 一備しぐらむ事同すみやかなる事

- 一中のにごりの事同ひとへがわの事あつき事
 - 一退敵陳取敵見分事
 - 一對陳のとき敵かゝるべき懸るまじきを見分事
 - 一敵の退様働き様にて遠慮の事
 - 一怠る敵つゝしむ敵見分事
 - 一城より敵出る不出見分事
 - 一川を越敵不越敵見分事
 - 一野火と烽火と見分事
 - 一城中或は陳中より敵のひそかに可退を見分事
 - 一見せ旗守旗見分事
 - 一夜軍の物見品々の事
- 地形の見様武功の事
- 一山川海陸其所の主る所を見分事
 - 一守 さゝゆる 戦 三の場所見分事

- 一 川有に淺瀬を知る事
- 郷導せぶみを入れて其所を考へ川ぎし水の流れ人跡浪色水色或は敵によつてならふ口傳
- 一 河原石色河の上下の様子を以川出る不出干おつる考之事
- 一 海邊へ敵の上るべき地上るまじき地見分事
- 一 埜田足入埜を見分事
- 土色水色地の形粧うへなみかりかぶ草色を以て知べき事
- 一 伏姦の地を知る事
- 夜中の物見武功之事
- 一 夜堀のふかさ水の上を見計に水に目を付す向の土居に目を付て見計ふべきなり
- 一 敵陳敵城の火事の時跡より見ば見違あるもの也
- 一心にうたがひある時は尺木森林なども敵出たるごとく見ゆるもの也
- 一 夜中物見は三者を用るに徳有事
- 八重かまりをいとふ物見の事
- 一 かき物さし并草をむすふ事

物見武者心得の事

- 一 物見武者自分の功を不可思事
- 一 御使に行様行所の事
- 一 勇怯をはなるゝ事
- 一心の付所に心を付て見所を見聞所を聞事
- 一 萬の本を知る事
- 一 視觀察之事
- 其事を見て其ふまへ所を觀し其本を察して其うたがひを定むる事なり

侍用武功

- 小身の士心懸る武士可存心得の事
- 一 義不義忠不忠の心得の事
- 一 目付所の事
- 一 敵より先味方を見合する事

- 二味方の内にて口を聞勇士に親む事
- 三胃の吹返指物のゆるき様に目を付る事
- 四鑓色を見る事同長短の目付の事
- 五盛衰を知る事
- 一矢道を知る事
- 一不離場事
- 一時を知る事
- 一心の勝仕方の負の事
- 一九字之事
- 小身の侍武功の事
- 一武者修行の事
- 一死を常に心にあつる事
- 一勝負の氣を常に心に置事付養勇事
- 一證據の取様同證據に立様の事

- 一人に言葉の懸様人の問請答の事
- 一聲をたばふ事
- 一若壯老三段の働分別事
- 一太刀打の心得同組打の心得の事
- 一馬上の鑓合心得同馬上の組打の事
- 一馬上にて歩行立の敵と仕合心得の事
- 一歩行立て馬上の敵と仕合心得の事
- 一備場にて鑓持様の事
- 一馬上にて鑓のおさめやうの事同木立へ鑓持やう之事
- 一馬上にて太刀を拔様の事同馬上太刀打心得の事
- 一馬上の敵へ付方の事同敗軍の敵を追心得の事
- 一進退共に本道脇道の心得の事
- 一父子所をかゆる事
- 一組頭大將討死のとき心得の事

- 一 引取所にては人を先立る事
- 一 早おひの仕様の事
- 一 早具足の着様の事同夜中くらき所にて着様の事
- 一 敵の首取様の事同とつ付首袋の事
- 一 敵を鍵付様の事
- 小身の侍武具心得の事
- 一 知度量事
- 武具は軽さを用具足大指物等遠慮有べき事なり
- 一 忍の緒のこしらへ様付様同留様の事
- 一 ほう當遠慮の事同すね當用捨の事
- 一 指物かためやうの事
- 一 腰當仕様の事
- 一 下着も、引心得の事同常の小袖用ひ様の事下着をうすく上着を重する事
- 一 下帯のこしらへ様上帯の仕様の事

- 一 陳刀脇指拵寸法心得の事同鍵長短心得の事
- 一 陳羽織具足羽織の事
- 小身の侍陳中へ所持可仕道具心得の事
- 一 矢立同料紙之事
- 一 腰をけ腰づと打がへ
- 一 水入筒水くみ水呑
- 一 布を持べし萬に用多し
- 一 皮の切小細引かぎくわん
- 一 火打ほくち付竹筒の火
- 一 鼻紙同手拭三尺手拭之事
- 一 間繩付曲尺の事
- 一 薰陸の入合香付雄黄の事
- 一 わらぢ同わらぢ懸の事
- 一 物ぬい針きりかなづち小のこぎり

一 ぢしやく同刻限を知る道具

一 妙薬の事

虫 霍亂 息合 血留血しばり 氣付 くじき 打身 とげぬき 疵薬 腫物 こしやう

もぐさ 南天のは 鯁節 頓病

小身の士馬同馬具軍馬の事

一 若馬に乗べからざる事

一 大なる馬を不可用事其身に相應の心得有べき事

一 ちろしの馬の事

一 髪立の馬野髪をさらふ事

一 胴の長さ馬は川をよくおよぐ短きは山野をよく歩行といへり

一 頭持中頭を好むといへり

一 鞍鏡心得の事

一 一切付馬はだ力革野口鹽手武功の事

一 三界の事同くさりの事

一 手綱の事同鐵の手綱の事

一 あをりの事

一 腹帯の事

一 取付の事

一 三尺繩の事

一 馬氈の事

一 ぬか袋の事

一 馬面馬鏡の事

一 くつの事

一 軍馬の事

腹帯の事 鞍がための事 芝つなぎの事 旅宿馬立様の事

今案に馬の見立馬具軍馬の事その大概を記せるなり其家其事にたれんの人に可相尋ため其品を
あらはしおくもの也

小身の士軍禮品々

- 一 陳中の禮法貴人の前なりと云共具足を着てひざまづく事は不可叶右の膝を立左のひさを可敷事
- 一 首を大將へ御目に懸る事前段に出たり
- 一 戰場にて馬上より大將へ物を申事御左の方へ乗向ひ我射向の鎧を遣はなして手綱を鞍の前輪におさめ左右の手を前輪につきしころをかたふけて可申上也かへる時は大將の馬の跡へ乗廻し大將の右の脇を通るべし是おし付を見せまじさか爲也乍去所によつて直に御左へよる事ある也戰場にては下馬して御用を聞却て無禮と云也
- 一 兵具取扱の事
- 一 兵具を取扱には必柄に手を付べからざる事
- 一 兵具を向置事かりそめにも北の方へ不可向事
- 一 大將の鎧着の事
- 一 大將の下にめす物を上に着るごとくいたすべし
- 一 陳中飲酒の禮の事
- 一 作法常の如し給仕のいたしやう出陳の作法にひとし
- 一 武羅武者を討たるとき軍禮の事

(平本、母衣)

- 一 母衣を臺にあぐる事
- 一 母衣武者七手のかけはづしの事
- 一 陳中書禮品々之事

小身の士軍詞之事

- 一 勅を蒙て朝敵を退治に行を節度使と云征伐とも追討とも追伐とも號す又いはく進發とも發向とも云なり
- 一 公方管領の出陳有をば御動座と云也
- 一 一夜陳をは陳場と云五日共有之所をば陳處といふ打立て行内を陳中といふ家に陳をなすを宿陳と云野に陳するを野陳といふなり
- 一 味方の馬をばいさむといふ敵の馬をばいなくと云也
- 一 御馬いてまいれつれてまいれといふひいてまいれと云べからざる事
- 一 味方手負をばいさせたるつかせたるきらせたと云尤打死いたせるをば打死をとげたと云なり
- 一 味方の人數を引取をはあぐると云也
- 一 味方の敗軍するをば立られたると云也

- 一 陳具尺の木の類をばとるといふべしきると云べからず旗竿をは切といはずほると云なり
- 一 敵の人数は幾されに備たると云味方は幾手と云也
- 一 陳屋或は城より朝夕の立煙をば飯霞人氣と云也
- 一 敵の地をやくを放火といふ味方の地を焼を地焼といふ又は煙を立るといふなり
- 一 陳がへの時我陳屋を焼を陳拂といふ也
- 一 旗の手をおろすあぐるといふ事
- 一 貝をばたつると云関の聲をばつくりとも上るともいふなり
- 一 柵をばさくと云時はつくりと云しやくといふ時はふるといふなり
- 一 大軍出合て戦ふを合戦といふ一手二手或は足輕にてせり合を小せり合足輕合などいふなり
- 一 一定される備の外一手二手にて前處へ働を働の勢といふなり
- 一 一軍といふは一萬貳千五百なり小勢をは軍勢と云べからず手勢と云べし
- 一 小がへしもりかへし惣がへしの事
- 一 城を取かこむをまくと云人数をあぐるをほごすといふ
- 一 くひ付くひ留る取くさる事

一 寄口持口の事

- 一 戦の場をうごかざるを芝居をふまゆると云なり
- 一 攻取たる城を矢倉屏をこぼちつるをはくと云也又は城をわるとも云なり
- 一 敵のはしをば引と云味方の橋をばはぬるといふなり
- 一 陳を取をば張といふ引をば拂といふなり
- 一 幕の詞は兵具の書に出之

右軍詞其卷其所に皆出之能心を付て考べきなり
仇打之事

- 一 ねらふ人は晝夜共に心をかけべし古人の云父のあたには共に天をいたゞかすといへり寢食をやす
- 一 くせず工夫をめぐらし手段をもふけて全くあたを報ずべし又云捨身の報の事
- 一 ねらはるゝ人は用心をきびしくいたし行路に敵を見たりとも道をかへ出合たり共打れずして退を
- 一 ほまれとすべし血氣の勇者は是をそしるとも不可用之
- 一 合戦せり合に我親兄弟を討れ戦散して後おんてきの思ひをなすは大なるひが事も敵味方ともに主
- 一 恩の爲に働き運盡てうたるゝに何のうらみかあらん去によつて能武士を打ては死骸を送り供養を

なすは勇士の本意なり然るに報謝の心なく却てうらみを思ふは邪義のつよみなり

河越太郎重頼江戸太郎重長參上長井渡此輩討三浦介義明者也而義澄以下子息門葉多以候御供重長等者雖奉射源家不被抽賞有勢之輩者絆難成歟存忠直者更不可貽憤之旨被仰含三浦一黨彼等中無異心之趣仍各互合眼列坐者也

放打之事

一科人有刻即時に押込ずして科人いたり何道具を持何方に有之と云事を尋問て聞定をし込事は本意なり血氣の勇をなすべからざる事

一放討之時科人切て出たるに最前切むすびたる人手柄なり

一科人足早に退行を打留ざるをしかる人有足早に退て追付れずは如何せんや又手疵を負事あり是をそしるも不穿鑿なり

一弓鐵炮を所持して取籠たる科人之事

一戸入之事

一夜の取籠者をば投明松をなげ入て見べし尤曉になつて取入事を用ゆ

一大事の取籠者は鐵炮にて打事あり當座は死てやがていき出る心得の事

用間

五間之事

一因間

敵國の郷人によつて用るを云也

一内間

敵國の官人によつて用るを云也

一反間

敵國の間者によつて用るを云也

一死間

計策のために死するを云也

一生間

敵地へ往來して事をうかゞひて歸るを云なり

計策の事

一味方に入る事

一かへり忠の者を作る事

軍歌云 如何ほとも敵の内わにうたがひのいでくるやうにからくりをせよ

幾度もけいぎをいれよ敵陳へなるもならぬもうたがひはあり

一計策不叶は又別の縁を以て別にも反忠の者ありと可申遣事

一敵のかんをつかふ事

是は敵の計策人來て我をうかぶを偽て不知まねして事を反して是に示すが如きなり或は敵の生捕を得て偽の計を彼に示しひそかにのがれ行しめ或は厚くまいない祿を重して我間たらしむる是を敵の間をつかふと云也

城攻計策之事

一弓鐵炮矢玉藥計策の事

一好む食物音信音物を以て時の和談其口ぶりを引見る事

軍歌云 幾度も敵の陳へは馬たかや酒肴を送り計策をせよ

兵法曰凡興師十萬出征千里百姓之費公家之奉日費千金内外騷動怠於道路不得操事者七十萬家相守

數年以爭一日之勝而愛爵祿百金不知敵之情者不仁之至也

一所知の計策の事

一引出さぶく大扱の事

一外より内へ降參の事

一計策可用時分の事

ひそかに人數を集かくし着到の事

一俄の普請に事をよする事

一竹木石或は食物或は引出物の事

問者用ひやうの事

一其言行を能察し實不實をはかり智惠才覺を知るべき事

一其本末を計其義不義を知べき事

一問より親さはなく恩賞問よりあつきはなく事間より密なるはなき事

一聖智にあらざれば間を用ゆる事あたはざる事

一仁義にあらざれば間をつかふこと能ざる事

一微妙にあらざれば間の實をうることをあたはざる事

忍の者をふらむ事

一内(平本、外)ちろかにして内辯才智恵ある者の事

一力量はやわざがんだりやうあつて無病なる生付の事

一勇あつて心大なる生れ付の事

一所の案内國々の風俗さやうだんを能する事

忍武功の事

一内の油斷を考知事同場所考の事

一戸入のならひの事

一洞の火付竹の事

一相圖の火相圖の言葉の事

一俄に形をかゆる事

一屏を乗石垣土居を越川堀を越る道具の事

一諸道具を所持いたす事

一かくるゝ事をかくし顯はるゝをあらはす事

一心のつけ様の事

計策問者忍不被入心得の事

一關を堅する事付相圖の火相圖の旗わり符合印相詞を約する事

一商賈の旅人勸進修行者を改る事

一味方の内に敵方へ縁者親類あらば可申出事

一敵方より内通の儀申來らば速に可申上事

一敵の無事を作る實不實を知る事

一和をこふに實なるが如しと云共計策にのせられざる事

一反間をふせぎ同反間を知べき事

計策文認様の事

一七佛の事

いろはに口傳ある事なりいろはに限らず此心得口傳なり

一入不入字同傍字の事

一 一字の習の事かなに約束あり

一 陰書三發の事

一 陰符の事

一 白字黒書の習の事

一 相圖約束を以てするときは文字を以て事を通する計にあらざる事

大白陰經曰夫三軍之重者莫重行人三軍之密者莫密行人人之謀未發而泄以告之者死謀發之日削其藁焚其草金其口木其舌無使內謀(謀平本、談)之泄若隼鳥之入重林無其跡如遊魚之趣深潭無其蹤離朱俛其首不見其形師曠傾耳不聆其音微乎々々費與織塵俱飛其飽食醉酒勇力輕合之將而見行人之事乎

武教全書卷之二

練陣

備を定る心得の事

一 分手配手組の事

無形より分れ分れて配り配りて組組ときはまた一にして無形なり分數陰陽形名と是を號せるなり

一 結とく組事

一 一手別手別手一手の事

一 大手の小手小手の大手の事

備を分ち配組心得の事

一 一より起て又一にさする事

一 陰陽の備の事

陰陽は萬物の本にして天地の道理なり

一三才の備の事

天陣人陣地陣これを三段の備共三才の備共云なり

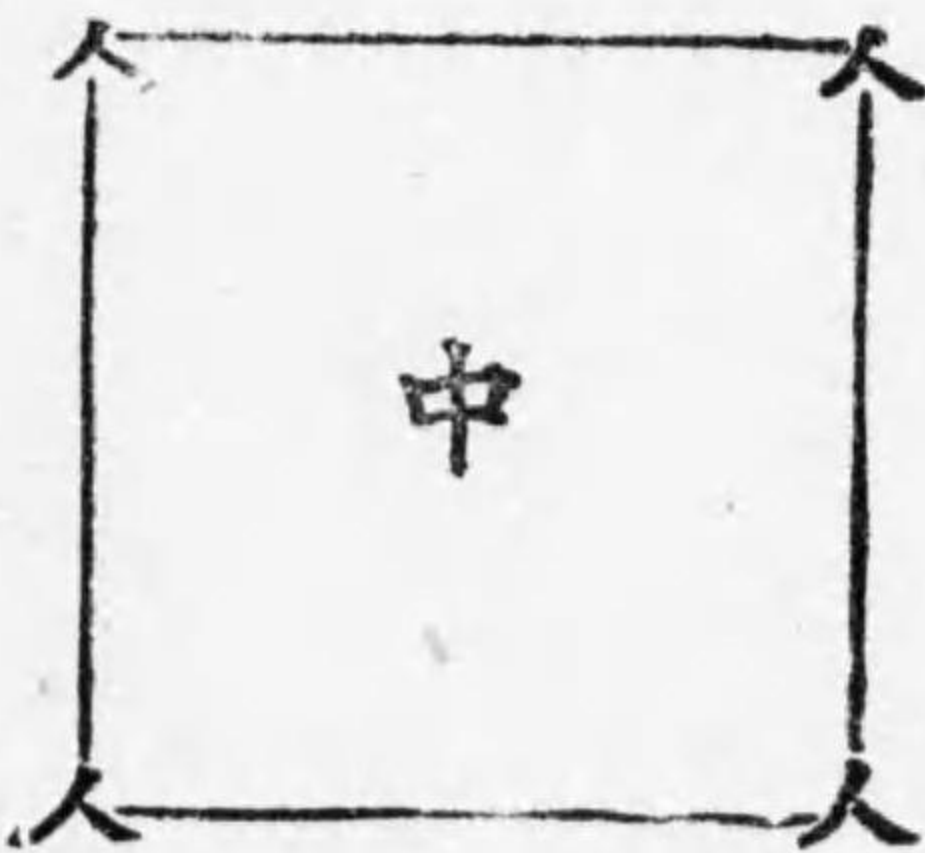
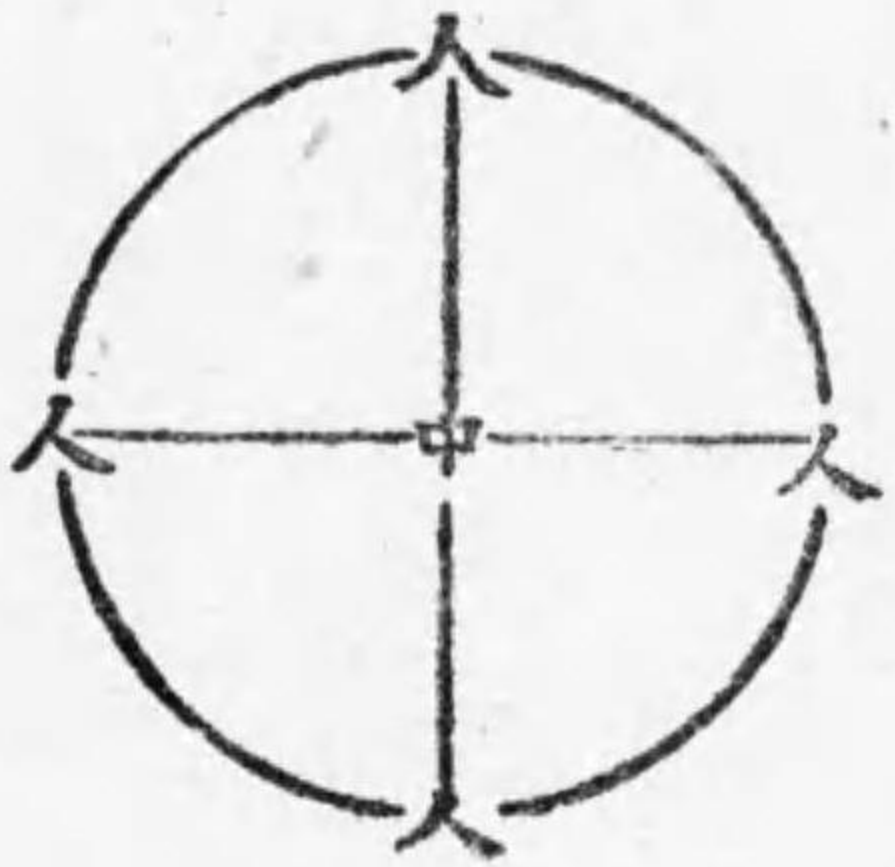
一四武の陣の事

四切の陣ともいふなり懸待表裏の心得あり

一五の陣の事

伍々の行列といふ是なり

兵法云夫有伍法然後有隊法有隊法然後有陣法故伍法不明則隊法不立云云 宋神宗嘗謂且天地五行
數不過五五陣之變出於自然非強爲之云云

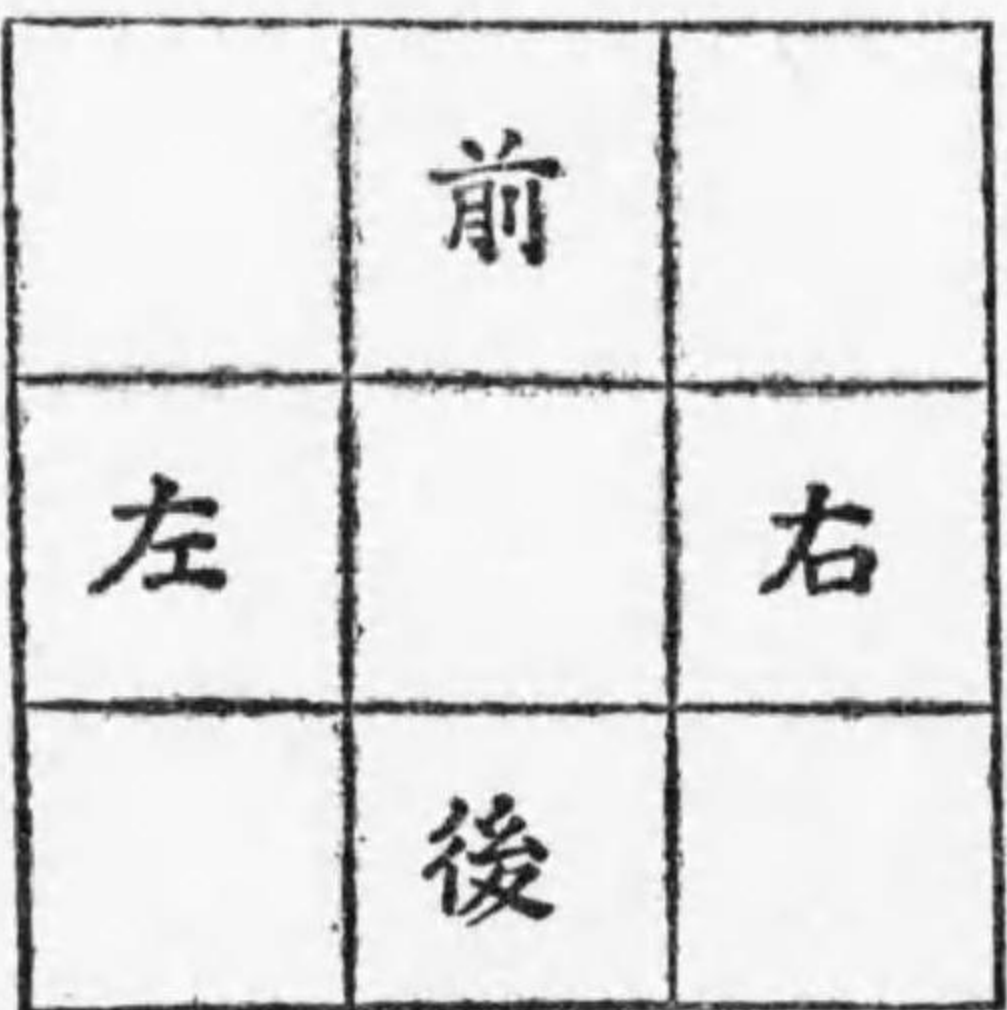


一八陣九數の事

備こゝにおゐて全し

兵法云陣數有九中心零大將握之四面八方皆取準焉陣間容陣隊間容隊以前爲後以後爲前進無速奔退
無遽走四頭八尾觸處爲首敵衝其中兩頭皆救數起於五而終於八云云

圖云



一度量數稱勝の事

座備に用る軍法の事

一一二陰陽の事

先を陰とす陰にして陽の心あり二を陽とす陽にして陰の心あり

兵法云陽者謂盛其勢陰者謂陰其機又云左爲陽右爲陰

一備陰陽の事

敵國の境目に居する大將を其方の先手と致すがごとし

一備間積りの事

一と二との間五町二と旗本の間十町脇は旗本につく横は一二にじゆんす但し所により敵に依り人数によるべき也

一見物の備の事

しまりうしろ備は働衆無ものと存すべき事

一後軍をもつ事

一三の合戦まで可持事

一諸侍あり立て馬を遠ざくる事

一脇備後備等備を疊む用捨の事

一遊軍勢奇兵の事

一假兵集勢の事

一小荷駄奉行備用捨の事

五行座備人數積りの事

一五拾騎一備人積

一侍大將一人

二五十騎の侍組頭二人

三騎馬五十騎

四足輕大將二人

五足輕警固共に七拾二人

六長柄奉行二人

七長柄三拾本かつぐ者三十人

八 旗奉行一人

九 旗拾本まとい馬印二本かつぐ者三十六人

十 貝太鼓役二人同太鼓脊負者二人貝持者一人

大方如此なり人数の積りといふは其國に依り其大將の家風によつてかはり有べき事なれば其積り定めかたし

五行座備の作法

一 備五重にたつるは一足輕二長柄三武者四旗五惣馬なりまとい貝太鼓は大將の前に備へし

一 武者奉行といふ事なく其大將則武者奉行のごとく乗りめぐり下知いたすべき事

一 馬上はみなをり立備者頭物奉行は馬上たるべき事

一 足輕定めのごとく備矢つがひ藥込の間を全すべし

一 長柄鍵武功同用捨の事

一 旗本より檢使目付の事

一 侍大將持筒持弓同自分の侍備立所の事

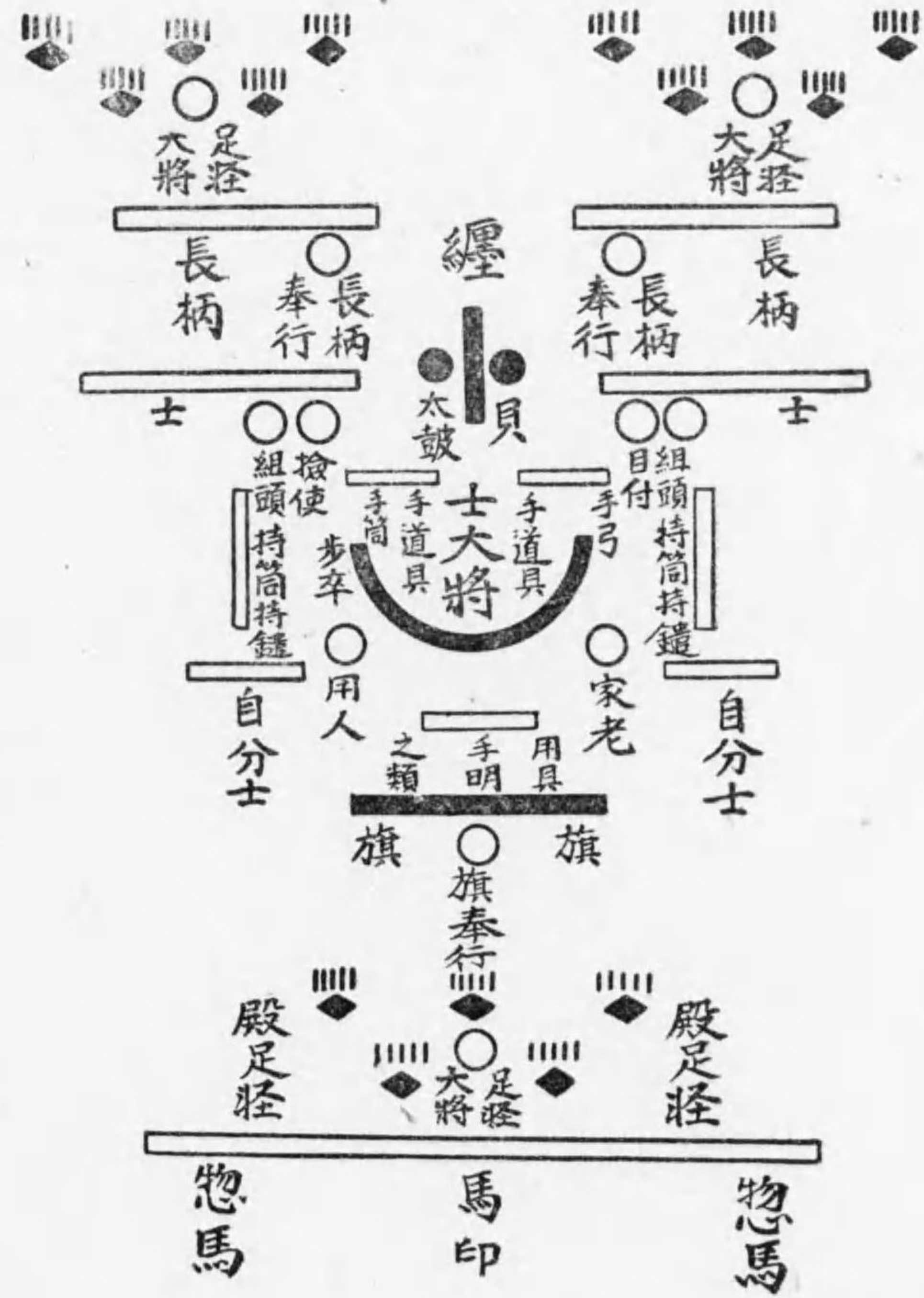
一 殿足輕の事

一 役鐵炮役弓役長柄同奉行の事

一 備對重三段の心得の事

一 陰陽奇正をもつ事

圖云



九段大座備の事

一備九段の事

先一二左右一二旗本殿後備を九段といふなり

一座備の時先脇後の諸手は五行の座備なる事

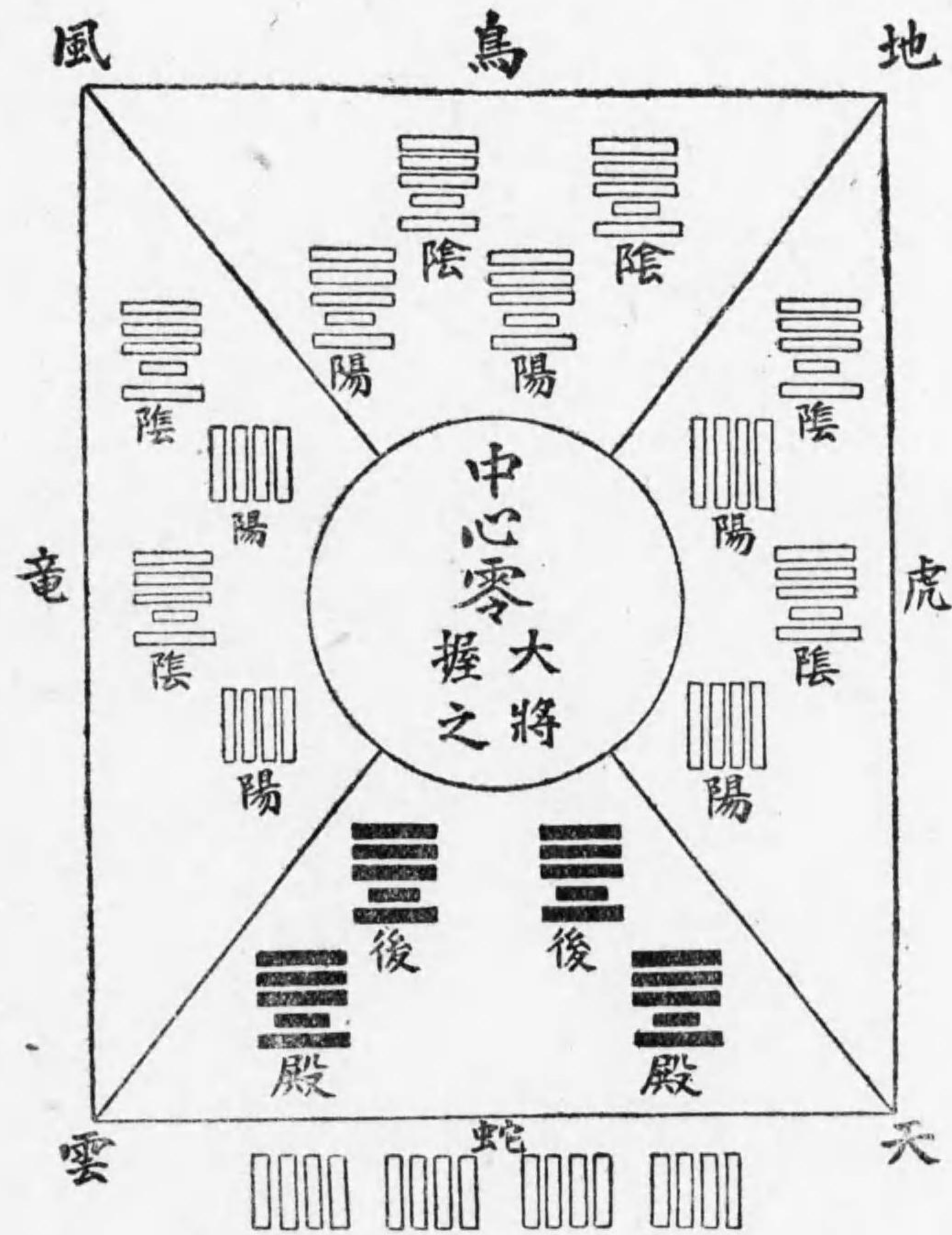
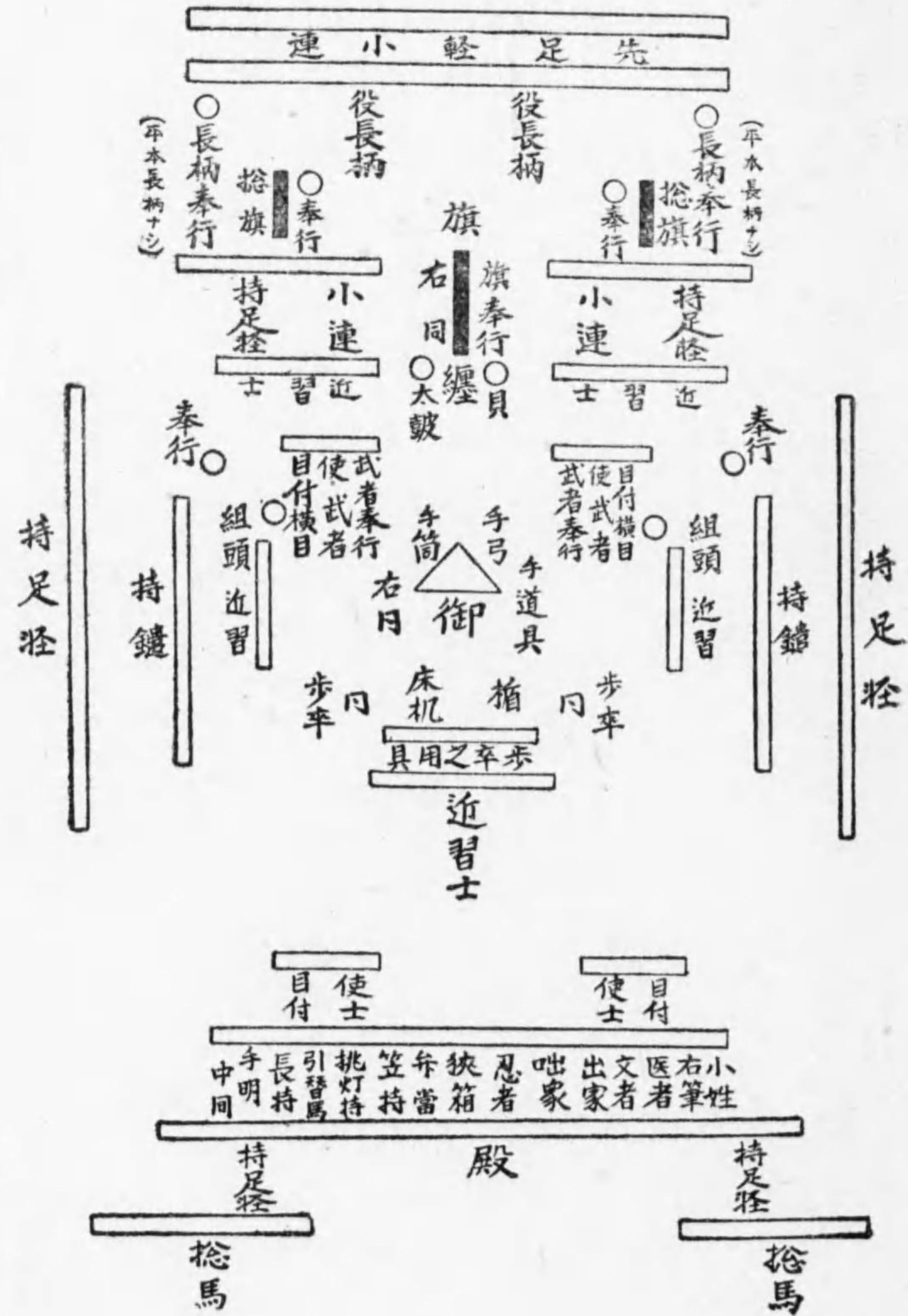
一座備の時は皆折立て備相圖次第あり敷者頭もの奉行は馬上にて乗廻る事

一何れの備も持小旗備らしるの事

一大將御巡見有之ときはせうき代釣合の將可有之事

圖云

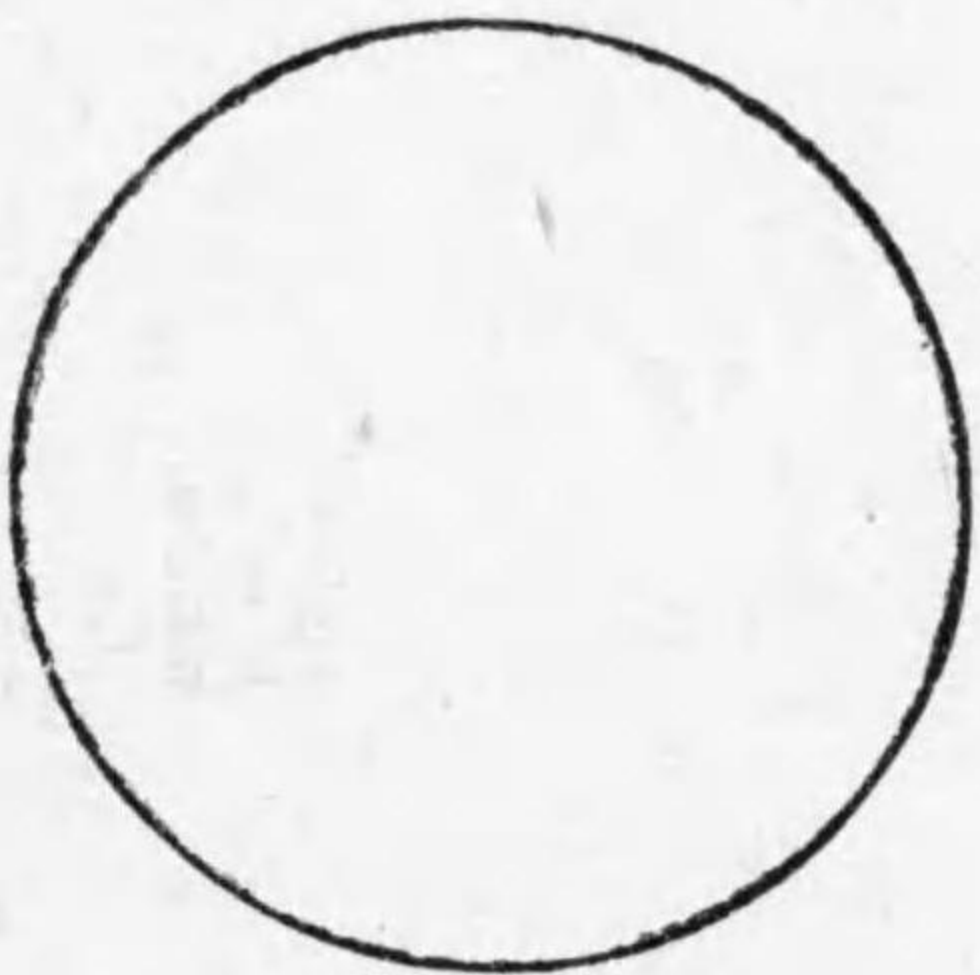
是は作法也様子は人数に依所によるべし



右の圖は大軍を率地形平陸にして備をたつるの法なり人数の大小其時の様子にしたがひ形にかは
り有とも實理は是にひとしかるべし

八陣應變の事

一圓形の備



一鋒矢の備

甲は敵に向て軍を初乙箭にて勝を定る事

一鴈行之備

敵をおさへて一手づゝ働入に用又云縦横にして備亂れざるをいふなり



一常蛇の備

以前爲後以後爲前也



一方形の備

是は待て戦に利有事



一彎月の備

左右相むかひて其形彎月のことし



一衡軛の備

宿城へはたらき入に用也



一 鶴翼の備

前後相備左右能守て鶴翼のごとき也



備武功の事

一 一向二裏の事

一軍は敵にむかひ一軍は敵のうらに出るをいふなりいづれの所にも可用心得なりさたまれる形あらざる也能實に用るに利有一向二裏の格一向二裏の備あり

一 兩翼の備の事

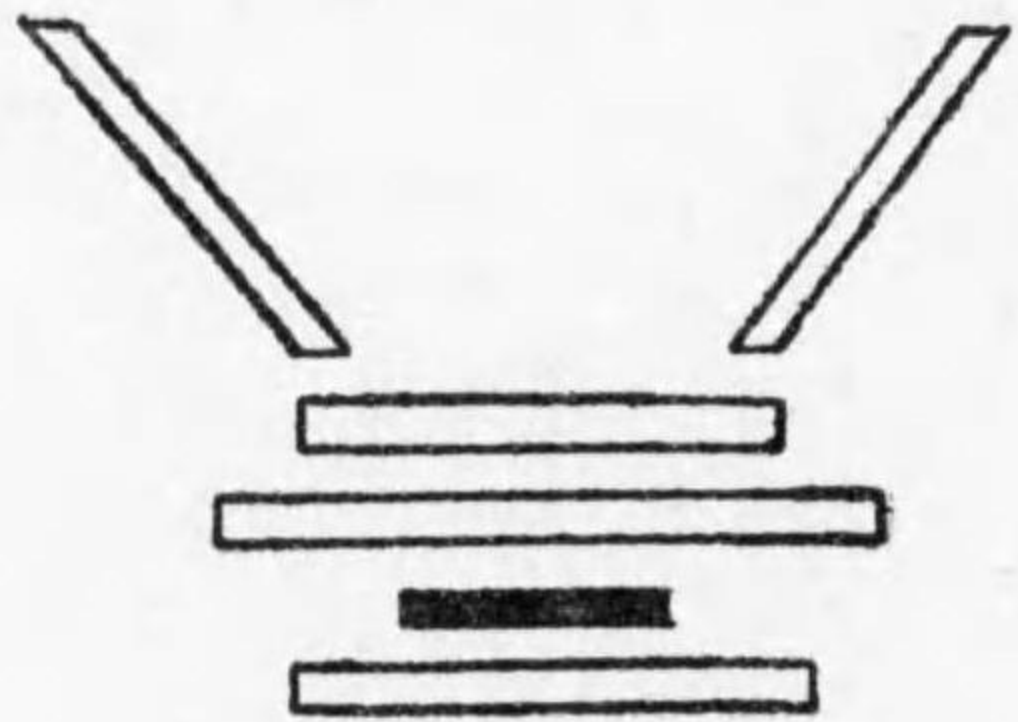
鳥のつばさのごとく左右に兵をおゐて敵を中に入る也彎月をといて備たるがごとし但心得有事

一 鳥雲の陣の事

鳥雲のごとく散じてあつまる備の心なり

一 一手の彎月の事

いんの備といふ 足輕に習ひ有也



一 陰にひらき陽にとづる事

一 三段の敵に依て備配の事

小敵にあふ時は對重の格三段三所對敵にあふ時は陰陽をもち一二をなす大敵にあふ時は先一重が
は旗本せうぎ頭殿備有べし先は先中は中の事
一車がりりの事

我備をたてきりく廻ていく廻めに敵の旗本と我旗本と打合するとかんがへかゝるを云なり人數
により地形によるべし但備を疊む事

一車懸りをとむる備の事
彎月を右にいだす事

行軍

諸家中備押の事

- 一小旗 足輕 役長柄鎗 侍大將持足輕 持鎗 持旗 まとひ馬印 前後共に使武者 武者
- 奉行 目付横目 侍大將 歩兵中間 歩兵小者 組頭 馬上 殿足輕
- 諸手かくのごとし
- 一殿備の事

小備には小荷駄奉行といふ事なく殿の備を用て小荷駄を守護せしむる也

旗本備押之事

一陰陽の先衆

一手切に備を疊可押行事

一御先足輕大將同心足輕を跡に立て可押行押様は小連なりの足輕のごとく可成事

一長柄奉行長柄鎗を跡に立て可押行事

一惣旗奉行旗差を跡に立て可押行事

一先陣近習隨兵二組組頭先に乗て可押行事

一持筒持弓の足輕大將押様同前

一持鎗奉行押様同前

一持旗奉行旗の跡先に乗て可押行事

一使武者得道具を持せ可押行右の内にて後陣にも可押行事

一武者奉行左右に乗て可押但當番は右非番は左に押敵近くは物見に出る事

一目付横目六奉行に交り可押行事

- 一大まとひ奉行跡先に乗て可押行事
- 一押太鼓貝打様吹様約束次第武者奉行是を可致下知事
- 一御歩行の隨兵御陣の前後に可押行事
- 一步行頭近習手廻の隨兵次第を守りて押行事付大將手廻の道具諸色可守定法事
- 一大將の御跡に近習の用人小性醫師文者祐筆を可令押事付手明中間小者手廻當用の諸色打込に次第を守り可押行事
- 一使武者可押行事付目付横目の事
- 一御褒美の長持を引付て可令押事
- 一後陣近習の隨兵組頭歩行頭可押行事
- 一殿の足輕大將一組可押行是は持足輕のうちにて番に代可押行事
- 一脇備陰陽後備殿の隨兵一手々々備を疊可押行事
- 一小荷駄奉行備先當番跡非番小荷駄を中にして可押行事
- 一遊軍勢一手々々可押行事

備押之圖 (イ)(ロ)(ニ)(ホ)(ト)續く

備を疊圖



外鍵

先足輕大將鐵炮弓鐵炮同心 一騎玉藥擔子

上同

役長柄奉行 役長柄

一二陰陽先陣

備を疊圖



内鍵

先足輕大將鐵炮弓鐵炮同心 一騎玉藥擔子

上同

役長柄奉行 役長柄

貝太鼓

(イ)

(ロ)

摠旗奉行

旗差

組頭

近習一組

持足輕大將

足輕行列

同先足輕

持鍵奉行

鍵持

御乗替 舍人
馬副

當番
御旗奉行

(ハ)

摠旗奉行

旗差

組頭

近習一組

持足輕大將

足輕行列

同先足輕

持鍵奉行

鍵持

使武者 武者奉行 目付横目

近習隨兵 步行

隨兵

(ニ)

御持旗 纏馬印 奉行

貝太鼓 手道具
手道具

御近習歩兵

步行隨兵
步行隨兵
步行隨兵

御林机
舍人

(ホ)

使武者 武者奉行 目付横目

近習隨兵 步行

隨兵

使武者

目付横目

近習隨兵

殿足輕 同大將

(ヘ)

用人

小性

乗替馬舍人
馬副

中間小者等諸色用人御褒美
長持

貝太鼓 陰陽脇備疊備

(ト)

使武者

目付横目

近習隨兵

殿足輕 同大將

(チ)

後備疊

殿上同

小荷駄奉行上同

小荷駄押

同奉行上同

備押品々の事

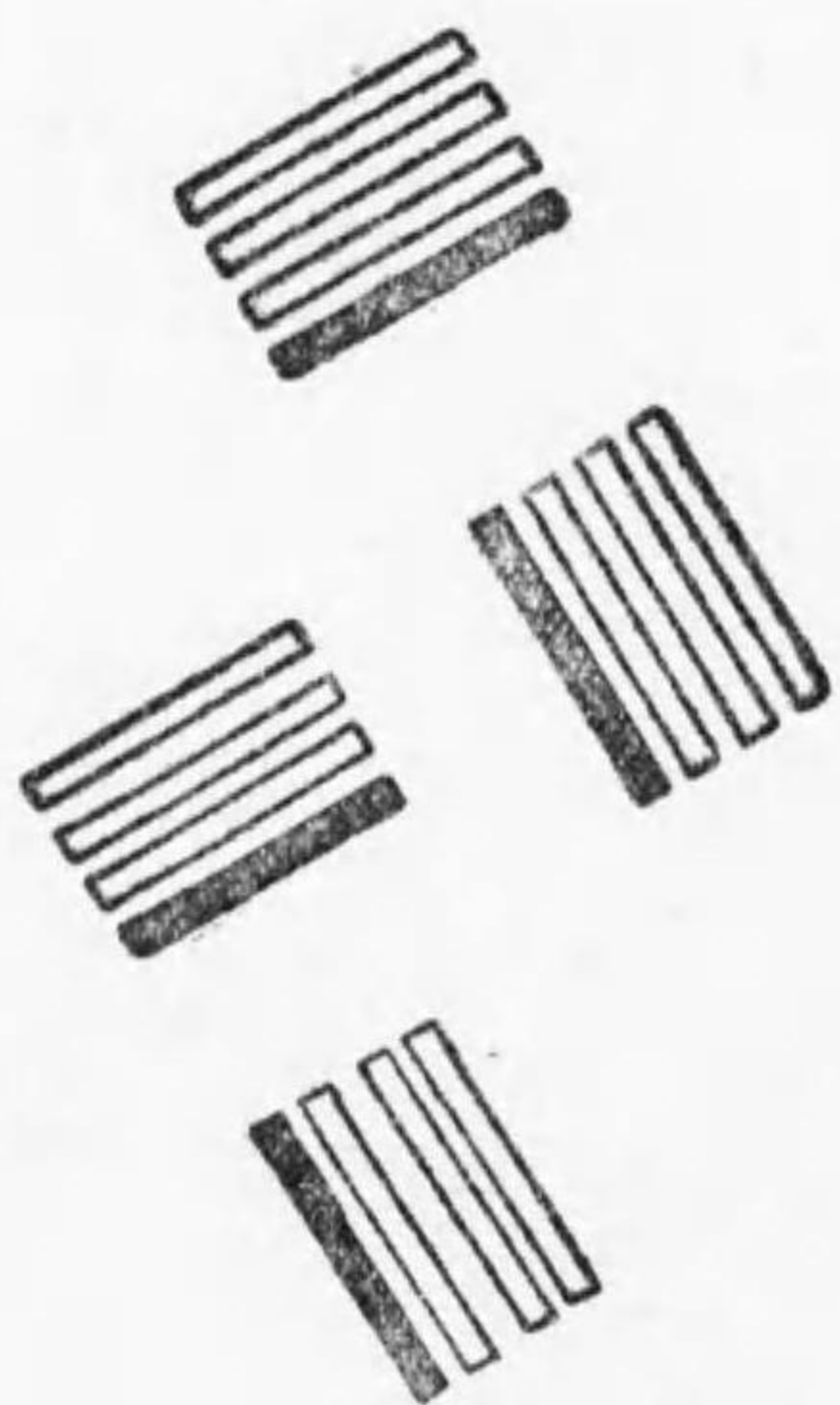
一 備を疊む事

敵近き所或は山林谿澗其伏疑しき所にては備を疊て可押行事其徳おほければなり

一 長蛇の事

是は敵城近く取寄る時または敵出むかへる處へ押出之法なり是を魚鱗懸共いふなり

圖云



一 くりがりの事

其伏うたがはしき處又は陣がへの作法如此なり

圖云



備押武功の事

- 一 頭奉行乗様先後かんがへの事
- 一 諸家中旗本押様心得の事
- 一 諸侍押所前後兼て相定事
- 一 狭道橋などにて一行に押時法自右はじまる事
- 一 雪中押の事

一 途中にて暴雨の時心得の事

一 山中押の事

是は山戦に出之

備押にかねて可申付心得の事

- 一 一日の行程を定る事
- 一 腰びやうらう用意の事
- 一 馬上はいづれも馬のくらわにくつわらちを引付歩行の兵は腰に可付事
- 一 馬上の隨兵用所あらば馬をあとへ乗ぬけて用意相とへのへて本座へ可乗次事
- 一 くつ懸さする時同前馬はりつく時も同前
- 一 長道具を横たゆべからざる事
- 一 弓鐵炮等敵間遠しとして小荷駄に付べからず付一人に多く持しむべからざる事
- 一 暴風の時または暴雨のときは弓鐵炮と可押事
- 一 得道具の事左に冑右に鎧を持しむべき事
- 一 旗に馬上押步行ある事

- 一 小荷駄しるしの事
- 一 新衆をもつて道をつくらしむる事

營法

不可陣取地形の事

- 一 宿をはなるゝ事
- 一 富貴の地をとをさかる事
- 一 山際に不可陣取事
- 一 地形卑下の場に不可陣取事
- 一 衆草さゝはり多き所を不可用事
- 一 悪名の地を不可用事付古廟墓所の事

陣取武功の事

一 陣場奉行の事

- 一 一夜陣を張とも備を出し戦を持伏をさぐる事

- 一 腰びやうらうを用意いたし一手く番道具にて陣屋を懸さすべき事
- 一 はやく出路次をちかく行はやく陣屋を懸さする事
- 一 いとだて細引澁紙等諸士常々用意の事

陣取べき地形見立の事

- 一 流千川原石色見様付流の上に心を付る事
- 一 川に添ひ川をいとふ事
- 一 山のこなたかなた付山につきやまをいとふ事
- 一 大小によつて地形に心を可付事
- 一 見切所敵味方ともに可心付事
- 一 かまり場の事
- 一 ふけ池切所添と厭と心得の事

陣取仕作法の事

一度量數稱の事

兵法云地生度度生量量生數數生稱云

- 一 備の場戦の場人数を可出所可引取所分別の事
- 一 陣法の事五行八陣の理を守るべき事
- 一 方形圓形或は三角或は彎月其陣の形は地形に可依事
- 一 諸役者可置所々の事

陣屋懸様の事

- 一 陣屋輕きを用るに利有事
- 一 陣屋はりまのかんがへの事
- 一 裏合せの小屋の事
- 一 うら表といふことを不致事
- 一 惣のかこひは惣篠垣の事付繩柵の事
- 一 虎口いづれも揚木戸の事
- 一 船ならびの事
- 一 道はいづれも三間の事
- 一 大事の陣を一夜二夜はかせぎ雨覆不仕事

一 寒陣温陣のかんがへの事

一 門の明やうの事

一 内外空地心得の事付けだし外張の事

陣中諸役者置やうの事付作法の事

一 六奉行陣所の事付當番右の事

一 者頭物奉行を虎口際に可置事

一 一組切に小屋をわたし他組入まじへ間敷事

一 前後の人数配の事

一 中に陣屋を懸る衆の事

臺所人 納戸方 膳奉行 醫者 祐筆 咄之衆 法印 出家 馬屋方

大工 細工 金堀 忍者 猿樂 水練 賄人 藏方

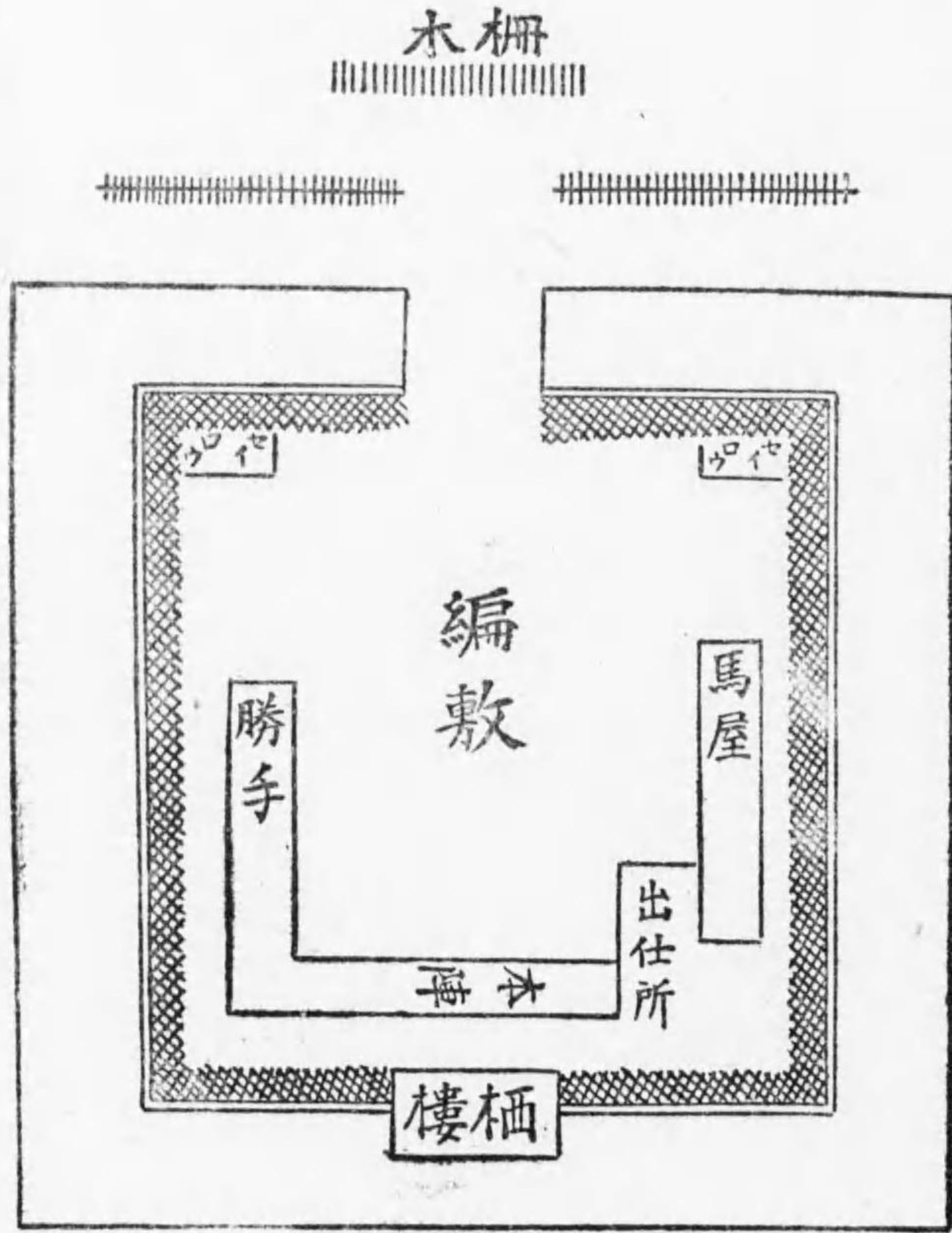
一 諸卒私の幕うち様の事

一 諸手の旗指物長柄持鎗等不可飾事

一 陣中へ猿樂を召つるゝ事

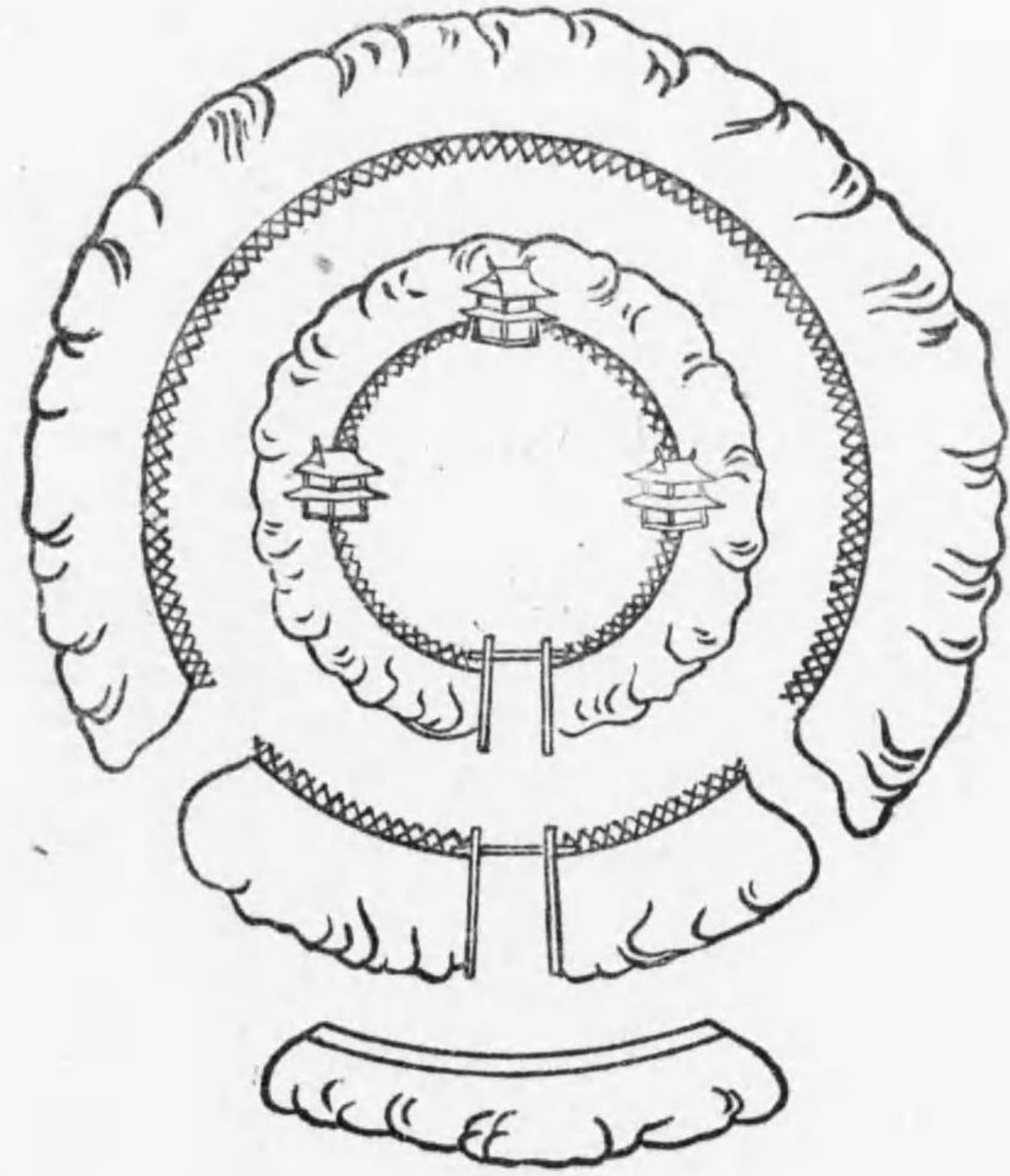
- 一 陣中の用事六奉行に下知を可受事
- 一 當番の御歩行の頭六奉行より相詞を請て諸軍に可觸聞事
- 一 相詞出て箒具をたて本箒捨箒を可燒事
- 一 陣を取堅めて時の制札を立諸法度を出す事
- 一 兼目の法令御本陣にしるし置事
- 一 朝夕の食物常にはやく用意いたし尤不時の食あるべき事
- 一 張番の事付かぎ物聞忍の事
- 一 兩箒但旗本は一つにても不
- 一 陣中へ商賣人を不可入事付場を定事
- 兵法云營壘既定其自外屠沽販賣人一切禁斷營内自交易即不禁
- 一 陣拂の事
- 一 火難の節其作法兼て詳に可申約事
- 本陣作法の事
- 一本陣廣狹の事付本陣懸所の事

- 一 勝手臺所馬屋出仕所の事
- 一 かさあげ内虎落の事(平本、もかり)
- 一 あんじさがくのとうの事
- 一 御旗立柵木御鎗立柵木場の事付まとひ馬驗の置所の事
- 一 柵樓大將の見せ櫓の事付數の割の事(平本刻)
- 一 屋作并虎口の事
- 一 制札の場の事
- 山陣城の事
- 一 山陣城後虎口の事付かざしの土居の事
- 一 脇小口の事
- 一 左小口の事
- 一 内虎落二重築地柵樓腰郭の事(平本、もかり)
- 一 諸色平陣城にひとしかるべき事



平陣城圖

圖二



武教全書上

陣中にて喧嘩無之掟の事

一 水汲取所流の後左右流細くは河下より可汲事
一陣貝可取事

一 先衆

二 二之先衆

三 左右脇備

四 前備

五 後備小荷駄奉行

六 旗本

七 遊軍

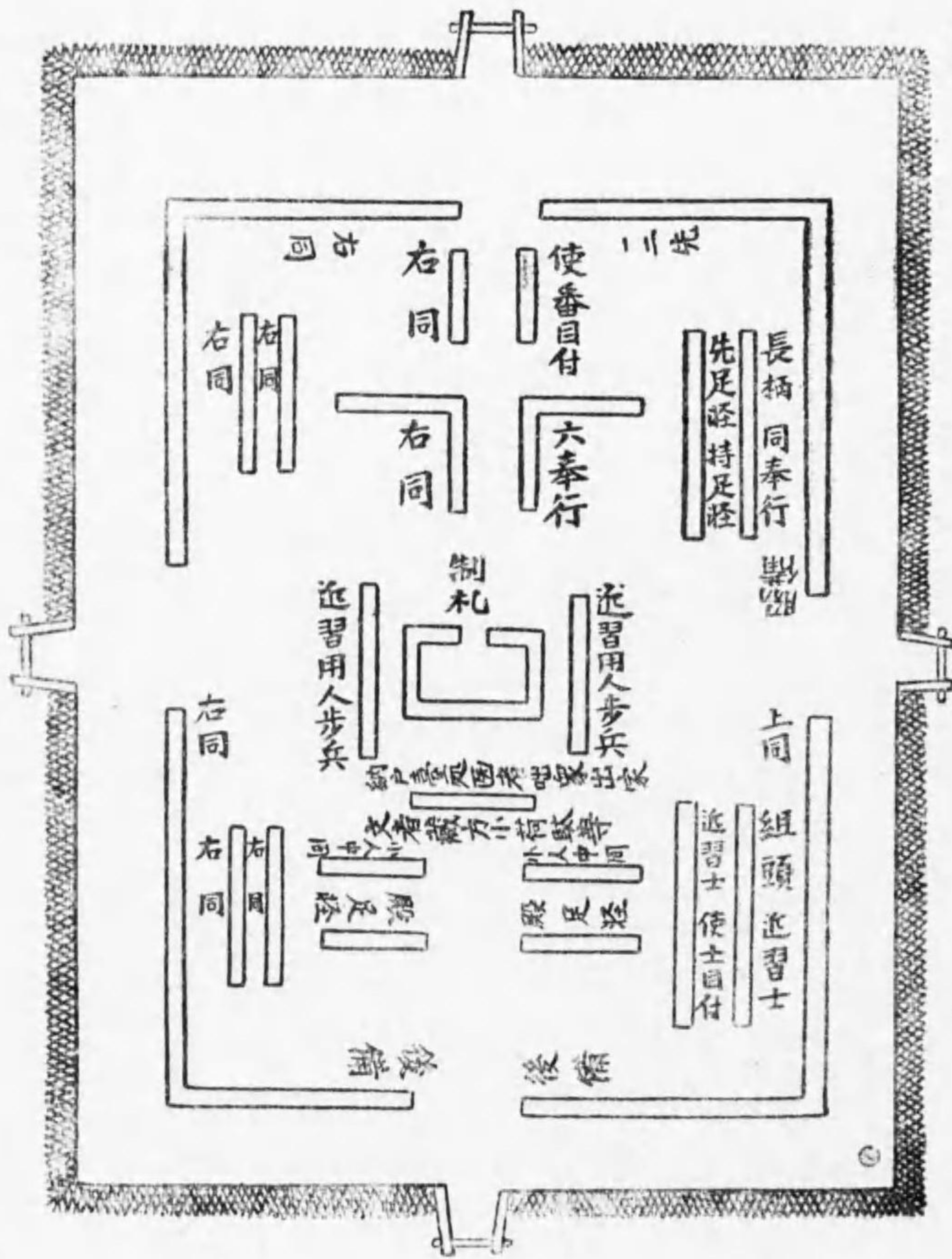
一 亂取先次第人多しとてばいとるべからざる事

一 猥に交往をいたし無禮がさつもの事

一 奪首堅く禁法の事

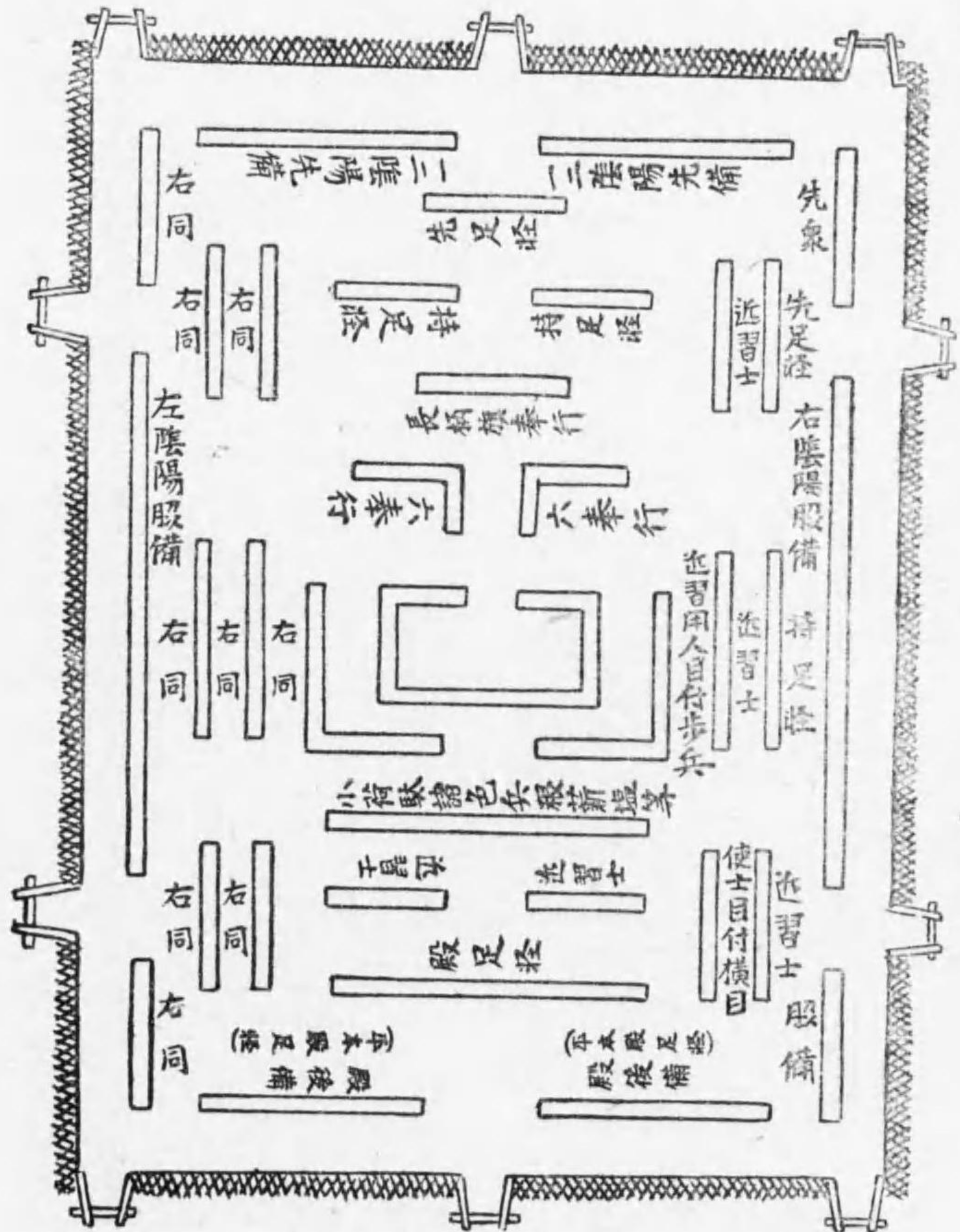
陣取品々の事

一小陣取の事



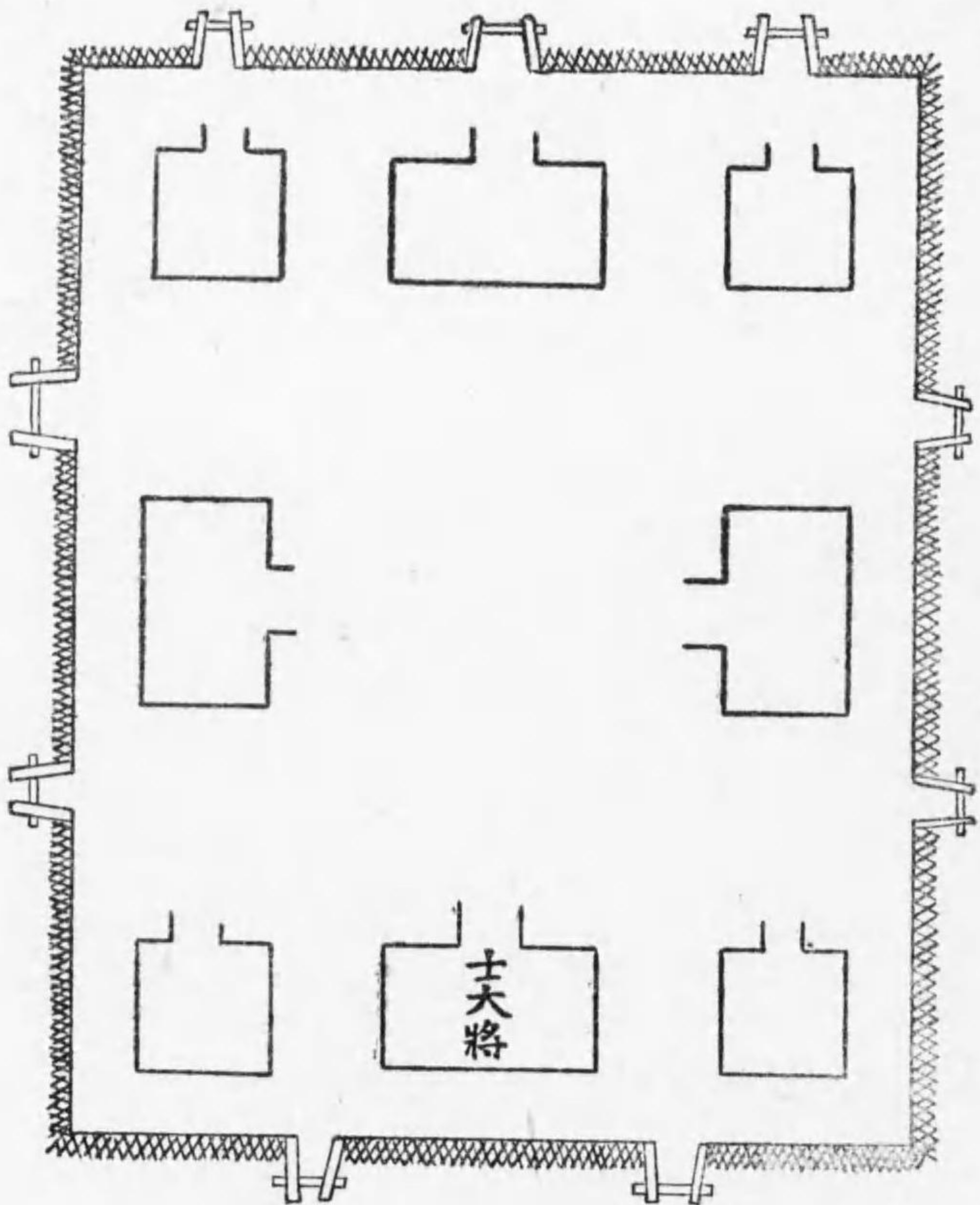
一大陣取の事

武教全書上

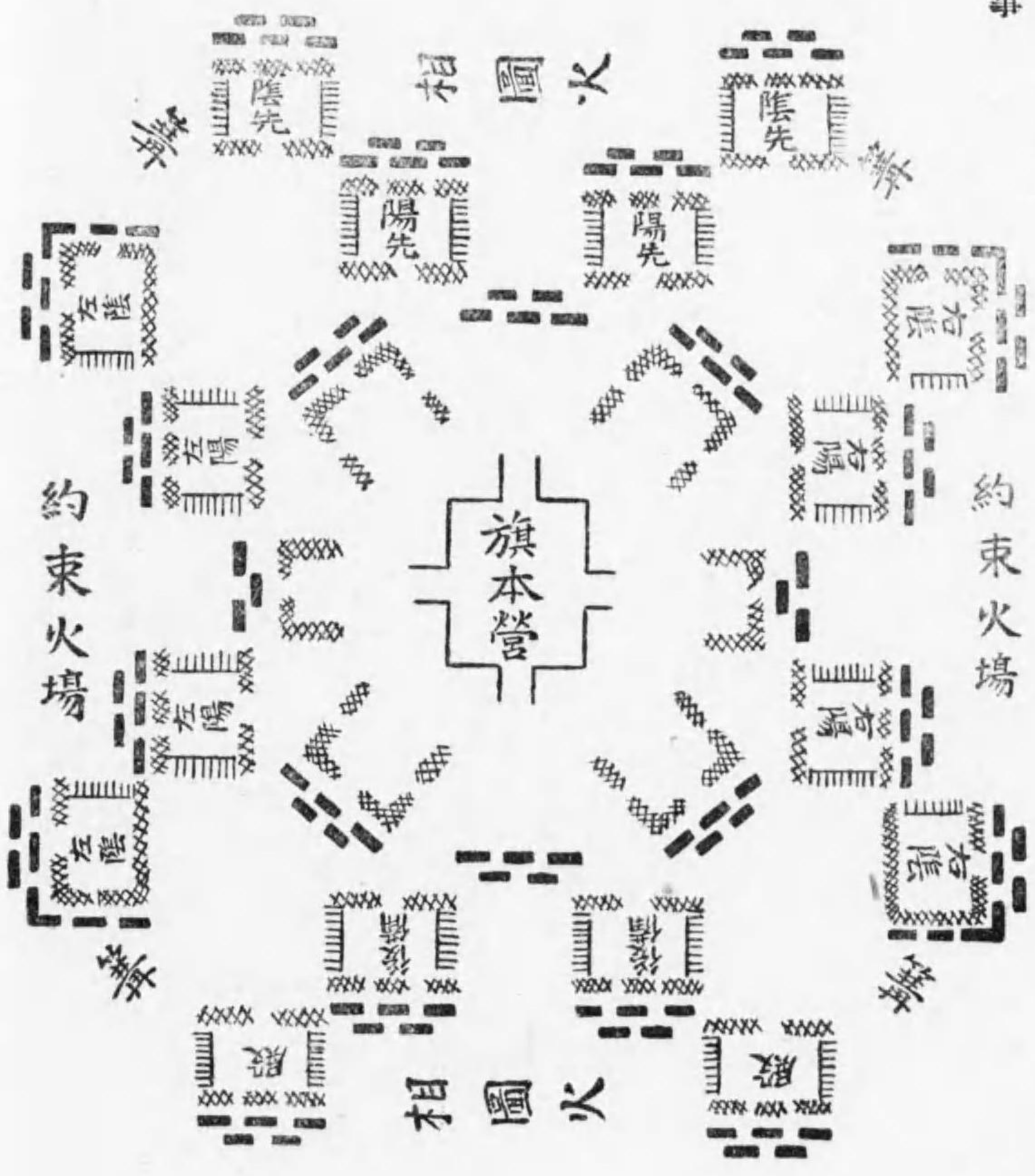


一相陣取の事

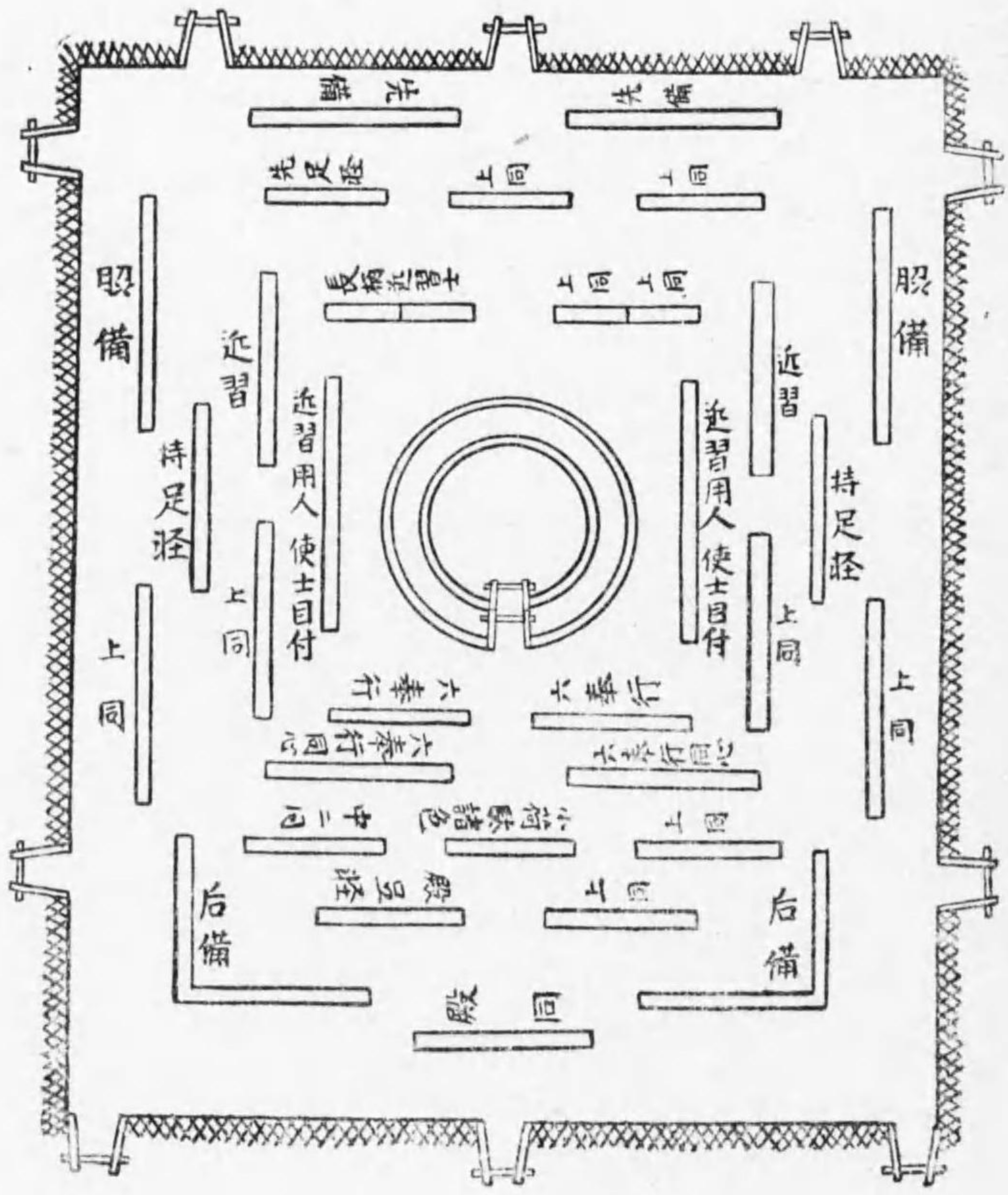
武教全書上



一連陣取の事



一陣取の事



武
教
全
書
坤

武教全書卷之三

城築

地形を撰事

- 一 繁昌の勝地を知る事
- 一 繁昌の地形と云は北高く南低く北南へ長く東南西に水あるを用る事
- 一 四神相應の地形の事
- 一 兵法云東有小河田澤謂青龍南有流水謂朱雀西有道(路、平本別冊)名謂白虎北有山林謂玄武
- 一 地形の性をしる事
- 一 北高くして南低は黒龍の地水性なり南高して北低は赤龍の地火性也西高くして東低は白龍の地金性也東高くして西低は青龍の地木性なり中高して四方低(ママ)きは黃龍の地土性なり
- 一 三段の堅固の事付防戰守成の事
- 一 城堅固國堅固所堅固の事同天險地險人險の事

一陽地陰地の事

陽地は高陽の地陰地は地形狭く卑濕多きをいふなり

平地可見立武功の事

一四方きらくにて見切所遠を可用事

一侍屋敷町屋をわるとも所廣を用る事

一用水をかながゆる事付外よりの用水を嫌事

一足入池ふけ地形の事付土の性をしる事

一船入ちかく物のうん送自由なるを見立る事

一薪草竹藪おほき地形の事付山林樹木の事

一四方を取かこまれざる所を可用事

一山川海陸のかんがへの事

山城可取立地形を撰事

一陰山陽山の事

我居て相戦に利あらざるを陰山といふ城を取て利あるべきを陽山といふなり

- 一陰山に城をとるべき心得の事
- 一守成防戦の地の事

山の見立武功の事

一いたつて高山の頂きには用捨あるべき事

一外よりの用水を大に嫌ふ事

一地形水引のかんがへ付水底に(障子)しやうしの事

一尾すくなきを用る事

一尾ほそく先つまりたるを用る事

一石山砂山土の性かんがへの事回くづれ多を見たてる事

一一方も二方も水あきあるを用る事

一山下に根小屋をわるべき所の事

一林木衆草障りおほき所を用る事

一敵を山下にうけて城内より可働に便あるごとく山を取たつる事

一山の地形をひき木を伐て城となるべき高下様子心の繩張かんがへの事

城取繩張の事

一方圓の繩張の事

曲尺 分數 一城別郭 別郭一城の事

陰陽 城陽郭陰 城陰郭陽の事

形名 前後左右中 追手搦手二三本

一度量數稱勝の事付大中小三段の事

一地形によつて形を制する事

城取繩張武功の事

一ちいさくまろく繩張可致事

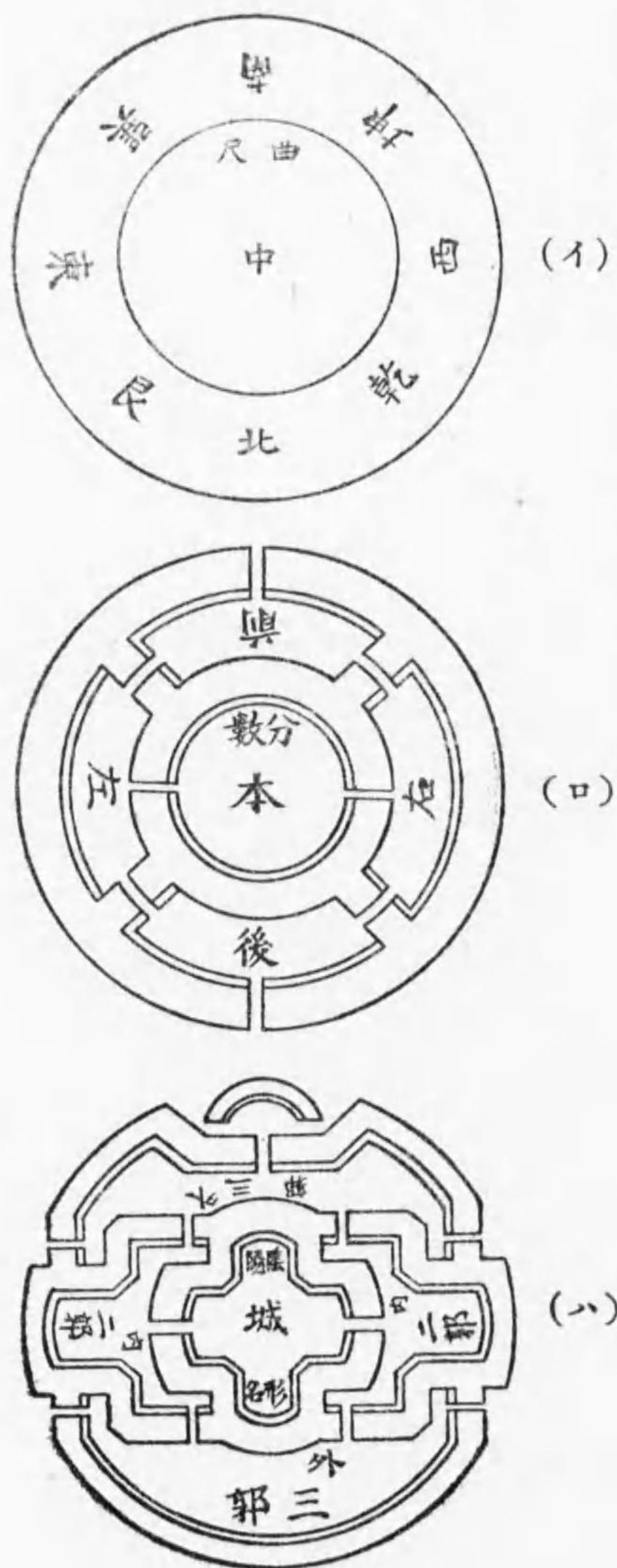
大なる城は小勢をもつて籠城いたしがたし長くけたなる城は城内狭く外廣し横矢を用るに徳すくなきなり猶口傳をうくべし

一平城に山城の繩張山城に平城の繩張の事

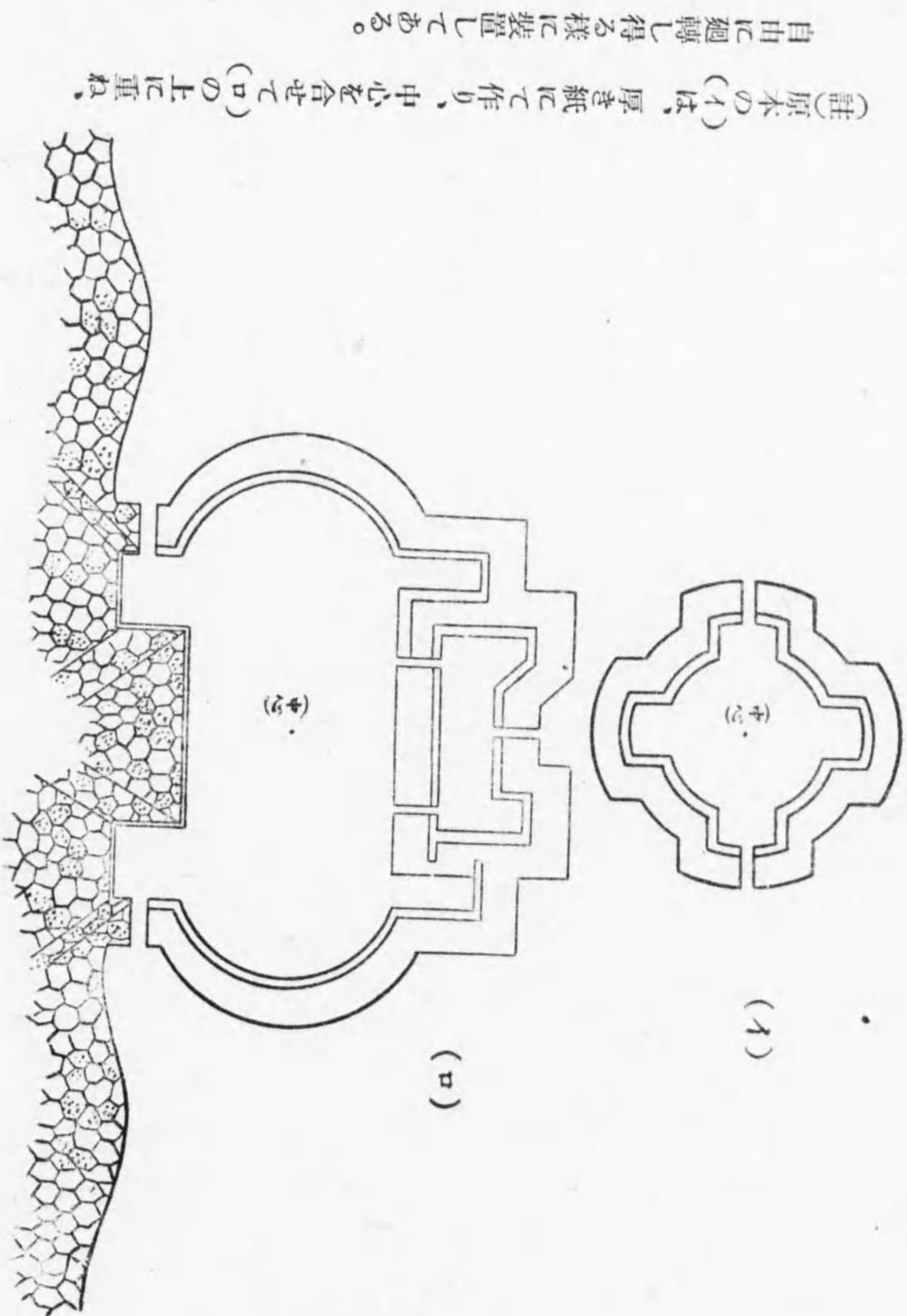
一堅固を一方に受て繩張いたし様の事

城の後堅固の繩といふ是也末に出せり

一堅固を前うしろにいたす心得の事
一平城山城共に空地の事
一ちかくに高山有て見ゆるにしとみ様の事



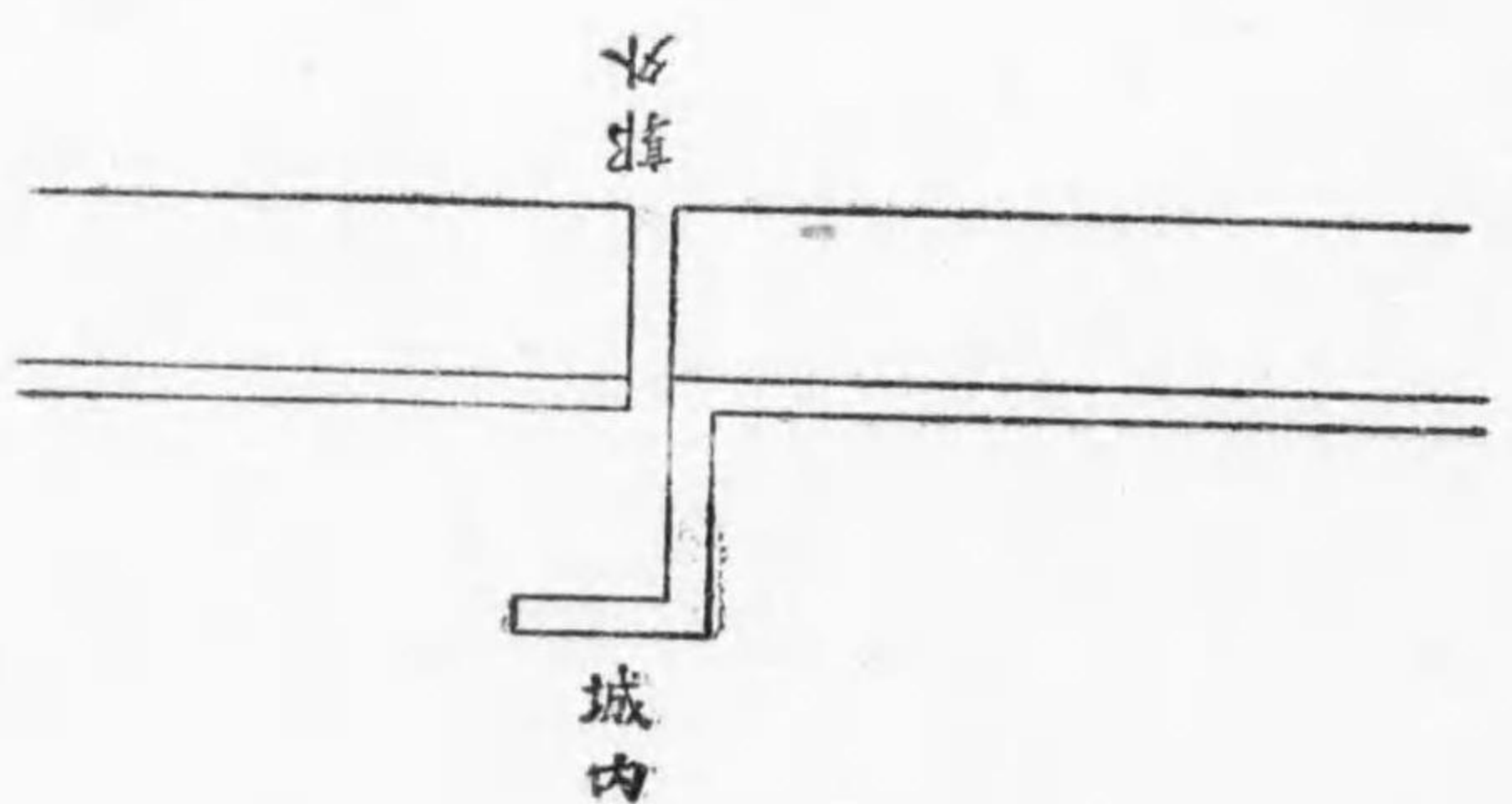
(註)原本は、(イ)(ロ)(ハ)を一處に重ね、右左にかへせば、各々の圖が見える様に装置してある。



小口品々の事

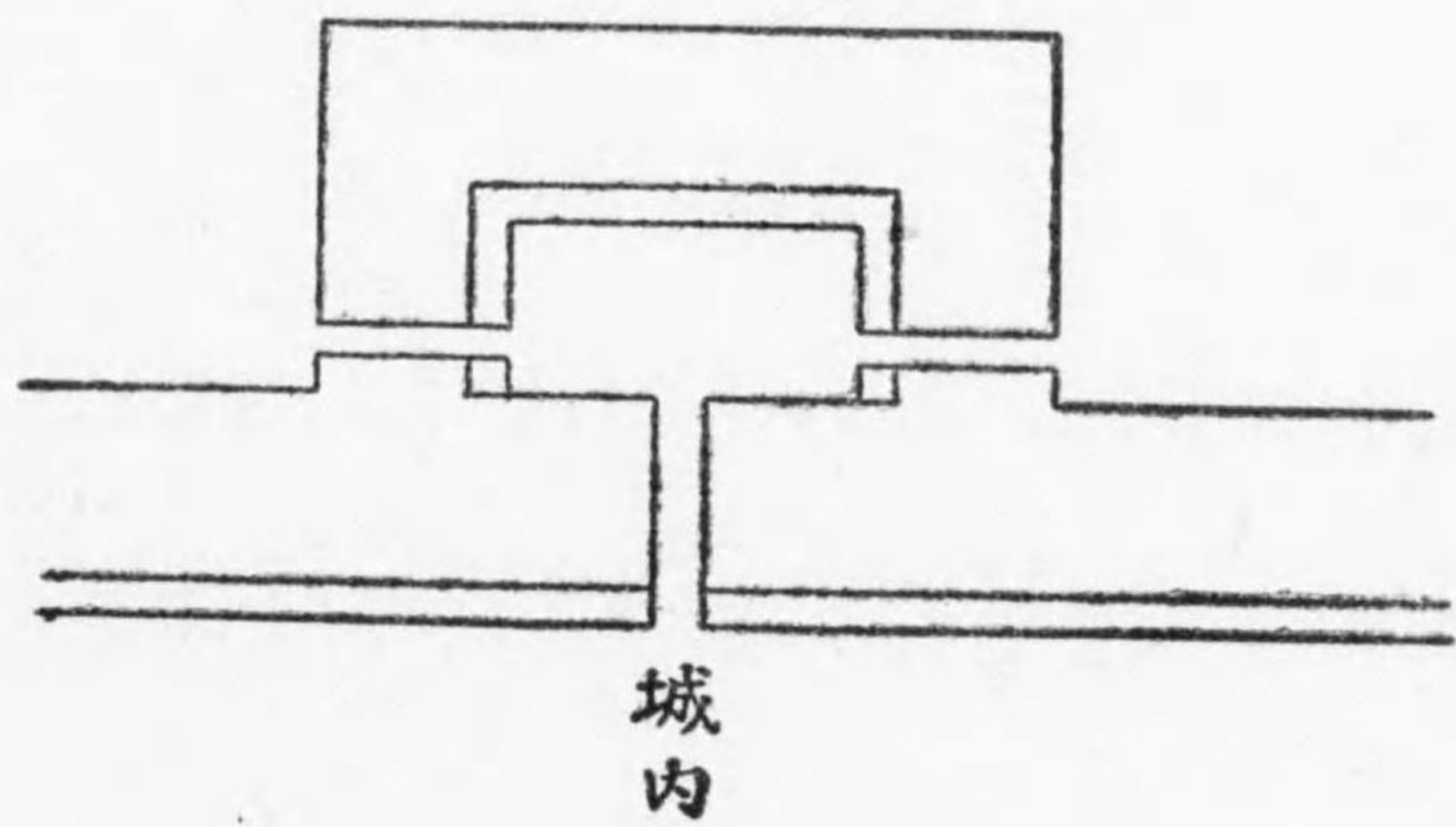
一大陰の小口内升形の事付外升形の事

圖云



一草の角馬出の事

虎口の向に四角に可取間敷は橋の向より十間左右廿間なるべし此外に土居敷可有也



一草丸馬出の事

角馬出の角をおとして丸くとするをいふなり間敷は橋のむかふまで拾間に繩を張夫をまはせば左右廿間也

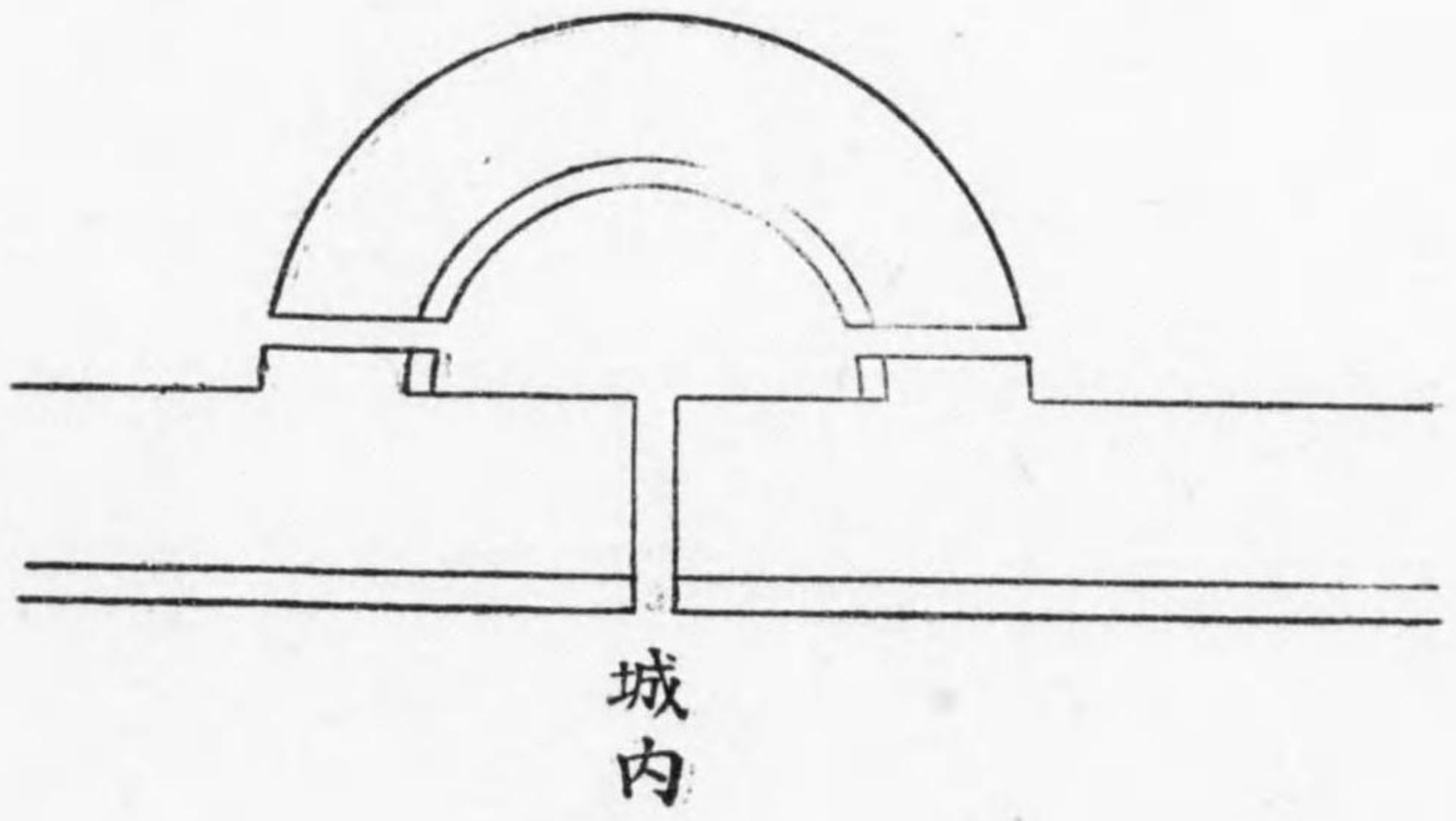
一橋の左右らんかんに板の事

一土橋植物の事

一馬出三間のかきの事

一内馬出の事

丸馬出の事



一眞の角馬出の事

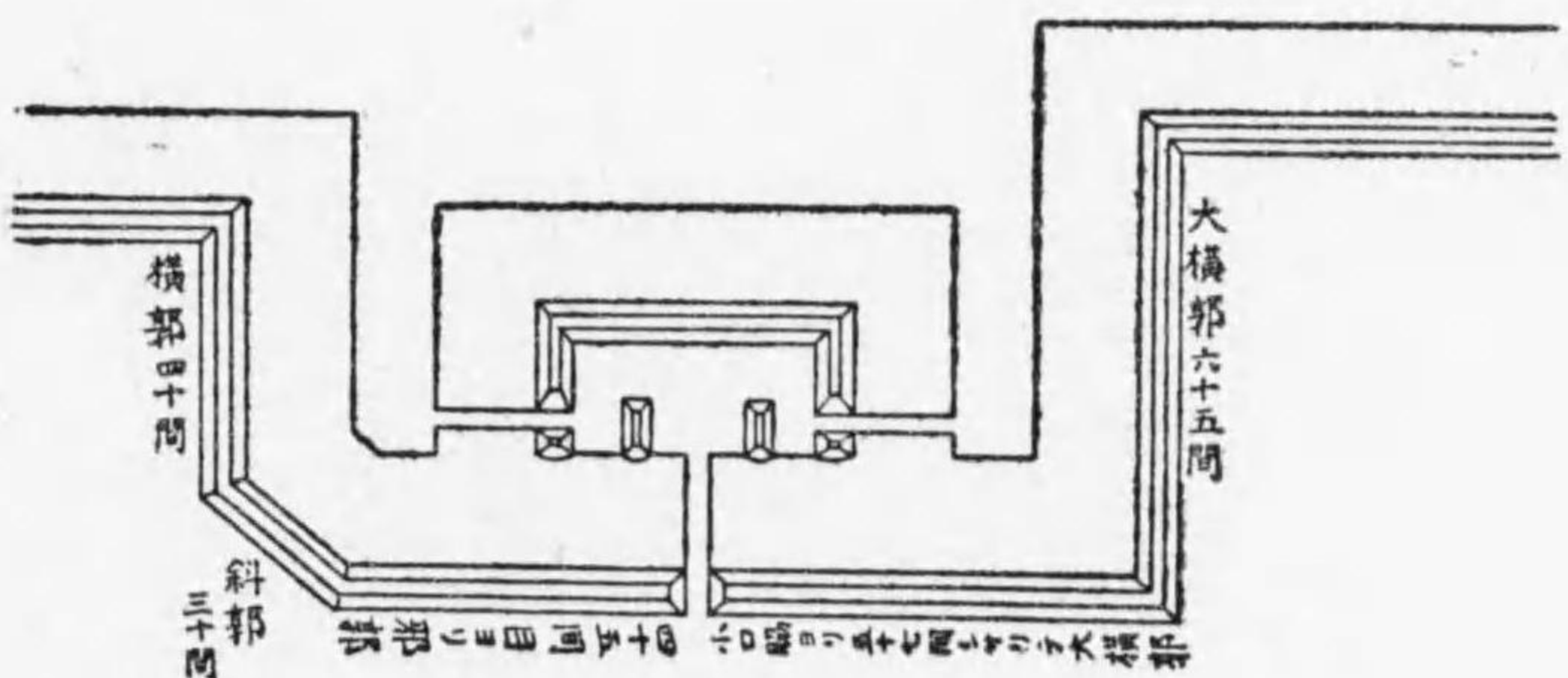
大横郭をとりひつみ郭をいたし一二の門を可立

一眞之丸馬出の事

左右にひつみ郭を取兩袖の升形を取出しかさししとみかくし繩を用ひて見ゆる所を蒔む事今案に
 眞の馬出と云事本圖左のごとしといへ共虎口のとり様あしき時は極陰たるべし其上普請の^(大)手間
 ふい也必とすべからず心得有べき事なり

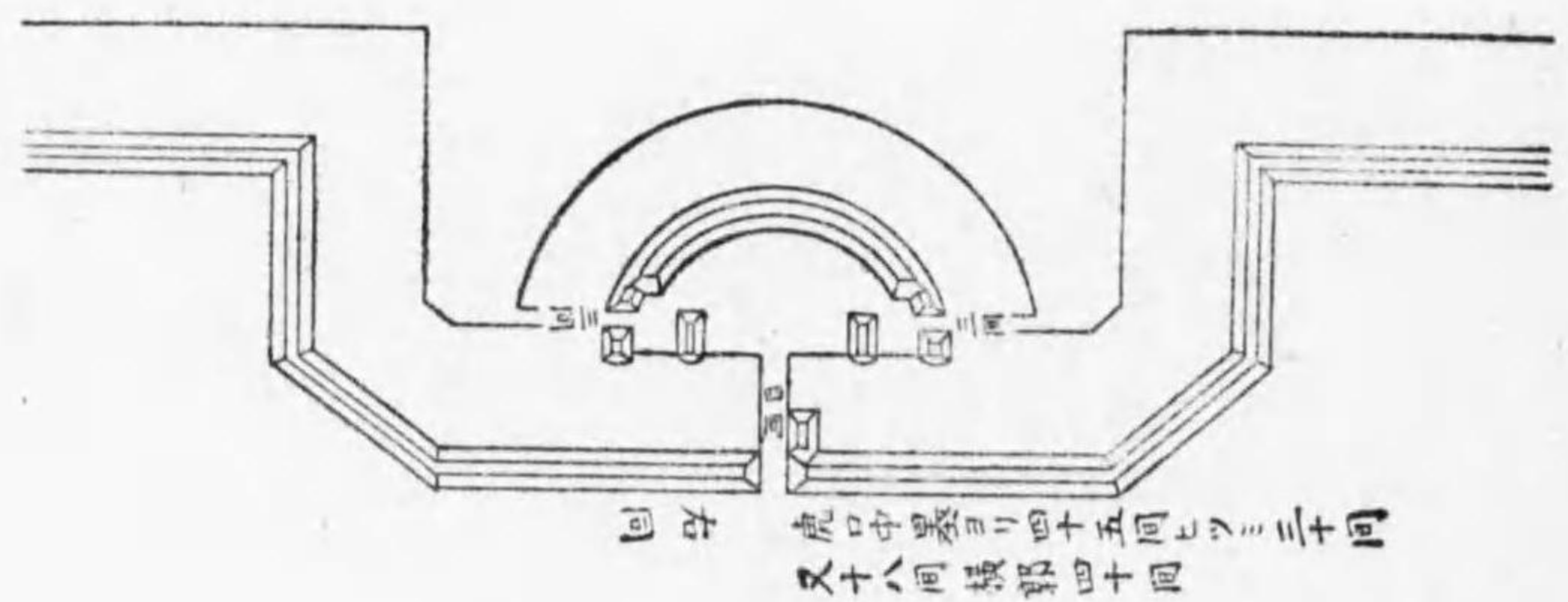
眞角馬出土居敷

- 六間
- 外ノリ二間
- 内ノリ二間
- 内上ノ平二間
- 坪數百七十二坪
- 見付敷二間長七間高準門
- 馬出堀十間
- 左右橋三間宛
- 外廻九十六間
- 本城土居敷八間
- 外ノリ三間
- 内ノリ三間
- 上ノ平二間
- 堀十五間橋四間

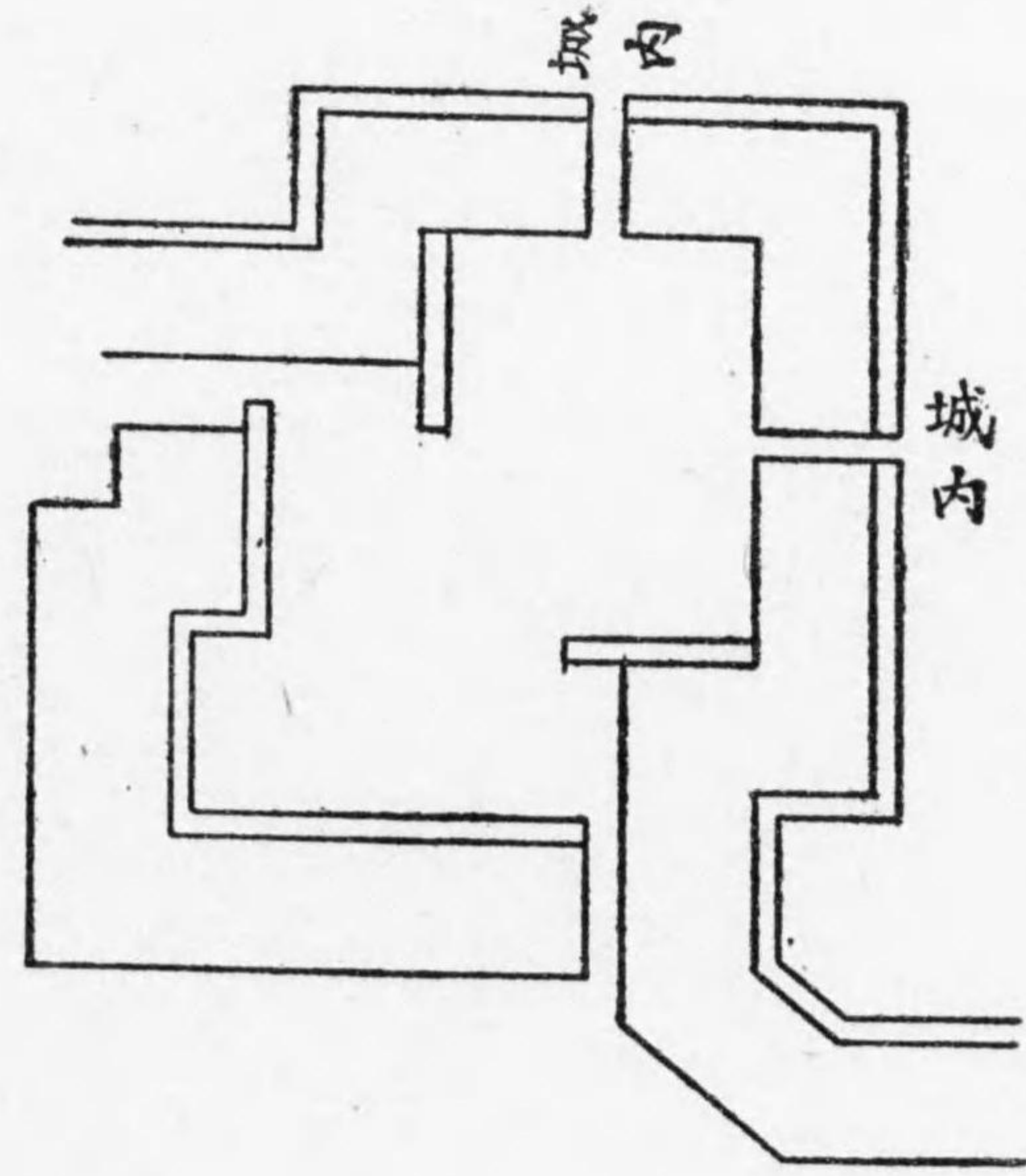


眞丸馬出土居敷

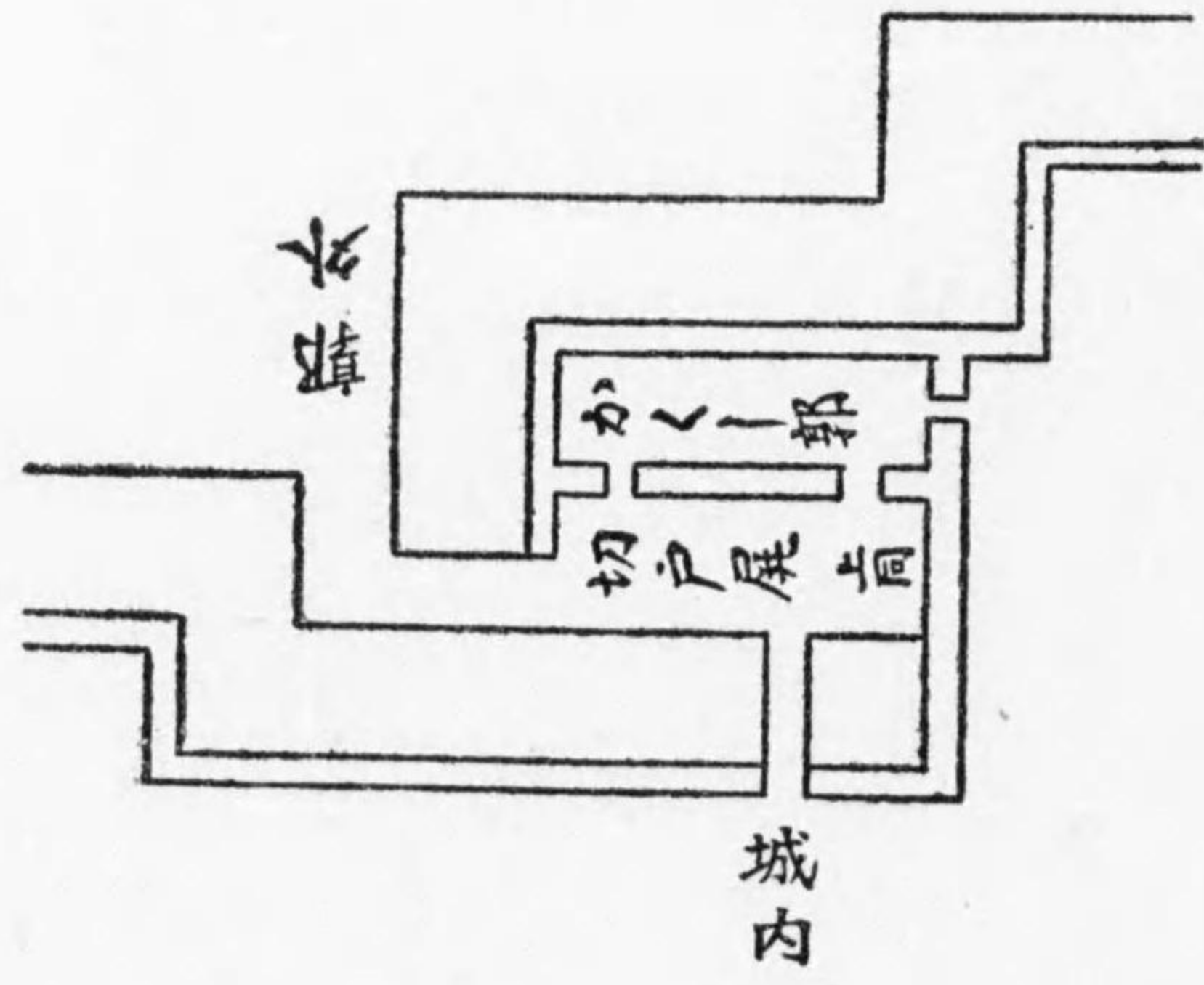
- 六間高二間
- 外ノリ二間
- 上ノ平二間
- 内武者走二間
- 同堀十間私繩三間カサシ三間
シトミ二間
- 本城土居高三間
- 敷八間
- 外ノリ三間
- 内ノリ三間
- 武者走二間
- 同堀十五間
- 馬出ノ坪敷二百四十二間
- 橋ノ中スミヨリ十三間
- 向左右廿間其内ノ坪敷如斯也
- 馬出堀外廻廻八十間餘



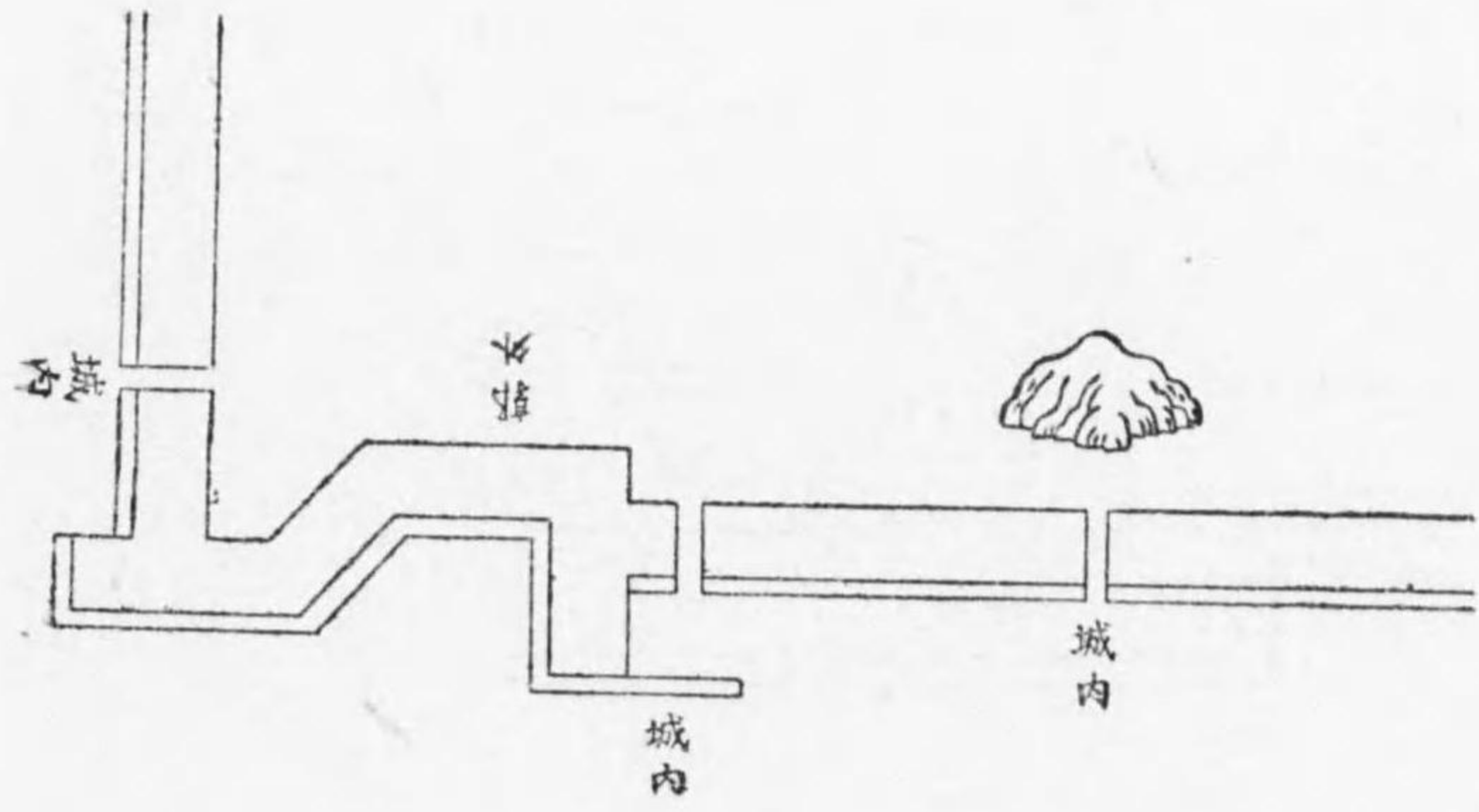
一辻之馬出の事



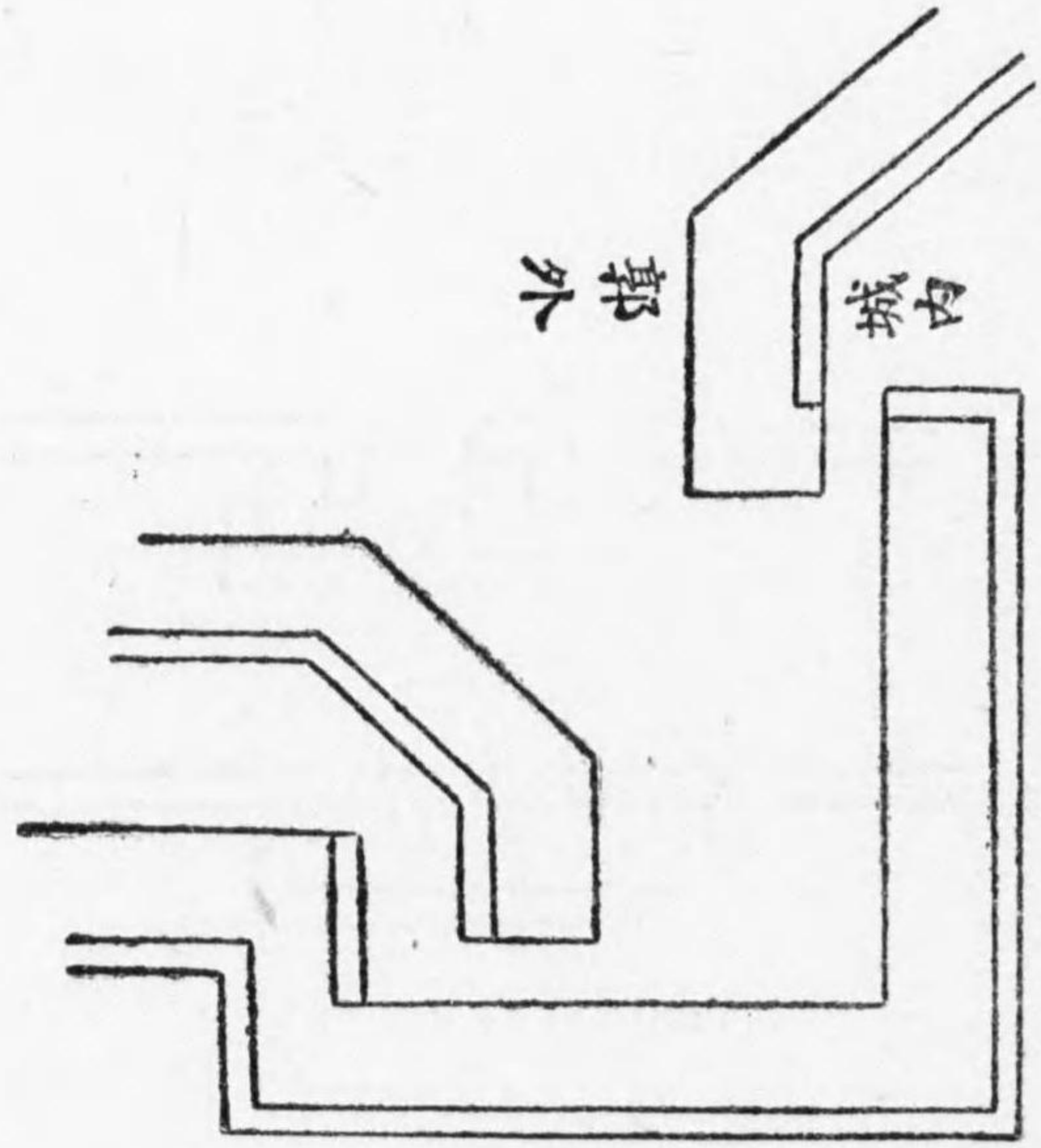
一曲尺の馬出の事
 かねの馬出つほの升形付隠し郭の事



一 的山馬出の事

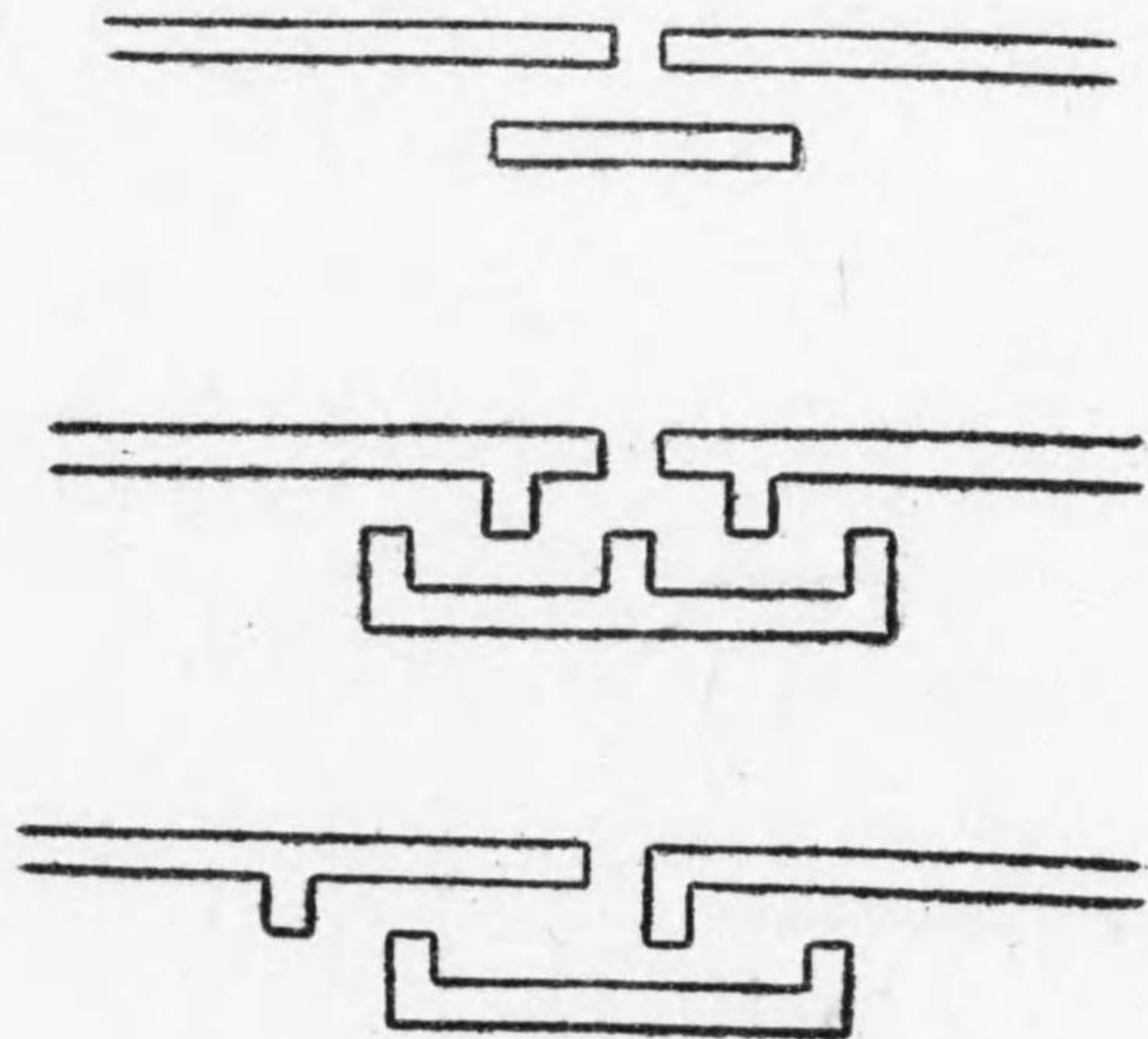


一 ならひ小口の事



一 むかふ小口の事

一 小口しとみの事



一 陽の小口の事

味方の人數出し能をいふ也

一 陰の小口の事

味方の人數出しにくきをいふ也

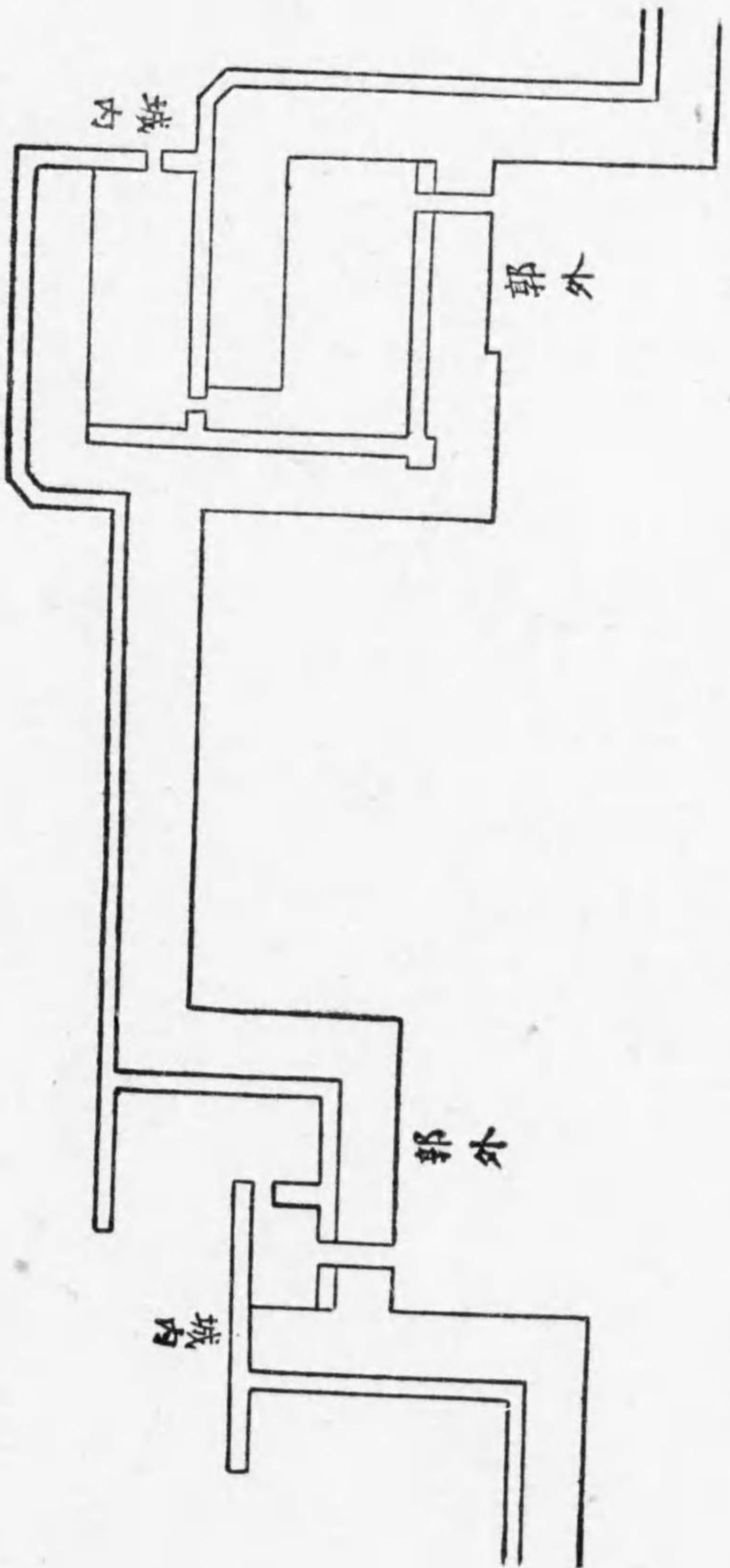
一 陽中陰之小口の事

一 陰中陽の小口の事

一 巴字口の事

一 行とまりの小口の事

一 かくし小口の事



郭の事

- 一 陰陽の郭の事
- 一 郭廣狹の事

一 横郭邪郭の事 (平本、ひつみくるわ)

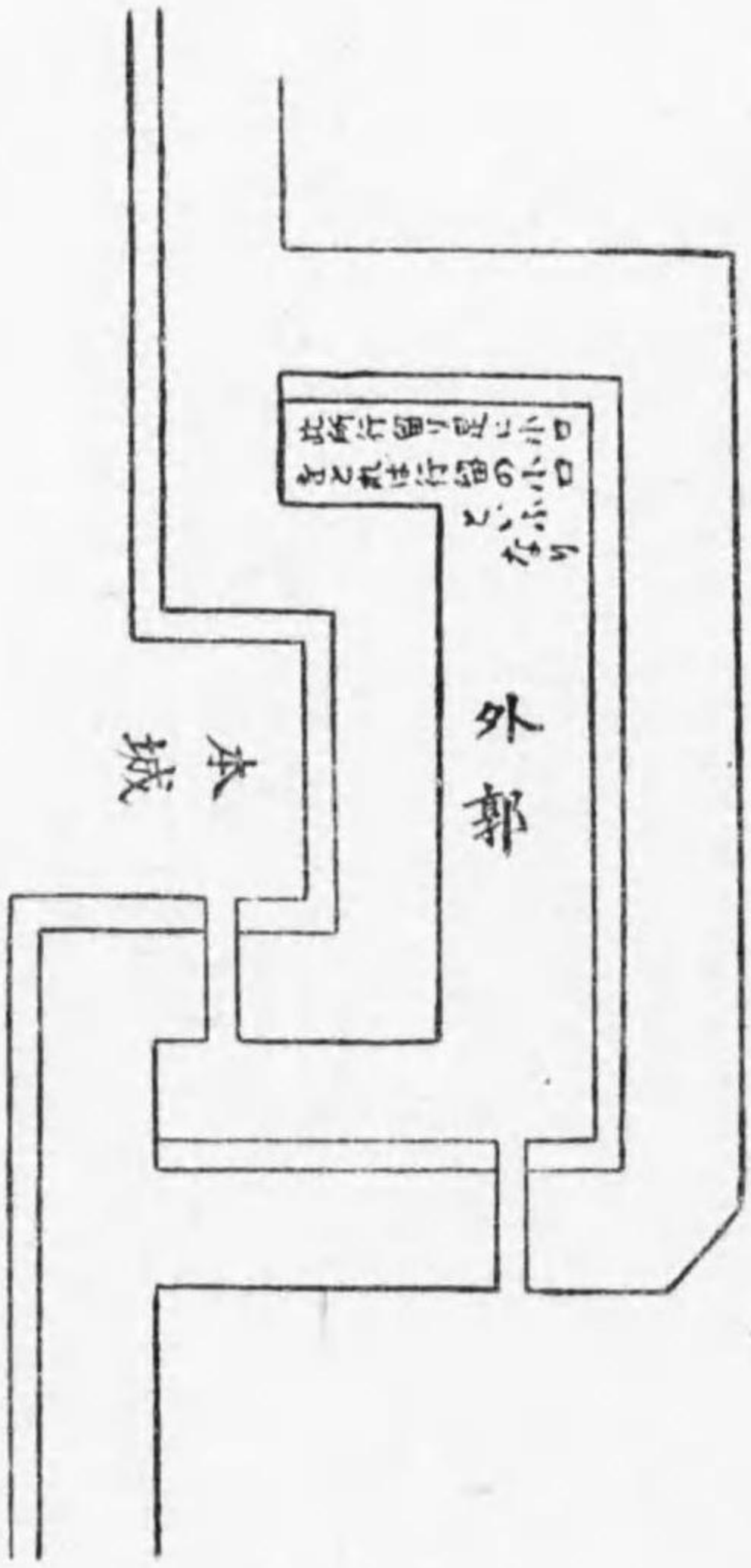
一 内外の郭の事

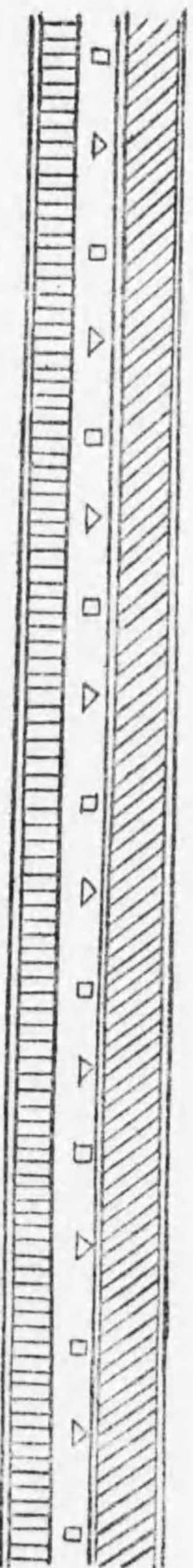
一 腰郭の事

一 行留の郭の事

しとみかさしの事

- 一 しとみの屏しとみの土居しとみの櫓しとみのやしきしとみの植物の事
- 一 かさしの屏かさしの土居かさしの櫓かさしのやしきかさしの植物の事





重ろ板

合板

雁木板

犬はしりの圖

